

令和3年 第2回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 3年 6月14日 開会

令和 3年 6月17日 閉会

大 樹 町 議 会

令和3年第2回大樹町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月14日（月曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 陳情第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
- 第 7 報告第 2号 令和2年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 8 報告第 3号 令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 9 報告第 4号 令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について
- 第10 議案第 35号 大樹町手数料徴収条例の一部改正について
- 第11 議案第 36号 大樹町個人情報保護条例の一部改正について
- 第12 議案第 37号 大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第 38号 令和3年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第 39号 令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第15 議案第 40号 令和3年度大樹町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第 41号 令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第 42号 令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第 43号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第 44号 工事請負契約の締結について
- 第20 議案第 45号 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約に関する変更契約の締結について
- 第21 議案第 46号 財産の取得について

○出席議員（12名）

| | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 松本敏光 | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

| | |
|----------------------------|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 黒川豊 |
| 総務課長 | 鈴木敏明 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢巖則 |
| 企画商工課参事 | 大塚幹浩 |
| 住民課長 | 佐藤弘康 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井上博樹 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松木義行 |
| 町営牧場参事 | 梅津雄二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 水津孝一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬尾裕信 |
| 町立病院事務長 | 下山路博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見由香 |

<教育委員会>

| | |
|-------------|------|
| 教育長 | 板谷裕康 |
| 学校教育課長 | 乾飛鳥 |
| 学校給食センター所長 | 楠本正樹 |
| 社会教育課長兼図書館長 | 清原勝利 |

<農業委員会>

| | |
|-----------|------|
| 農業委員会長 | 穀内和夫 |
| 農業委員会事務局長 | 吉田隆広 |

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長

小 森 力

主 事

八重柏 慧 峻

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、令和3年第2回大樹町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、
6番 船戸健二君
7番 松本敏光君
8番 西田輝樹君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。
先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長、菅敏範君。

○菅敏範議会運営委員長

去る6月7日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議したのご報告いたします。

本定例会への提出事件は、陳情1件、報告3件、条例の一部改正3件、補正予算5件、契約の締結2件、契約変更の締結1件、財産の取得1件、一般質問は8議員12項目であります。

これらの状況を考慮、検討した結果、会期は本日6月14日から6月17日までの4日間とし、会議日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようお願い申し上げます、委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は、省略いたします。

◎日程第3 会期決定

○議長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月14日から6月17日までの4日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月14日から6月17日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般報告

○議長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長より報告いたします。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、令和3年3月2日開会の定例第1回町議会以降の諸般につきましてご報告申し上げます。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による3月、4月、5月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がございました。

第2、一部事務組合議会等について。

令和3年第2回十勝圏複合事務組合議会臨時会、令和3年第2回とかち広域消防事務組合議会臨時会が5月27日、帯広市において開催され、組合議員であります議長が出席してございます。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会が1回、経済常任委員会が1回、広報広聴常任委員会が2回、議会運営委員会が7回開催されております。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で諸般報告を終わらせていただきます。

○議長

以上で諸般報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒 森 町 長

それでは、令和3年5月11日開催の第2回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の新型コロナウイルス感染症についてであります。5月3日から開始しました65歳以上の高齢者のワクチン接種は、6月11日現在、対象者1,986名中、1,872名、94.3%の方が予約を済ませ、6月12日現在の1回目接種済み者は1,742名で、対象者に対する接種率は87.7%。5月24日からは2回目の接種を始め、1,289名、64.9%の方が接種を終えております。高齢者の接種に一定の目処がついたことから、6月2日には16歳から64歳以下の方、2,825名のうち、医療従事者等を除く2,575名に接種券を送付しております。

高齢者接種の受付では、電話が繋がらないなどご迷惑をおかけしたことから、今回は6月7日から基礎疾患のある方や介護サービス事業所、小中高等学校の教職員、認定こども園や学童保育所の従事者などを優先的に受け付けし、6月9日からは基礎疾患のない60歳から64歳の方、それ以外の方については、本日6月14日から受付を行っており、電話のほか、ファックスや町のホームページからの申込みを行えるようにするとともに、11日までは受付時間を延長して対応しております。基礎疾患のある方などに対するワクチンの優先接種は本日から行っており、それ以外の方については、16日から接種してまいりたいと考えております。

議会からのお申し入れのありました介護サービス事業所、社会福祉協議会の職員、特別職は、ワクチンの余剰を使って1回目の接種を終えております。小中高等学校の教職員や認定こども園、学童保育所の職員などは112名の予約が済んでおり、随時接種を行ってまいります。また、ワクチン接種の対象が12歳以上に引き下げられたことから、対象者に接種券を送付するよう、準備を進めております。

2番目の叙勲の発令についてであります。石坂にお住まいの元大樹消防団分団長であ

りました水谷稔氏が春の叙勲で瑞宝単光章を受賞され、ご本人の意向により、5月26日ご自宅にお届けをしております。

3番目の航空宇宙関連についてであります。5月24日に、ナビコムアビエーション(株)が8月にモーターグライダーを利用した飛行試験を実施するため、機体を航空公園に搬入し、慣熟のための飛行を行っております。また、5月27日には、8月26・27日に大樹町及び帯広市で開催する宇宙ビジネスカンファレンス北海道宇宙サミットの記者発表をオンラインで実施しております。

4番目の町営牧場夏期放牧入牧状況についてであります。前年に比べ、利用戸数及び入牧頭数ともに減少となっております。夏期放牧は、おおむね10月いっぱいを目処としておりますので、預託者の皆様にご満足いただけるよう努めてまいります。

5番目の財産の処分についてであります。旧尾田小学校の職員住宅地2区画を町内企業に売却しております。内容については、後ほどお目通しをお願いいたします。

6番目の令和3年度の国及び道における大樹町関連事業につきまして、情報を掲載させていただきましたので、お目通しをお願いいたします。

7番目の委員の委嘱についてであります。大樹町民生員推薦会委員、大樹町子ども子育て支援会議委員、大樹町地域安全推進協議会委員をそれぞれ記載のとおりご委嘱申し上げます。

8番目の農作物の生育状況についてであります。別紙を添付しております。

6月1日現在の成育状況は、農作業の進捗状況に若干ばらつきがあるものの、成育は直販のてん菜を除いて、おおむね平年並みからやや良となっており、このまま順調に推移することを期待しております。

9番目の入札執行関係についてであります。指名競争入札により工事請負契約を14件、業務委託契約を11件、物品購入契約を4件、それぞれ記載のとおりの内容で締結しております。

10番目の法人認定こども園建設事業についてであります。当初予算において、法人認定こども園建設事業補助金として計上しております(仮称)認定こども園大樹保育園の入札執行が行われ、記載のとおり報告を受けております。

11番目の人事関係、12番目のその他、来町者及び会議出席等の関係につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

はじめに、1番目の委員の委嘱についてでございます。

- (1) 大樹町学校給食運営委員会委員9名、
- (2) 大樹町学校運営協議会委員28名、
- (3) 大樹町スポーツ推進委員5名、
- (4) 大樹町図書館運営委員会委員7名につきまし

ては、改選期を迎えましたので、記載されている方に委員を委嘱したところでございます。また、（５）大樹町社会教育委員につきましては、委員の補充として新たに２名の方に委員を委嘱したところでございます。

２番目のその他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

報告が終わりました。

ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

新型コロナウイルスの関係につきまして、今、町長から行政報告があったわけですが、大樹町の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、管内で一番早かったと思いますけれども接種を始められ、住民は皆、安心しているところとっております。感謝申し上げます。今後も順調に進むことを望みます。よろしく願いいたします。

新型コロナワクチンの関係は、一般質問もあることから、ダブっていない中で質問させていただきたいと思いますが、具体的な資料がなければあれですけれども、医療従事者等優先接種対象者の接種状況、医者、看護師などが優先接種の対象者になっているわけですが、職種ごとに１回目が開始され、それから２回目が終わられた完了日をお聞きいたします。

それから、高齢者等の施設従事者の接種は、基礎疾患を有する者と時期を合わせてこれから開始するということになっていると思いますけれども、報道にありましたけれども、消防の職員、特に救急隊員の接種率が低かったという報道がありました。５月２６日だと思っていますけれども、接種状況等議員協議会の中でお聞きしたときに、医療従事者等と併せて進めておりますということでありましたので、救急隊員の接種はもう医師や看護師並みに終わっているのかなと思っていましたところ、管内ではそんなに進んでいないということでした。大樹町の消防の救急隊員の接種状況はどうなっているのか、いつ頃始められ、いつ頃終わったのか、それもお聞きできればと思います。

それと、今後こういうことがあれば、救急隊員は、医者や看護師と同じようにやっぱり最優先接種される方々ではないかなと思いますので、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

最後に、理容業、美容業の方達の関係で、直接お客さんと接すると。特に理容業などは顔そり等もありますので、どうしてもお客さんがマスクを外して対応しなければならないと……。

○議 長

報告の範囲内での質疑です。

○吉岡信弘議員

このワクチンの接種を優先的に、保母達と一緒に優先的にできないか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長

報告の範囲内での質疑です。

理容業、美容業の関係は逸脱しています。

○吉岡信弘議員

先ほど言ったことに答えられるものだけお願いします。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

医療従事者の接種状況についてお答えします。

医療従事者の部分につきましては、町内の医療従事者266名が6月12日現在で1回目の接種を終了しておりまして、そのうち2回目まで接種が終了した人が246名ということで、2回目ももうすぐ全員終了するというような形になっております。

あと、高齢者施設の従事者につきましても、大樹町の場合、老人保健施設ですとか特養も医療従事者のうちに含めておりまして、もう既に1回目の接種は完了しているような状況になっております。

あと、その他の通所施設等の高齢者施設の従事者につきましても、町内の方につきましては、接種のほうは6月12日までに終了しているようなことになっております。

それと、理美容業の関係ですが、今回の優先接種の中には、国のほうの優先接種の業種の中にも理美容業は入ってございません。大樹町におきましては、特別基礎疾患がなければ、年齢も60歳未満であれば、本日から接種のほうの予約をしていただいて、16日から接種をしていただくということになっておりますが、既に基礎疾患ですとか60歳以上の理美容業の方で申し込まれている方もいらっしゃると思いますので、そのような形で特別な優先枠というわけではなく、一般の流れの優先の枠の中で申し込んでいただくという形になっております。

あと、消防につきましては、消防のほうから報告します。

○議 長

杉山総務課参事。

○杉山総務課参事

消防でございますけれども、消防は、1回目の接種が5月12日に始まりまして、5月23日で終了しております。2回目にあたりましては、6月3日から始まりまして、本日6月14日3名をもちまして100%となります。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

町営牧場の夏期放牧について聞きたいのですけれども、今年度については、前年度に比べて137頭マイナスなのですけれども、それで、その後6月1日付で追加分の申込みをしているはずなのですよね、21日締切りで。それは希望者がいたのか。いたとしたら何頭になるのか、直近の数字を知りたいのですけれども、1つは、それをよろしく願いいたします。

もう1点は、6ページの業務委託契約ですけれども、役場庁舎のアスベスト等の事前調査業務ですけれども、調査業務の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長

梅津町営牧場参事。

○梅津町営牧場参事

6月1日、継続申込みということで取りまとめの最中ですが、今のところ申込みはございません。

○議長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

アスベストの調査関係でございますが、アスベストの定性分析ということで、現在の役場を解体するにあたって、壁面とかにアスベストが入っているという部分の調査でございます。それと、ダイオキシンにつきましては、焼却炉の近辺にダイオキシン分類が入っているということで、事前調査するというものでございます。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

アスベストの関係ですけれども、調査の内容によっては、当初の解体工事費にある程度もろみはしていると思うのですけれども、場合によっては、それが膨らむという試算調査も入っているのか。工事費が膨らむということがあり得るのか、それについてお聞きしたいのと。

牧場の関係ですけれども、今回ゼロということが分かりました。それで、もう1つ心配なのは、冬期に向かって10.6ヘクタールとか青草で販売しているのですけれども、それをするという事は、冬期舎外もおのずと頭数の委託を減らしていく方向なのか、方向性についてお聞きしたいです。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

アスベストの関係でございますが、調査の結果次第では工事費が増える可能性もございます。

以上でございます。

○議 長

松木農林水産課長兼町営牧場長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

町営牧場の冬期舎外の見込みの関係でございます。実際、大規模農場の家畜伝染病の関係で、大口が預託は厳しいのかなと考えています。ただ、今回10ヘクタールほど青草販売という形で処理していますけれども、昨年以降の餌も残っていますので、例年600頭ぐらいの冬期舎外を行っていますけれども、その程度の餌の確保は今年の分も含めて確保できると思います。

ただ、実際600頭が400頭になるのか450頭になるのか、その辺につきましては、今後の申込みの取りまとめという形になりますけれども、例年の規模には到達しないのかなという見方をしております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

教育委員会の報告の中の3ページの大樹町スポーツ推進委員のことなのですが、この方々はいずれも立派な方々で承知している方ですので、そのことについての話でなくて、お聞きしたいのは、ここの委員に推薦されるべき団体数というのがどれぐらいあるのか。

あと、5人の中でミニバレー協会の方が2名入っているのですけれども、それだけスポーツ関係のほうの活動が停滞していると言っているのか、そこら辺の事情をお聞かせいただきたいと思います。委員がどうのこうのというふうな意味ではございませんので誤解のないように重ねて申し上げます。

○議 長

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長兼図書館長

スポーツ推進委員の関係ですけれども、スポーツ推進委員は、スポーツ推進委員に関する規則というのがございまして、その中で委嘱について定めておりますけれども、その条文でいきますと、推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、その職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から教育委員会が委嘱すると

ということになっております。特に、どこどこスポーツ団体から1名とか、上限が何名とかというふうには決まっているわけではありません。スポーツに携わっている方の全体の中から教育委員会のほうでスポーツ推進委員にふさわしいという方を選任させていただいているので、今回たまたまミニバレー協会の方から2人ということにはなりましたけれども、特段枠を設けているわけでもありませんし、全体の中でふさわしい方を選任させていただいているという状況です。

以上です。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

了解です。了解なのですけれども、私がお聞きしたのは、分母たる団体なりスポーツ関係団体の体力が落ちているのかというふうなことで、偏りができていけば問題だなというふうに思っておりますので、分母たる部分というのは、どれぐらいの中で何団体が出てきたのか、それをもう一度お聞かせください。

○議長

西田議員、手元に資料がないようで、後で報告するということでよろしいですか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

なお、ただいまの行政報告に対する一般質問の通告期限は、明日正午までといたします。

これをもって、行政報告を終わります。

◎日程第6 陳情第2号

○議長

日程第6 陳情第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情についての件を議題といたします。

陳情の内容については、お手元に配付したとおりで、この陳情の審査については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第7 報告第2号

○議長

日程第7 報告第2号令和2年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第2号令和2年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町一般会計補正予算（第12号）でお認めをいただいたもの及び（第13号）の専決処分により報告を行った繰越明許費に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところにより報告するものであります。

内容につきましては、朗読によりご説明をいたします。

報告第2号令和2年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和2年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記。

令和2年度大樹町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、事業名、高度無線環境整備推進事業。金額5億647万円、翌年度繰越額5億647万円。繰越財源は未収入特定財源で、国庫支出金が1億8,767万6,000円、町債が3億1,870万円、一般財源は9万4,000円。大樹町整備エリアにおける光ファイバーの整備で、東日本電信電話株式会社に対し、令和3年度整備の完了をもって負担金を支出する必要があるため、繰越明許としたものであります。

同じく2款1項、事業名、スマート街区構築事業。金額2億1,320万円、翌年度繰越額2億1,320万円。繰越財源は未収入特定財源で、道支出金2億1,320万円。令和2年度と3年度における2カ年の契約により事業を進めてきているところではありますが、令和2年度中の工事着手に至らなかったことから、繰越明許としたものであります。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍情報システム改修業務。金額149万6,000円、翌年度繰越額149万6,000円。繰越財源は未収入特定財源で、国庫支出金149万6,000円。

次に、同じく2款3項、事業名、戸籍附票システム改修業務。金額488万4,000円、翌年度繰越額488万4,000円。繰越財源は未収入特定財源で、国庫支出金が488万4,000円。戸籍の副本データと附票の管理システムで、マイナンバー制度導入に係るシステム改修であります。システム開発元からの改修プログラム提供が今年度であるため、繰越明許としたものであります。

4款衛生費1項保健衛生費、事業名、一部事務組合負担金事業。金額587万3,000円、翌年度繰越額1万7,000円。繰越財源は一般財源で1万7,000円。十勝圏複合事務組合負担金のうち下水道建設負担金を伴う工事、汚泥貯留槽辺流水タンク内防食工事等が入札不調により契約に至らなかったため、繰越明許としたものであります。

同じく4款1項、事業名、予防接種事業。金額100万円、翌年度繰越額100万円。繰越財源は未収入特定財源で、国庫支出金100万円。新型コロナウイルスワクチン接種記録システムに対応するための基幹業務システム及び健康管理システムのシステム改修作業が

令和3年度にまたがることから、繰越明許としたものであります。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、産地生産基盤パワーアップ事業。金額4,883万円、翌年度繰越額2,162万5,000円。繰越財源は未収入特定財源で、道支出金2,162万5,000円。リースによる導入の高性能農作業機械は受注生産のもので、納品が本年度であるため、繰越明許費としたものであります。

同じく6款1項、事業名、草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型。金額6,336万6,000円、翌年度繰越額1,760万円。繰越財源は未収入特定財源で、諸収入が1,596万8,000円、町債で140万円、一般財源は23万2,000円。国の令和2年度補正予算額により町が予定している令和3年度分の事業について、前倒しで予算措置され、未執行である令和2年度事業分を繰越明許としたものであります。

7款1項ともに商工費、事業名、市街地開発推進事業。金額1,736万9,000円、翌年度繰越額1,736万9,000円。繰越財源は未収入特定財源で、国庫支出金が1,563万1,000円、一般財源は173万8,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市街地防災拠点駐車場整備工事について、本年度の工事施工となることから、繰越明許としたものであります。

同じく7款1項、事業名、商工業振興対策事業。金額1,800万円、翌年度繰越額1,800万円。繰越財源は未収入特定財源で、国庫支出金が1,800万円。第2弾プレミアム付特別商品券発行事業助成金の事業期間が本年度にまたがるため、繰越明許としたものであります。

8款土木費2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業。金額1,511万円、翌年度繰越額1,511万円。繰越財源は未収入特定財源で、国庫支出金が947万3,000円、町債で560万円、一般財源は3万7,000円。紋進橋補修工事において、令和2年度内に調達の困難な資材があり、令和2年度内の工事完了が見込めないことから、繰越明許としたものであります。

以上、合計で翌年度繰越額8億1,677万1,000円、財源は未収入特定財源が8億1,465万3,000円、一般財源が211万8,000円となりましたので、ご報告を申し上げます。

○議 長

報告の説明が終わりましたので、これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第8 報告第3号

○議 長

日程第8 報告第3号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第3号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）でお認めをいただいた繰越明許費に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところにより報告するものであります。

内容につきましては、朗読によりご説明をいたします。

報告第3号令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。

令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

記。

令和2年度大樹町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

1 款 居宅介護サービス事業費 1 項 居宅介護サービス事業費、事業名、老人デイサービス車両管理事業。金額674万8,000円、翌年度繰越額523万4,000円。財源は一般財源で523万4,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したデイサービスセンター利用者送迎車両の購入であります。令和2年度内の納品が見込めないため、繰越明許としたものであります。

以上、合計で翌年度繰越額523万4,000円。財源は一般財源で523万4,000円となりましたので、ご報告を申し上げます。

○議 長

報告の説明が終わりましたので、これにより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この送迎車両は令和2年度の補正予算で認められたものなのですが、令和3年度にずれ込んできたのは仕方ないとしても、実際にいつ頃納入される目処になっているのか、もう既に納入されたのか、教えていただきたいと思えます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

デイサービスの車両の納入時期ですが、完全受注生産ということで、発注から納入まで約半年かかると説明を受けております。4月7日に入札が終わっておりますので、その半年後を予定しております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、報告を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議 長

日程第9 報告第4号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から報告の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました報告第4号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について、内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算繰越に係る歳出予算の経費について、法令の定めるところにより報告するものであります。

内容につきましては、朗読によりご説明をいたします。

報告第4号令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書の報告について。

令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

記。

令和2年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、医療機器購入事業。予算計上額5,092万5,000円、支払義務発生額3,259万2,793円、翌年度繰越額1,833万1,000円。財源は当年度損益勘定留保資金1,833万1,000円、不用額1,207円。翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額ゼロ円。医療機器4点の購入にあたり、関係機関との調整に時間を要し、令和2年度内の事業完了が困難となったため、繰越明許

としたものでありますのでご報告を申し上げます。

○議 長

報告の説明が終わりましたので、これにより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの西田議員からの行政報告の内容の質問について、清原社会教育課長より説明させます。

清原社会教育課長。

○清原社会教育課長兼図書館長

先ほどのスポーツ推進委員の関係でございます。母体となります団体数ですけれども、令和3年度の体育連盟の加盟団体数は16団体です。そして、スポーツ少年団本部の加盟団体が7団体です。

以上です。

◎日程第10 議案第35号

○議 長

それでは、日程第10 議案第35号大樹町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第35号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町手数料徴収条例の一部改正についてをお願いするもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が改正されたことに伴い、大樹町手数料徴収条例について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げます。

内容につきましては、住民課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

議案第35号大樹町手数料徴収条例の一部改正について、条文に沿いまして説明させていただきます。

表の右、改正前の欄に掲げる規定を、表の左、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

第2条は、徴収する手数料の種類と金額の規定になります。

第41号の通知カードの再交付手数料の規定につきましては、法律の改正により、これまで紙で発行されていたマイナンバーの通知カードに係る事務が廃止されたため、条文から削除するものです。

次の第42号の個人番号カード、マイナンバーカードの再交付手数料の規定につきましては、法律の改正により、マイナンバーカードを発行する機関が地方公共団体情報システム機構、通称J-LISに明確化され、市町村の条例に基づく徴収からJ-LISとの委託契約に基づく徴収に変更されることから、条文から削除するものです。

附則になりますが、この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第35号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 3 6 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 3 6 号大樹町個人情報保護条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 3 6 号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町個人情報保護条例の一部改正についてをお願いするもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、大樹町個人情報保護条例について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第 3 6 号大樹町個人情報保護条例の一部改正について内容を説明させていただきます。

改正の内容につきましては、文言の修正と条項ずれの修正となっております。

それでは、内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正する。

表中、第 4 0 条は、訂正決定に基づく訂正を実施した場合における通知先についてでございますが、1 項中の「総務大臣」の文言を「内閣総理大臣」に改正するものと、条例で参照している法令の条項がずれたことにより、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改めるものでございます。

附則になりますが、この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第36号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第37号

○議 長

日程第12 議案第37号大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第37号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてをお願いするもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について所要の改正を行うため、今回ご提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第37号大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について内容を説明させていただきます。

改正の内容につきましては、参照する条項ずれの修正となっております。

それでは、内容を説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正する。

表中、第1条は、本条例の趣旨についてでございますが、条例で参照している法令の条項がずれたことにより、「第19条第10号」を「第19条第11号」に改めるものでございます。

附則になりますが、この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第37号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第38号

○議 長

日程第13 議案第38号令和3年度大樹町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第38号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町一般会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1億1,449万7,000円の追加と繰越明許費を設定するもの、債務負担行為の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

議案第38号令和3年度大樹町一般会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,449万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ97億1,666万円とするものと、繰越明許費の設定、それから債務負担行為の補正でございます。

最初に資料で説明させていただきますので、5ページをお開き願います。

なお、今回の補正は、主に国の補正予算で措置されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業等の増額補正及び既定予算への財源充当による組替え補正などとなっております。

最初に、総務費全体で385万5,000円の増。

一般管理費、総務管理費、備品購入費で64万9,000円の増。交付金を活用し、昨年度職員執務室のパーティションを購入しておりますが、今回は会議室のほかカウンター等に利用するパーティション96枚を購入するものでございます。

企画費、多目的航空公園管理運営事業、備品購入費で50万円の増。交付金を活用し、宇宙交流センターSORAに自動検温・消毒システム1台を導入するものでございます。

車両管理費、車両管理事業、需用費で8万7,000円の増。交付金を活用し、大型バスの感染症対策のために車両座席に飛沫感染防止用パーティションを36座席分購入するものでございます。

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、衆議院議員総選挙及び最高裁判所

裁判官国民審査経費、備品購入費で261万9,000円の増。交付金を活用し、感染症対策のため、投票事務では、期日前投票に使用する投票用紙の自動交付機の購入と投票箱及び記載台を追加して配置することにより、投票者や事務従事者の接触機会を低減させるもの、開票事務では、読み取り分類機制御パソコンのほか、計数機を更新することにより、作業時間の短縮を図ることにより職員間の接触時間の低減につなげるものでございます。

次に、民生費全体で379万円の増。

児童措置費、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで370万円の増。財源は全額国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費及び事務費によりひとり親世帯以外の低所得子育て世帯に対し、児童1人につき5万円の支給で72人分を計上してございます。

児童福祉施設費、児童保育一般経費、委託料で9万円の増。交付金を活用し、児童送迎用車両3台の抗ウイルスコーティング費用を計上してございます。なお、国庫支出金のうち、400万円は赤ちゃん誕生祝い金について一般財源から交付金充当のための財源組替えとなっております。

町立認定こども園運営費、財源組替えてございますが、保育環境改善等事業補助金の補助率が10分の10から2分の1に変更されたことにより発生する一般財源のうちの一部に交付金を充当するものでございますが、対象外部分については一般財源とするものでございます。

6ページに移りまして、労働費、労働諸費、勤労者センター運営費、需用費で78万1,000円の増。交付金を活用し、飛沫感染リスク低減のため、トイレ1カ所の便器を洋式化するものでございます。

次に、農林水産業費全体で5,822万5,000円の増。

農業振興費、畑作構造転換事業、負担金、補助及び交付金で5,376万5,000円の増。全額が国道支出金で、畑作地域の生産性向上に向けた取組を支援する事業で、今年度の事業実施計画の承認及び補助金の内示に伴い、所要額の補正を行うものでございます。

強い農業・担い手づくり総合支援事業、負担金、補助及び交付金で276万円の増。全額が国道支出金で、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するための農作業機械の導入を支援する事業で、本年度事業の実施配分があったことから、所要額の補正を行うものでございます。

牧場管理費、牧場管理運営費、報酬と備品購入費で170万円の増。報酬は、牧場の飼育管理及び衛生管理職員の労働環境の改善を図るために専門知識と経験を有する技術アドバイザーを配置するもので、備品購入費は、平成20年に購入したブロードキャスターが故障し、修繕費用も90万円以上の見積りとなったことから、使用年数を考慮し更新のための費用を計上したもので、いずれも一般財源となっております。

商工費、商工振興費、商工振興対策事業、需用費から負担金、補助及び交付金まで2,993万6,000円の増。交付金を活用し、町民の消費喚起と新型コロナウイルス感染症

の影響を受けている商工業者に対する支援事業で、飲食店クーポン券発行、プレミアム商品券発行、時短等協力事業者支援、感染予防対策等緊急支援、それから飲食店等販売促進などの各種事業の費用を計上してございます。

土木費、住宅管理費、町営住宅維持管理費、補正額はなく需用費と委託料の組替えで、尾田町営住宅敷地内の樹木について倒木により住宅に被害が及ぶ危険性のほか、道路に倒れる可能性もあることから、需用費の修繕料から委託料に組替えを行い、処分するものがございます。

7ページに移りまして、教育費全体で784万1,000円の増。

教育振興費、教育振興事業、委託料と備品購入費で458万2,000円の増。交付金を活用し、委託料では、スクールバス8台の抗ウイルスコーティング費用を計上してございます。備品購入費では、大樹高等学校の1人1台端末実現のため、既に配置しているタブレット端末に加え、不足する57台分の予算を計上したものでございます。

外国青年招致事業、旅費と負担金、補助及び交付金で46万7,000円の増。新型コロナウイルス感染症の関係で来日が遅れていた英語指導助手について、来日の見込みとなったため、旅費のほか渡航負担金、来日オリエンテーションに係る負担金などを計上してございます。

小学校の学校管理費、需用費と備品購入費で80万円の増。中学校の学校管理費、需用費と備品購入費で同じく80万円の増。いずれも、地方創生臨時交付金と学校保健特別対策事業費補助金を活用し、需用費では消毒液、手袋などの消耗品を、備品購入費では小学校はプロジェクター1台を、中学校では加湿空気清浄機、移動式スクリーン、それぞれ1台などの購入費を計上してございます。

学校給食費、給食調理事業、需用費で119万2,000円の増。消耗品で100枚入り680箱のニトリル手袋の購入費用を交付金を活用し計上してございますが、そのうち286箱分は当初予算、一般財源での購入予定分に交付金を充当するため86万5,000円の減としてございます。

次に、諸支出金全体で1,006万9,000円の増。

事業会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金で136万8,000円の増。

特別会計出資及び補助金、病院事業補助金の補正額はなく、一般財源から交付金の財源組替えでございます。

8ページに移りまして、下水道事業補助金で870万1,000円の増。

以上、歳出補正額合計1億1,449万7,000円の増。財源内訳では、特定財源が国道支出金で1億2,455万2,000円の増、一般財源が1,005万5,000円の減となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額96億216万3,000円。補正額、2款総務費から13款諸支

出金まで1億1,449万7,000円の増、補正後の歳出合計97億1,666万円。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額96億216万3,000円。補正額、15款国庫支出金から20款繰越金まで1億1,449万7,000円の増、補正後の歳入合計97億1,666万円となるものでございます。

続きまして、第2表、繰越明許費を説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。内容につきましては、繰越明許費を設定するものでございます。

2款総務費11項庁舎建設費、事業名、役場庁舎建設事業。金額が988万7,000円。役場庁舎建設事業のうち、全国瞬時警報システム、防災行政無線、北海道総合行政ネットワークに係る防災関係設備の移設について、今年度に契約を行い、移設に向けた準備を進め、来年4月から5月にかけて機器等の移設を行う必要があるため、次年度への繰越しをお願いするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正を説明いたしますので、4ページをお開き願います。

内容は、債務負担行為の追加で、事項、農業競争力強化農地整備事業、草地地産基盤整備事業、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）たいき地区。期間は、令和4年度。限度額が1,975万8,000円。令和元年度にお認めいただいている同事業に対する限度額に追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

議案第38号の審議にあたっては、同一議題に対する質疑を3回までとする会議規則第54条の規定については、歳出は款ごとに、歳入については一括してこれを適用することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの決定のとおり、議事を進めます。

これより、質疑に入ります。

はじめに、事項別明細書14ページ、15ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありますか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

選挙費の関係ですけれども、今回交付金を活用しながら感染症予防等やっていくのです

けれども、備品の購入の中で計数機等を入れて時間の短縮を図るのですけれども、これに伴って人の配置も減るのでしょうか、人の配置は変わらないのか、それについて確認だけお願いします。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

今のところ大きく人が減るということは考えておりません。ただ、時間の短縮を図るために導入しようと考えてございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ちなみに、最終的な速報というのは何時頃出る予定なののでしょうか、結果は。短縮というのですけれども。

○議長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

何時頃ということは、今のところ想定できておりませんが、できる限り短縮を図りたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

15ページの民生費なのですけれども、72名という人数は、もう確定でがちがちの数字なのかどうか。

それから、説明の中で、ひとり親世帯は除いたということだったのですが、ひとり親世帯の扱いはどうなるのか。この2点、伺います。

○議長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

72名についてでございますが、こちらのほうは、国から示された見込み者数でございます。

ひとり親世帯につきましては、事業主体が北海道であるため、こちらを除いておりますが、北海道のほうは4月28日に既に支給済みとなっております。ひとり親世帯につきましては37世帯、児童64名が対象となっております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

国から示された見込みの数字ということは、実際には増える、減る可能性もあるという理解でよろしいですか。

○議 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

当課では、これが最大の数字だと思っております、これよりも減ると思っております。以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、5款労働費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

勤労者センターですけれども、もう相当、築何十年と経過しているのですけれども、今回これも交付金を活用しながら洋式1基なのですけれども、これで全てが洋式に改善されているのか、それについて確認をいたします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

行政区会館につきましては、計画的に進めておまして洋式化はほぼ終わっておりますが、勤労者センターにつきましては和式が残っていたということで、老朽化も加味しながら男子便所、女子便所が和式であるのですが、今回男女兼用で1カ所だけやるということで、数年これから使っていく部分の対応をしていきたいと考えております。

ほかに和式の洋式化が済んでいないところがあるのかということでは、全ての公共施設というわけにはいかないかもしれませんが、簡易型で行っているのが老人と母子の家が残っております、あと、郡部の公衆便所は和式のほうが残っているという状況でございます。

ます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

それで、今回、交付金を活用しているのですけれども、今の説明からいくと、郡部の公衆トイレと勤労者センターもまだ残っている状態ですけれども、今後は交付金にかかわらず随時更新の計画があるのか。あくまでも交付金を頼りにしながらいくのか、それに関係なく改善していくのか、それについて最後お聞きします。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

老人と母子の家につきましては、簡易型の洋式で今使っているというふうに聞いておりますので、下水道とのつなぎも考えながら、今後の検討かなど。あちらも大分老朽化しておりますので、修繕がいいのか建替えがいいのかという議論もあろうかと思っております。郡部の公衆便所につきましては、当面は現状で使っていきたいかなと思っております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

15ページの農業費の牧場管理費なのですが、1節報酬で、技術アドバイザーというのは何となく分かるような気もするのですが、今までなかった職種のような感じなので、実際にどんな業務を行うのか。

それと、そのためには技術のある人とは誰を雇用するのかについて教えていただきたいと思っております。

○議 長

松木町営牧場長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

まず、町営牧場技術アドバイザーの業務でございます。基本的には、数年前に町営牧場に対する利用者アンケートと取った経過がございます。その折に、増頭率に対する不満、それから受胎率に対する不満というのをご指摘いただいたところでございます。

実は町営牧場の職員にベテランもいるのですけれども、具体的な研修であるとかといった学習をする機会というのはあまりございません。ですから経験だけでやっている部分があるのですけれども、こちらにつきまして、専門的知識を有する方のアドバイスをいただきながら職員個々のスキルを上げていきたいという考えでございます。

また、アドバイザーにつきましては、獣医師を今予定しているところでございます。以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

関連します。アドバイザーですけれども、当初の町長の3月の執行方針にも書かれていないのですよね。急に出てきた話なのですから。

それは今の説明で分かったのですけれども、60万円というのは年間契約なのか、期間的にはどのくらいになるのか。

実際に獣医の方を見込んでいるというのですけれども、その方は牧場に勤務するのか、あくまでも聞き取ってデスクワーク上の処理なのか。職員との話の中でのやり取りなのか、実際に牧場の中で一緒に勤務しながらのアドバイザーなのか、それについて確認したいと思います。

○議 長

松木町営牧場長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

町営牧場の技術アドバイザーにつきましては、非常勤の特別職という扱いでの任用を考えてございます。基本的には、今お話といたしますか相手方と相談させていただいておりますのは、特に繁殖管理の部分のほうに重点を置きながら、また施設の衛生管理の部分に重点を置きながらご指導いただきたいと考えるものでございます。

出勤につきましては1週間に1回程度。それで業務につきましては、例えば8時から5時までという時間を区切るつもりはございません。1回あたり半日程度をイメージしてございます。

60万円という報酬の額でございますけれども、実は、北海道家畜産物衛生指導協会という組織がございまして、そこが獣医を1回お願いすると約1万2,900円ぐらいでございます。かつ交通費は自分持ちという形でございます。ですから、光地園は晩成でございますので1万5,000円程度かかってしまうのかなど。それを週1回、月4回ということで、一月当たり6万円という想定をしてございます。もちろん、アドバイザーの都合により一月に1回も勤務しないということになれば、報酬の謝礼はしない方向で考えてございます。

ただ、実際、牧場の場合は妊娠鑑定をする日とかが決まっておりますので、例えば月

5回、6回というときもありますし、月2回ということもあろうかとは思ってございますけれども、そこは柔軟に対応していければと考えるものでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。1カ月6万円程度なのですけれども、妊娠鑑定も含めてある程度実務を含めるという解釈でよろしいのですよね。

それと、今年度補正なのですけれども、最終的には来年度以降も継続でこういう形を取っていくのか、その辺について最後お聞きします。

○議 長

松木町営牧場長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

まず1点目の質問でお答えが漏れたのですけれども、実は生産者からもっと専門的な獣医のような方からアドバイスを受けないと牧場のスキルアップがなかなか進まないよということをいただきまして、それに基づきまして、年度途中でございましたけれども、お願いしたいと考えたものでございます。

また、次年度以降ですけれども、実際に、例えば受胎率の部分で申しますと、今町営牧場の調査を始めようかと思っているのですけれども、生産者の方が町内のホルスタインの未経産牛に対する大樹農協の受胎率というのが1.8回だそうです、授精回数。町営牧場は多分それより悪いと。ですから、その数字がどこまで寄っていくかということを見ながら次年度以降どういう取扱いをするかを検討したいと思っておりますけれども、職員が、例えば1年、2年、3年専門な指導を受けながらスキルアップすることは、預託者の皆さんの利益にもつながると考えていますので、可能であれば、次年度も予算の提案をさせていただきたいかなと考えるものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

西山弘志君。

○西山弘志議員

ブロードキャスターが壊れたので入れ替えるということなのですけれども、老朽化が進んでいかれたのか、整備ができていないのか。それと、申し訳ないですけれども、ブロードキャスターはどういう作業をする機械なのかを教えてください。

○議 長

松木町営牧場長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

ブロードキャスターでございますけれども、肥料をまくために使っております。実はブロードキャスターにはいろいろな種類があるのですけれども、ワイドスプレッダーと呼ばれるもので、肥料を12メートル幅ぐらいにまけるものでございます。

故障の理由なのですけれども、実は4月に2台使って作業をしていたのですけれども、1台熱のせいなのか、整備不備かどうかは別にしまして、煙が出て燃えてしまうという形がありまして、2台あるうちの1台が使えなくなってしまったと。施肥でございますので、どうしても牧草刈った後また追肥が要りますので、急ぎという形で今回提案させてもらっております。

すみません、故障が、扱いが悪かったのか老朽化なのかというのは、ちょっとはつきりここでは言えませんけれども、そういった形で故障して、修繕費が90万円以上の見積りが出たものですから、新車購入でも110万円ということで、今回お願いするものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、16ページ、17ページ、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

負担金、補助及び交付金なのですけれども、プレミアム付商品券とクーポン券の発行枚数をまず知りたいです。前回と同じなのか、その辺のところをお願いいたします。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず、プレミアム商品券の発行枚数でございますけれども、今回発行いたしますのは業種制限なしのプレミアム商品券と飲食店限定のプレミアム商品券という形で2種類の商品券を発行いたしまして、業種制限なしの分につきましては8,000セット、飲食店限定の分につきましては5,000セットを発行いたしまして、前回と比較いたしますと業種制限なしですと2,000セット減、飲食店限定のほうは2,000セット増という形になってございます。

続いて、クーポン券の発行枚数でございますけれども、昨年と同様の形で今回事業を実施するという形を考えておりまして、町民約5,500人に対しまして、1人当たり500

円のクーポン券を2枚発行するという形で考えてございます。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。

続いて、下段の中小企業感染予防対策の支援補助金と、その下の飲食店販売促進事業補助金、そしてその下の時短等協力事業者ですけれども、対象者の事業者数というのはそれぞれのくらい見ているのか、お願いいたします。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

まず中小・小規模事業者感染予防対策等の事業の補助金の関係でございますけれども、これは商工会が事業主体となりまして、商工会の会員に対する新型コロナウイルス感染症への防止対策という形で道の補助金を活用するという事業でございまして、商工会員約190の事業所を想定してございます。

続いて、飲食店等の販売促進事業補助金についてでございますけれども、これにつきましては新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している事業者が自ら売上げを伸ばすために取り組む経費を町が支援するというような趣旨の事業でございまして、こちらのほうで現在想定してございますのが、1事業所当たり10万円を上限としておりまして30事業所を想定しているというところでございます。

続いて、時短等協力事業者支援事業でございまして、これは緊急事態宣言によりまして営業時間等の短縮など道の要請に応じた事業者に対して町独自の支援金を支給するという内容でございまして、1事業所当たり10万円というふうにしておりまして、24の事業所分を想定してございます。

以上でございます。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。それで、飲食店等の販売促進事業補助金ですけれども、感染対策という取組に対する経費で、30事業所で10万円限度だということなんですけれども、例えばどういった取組が経費として、何項目かあると思うのですよね。それについて最後お聞きしたいのですけれども。

○議長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

取組の内容といたしますか対象経費でございますけれども、事業者が売上げを伸ばそうという形で、例えばチラシを作成して新聞に折り込むとか、のぼりを作製して店頭の前に出すとかといったような、事業者自らが売上げを伸ばそうと取り組む事業に対する町の支援というところでございます。

以上です。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

次に、16ページから19ページ、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

英語助手の旅費なのですが、遠くから来ると思うのですけれども、どこからどこまでの旅費なのか。それから、自治体国際化協会というのはどんな団体なのかということなのですが、渡航負担金をここに納めて、そこからどこかお金が回るということなのでしょうか。

○議長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

旅費につきましては、今回、千歳空港まで職員が迎えに行くための旅費を計上しています。2人分の2,000円の日当と高速料金、それと実際に今いるALTの方が同乗して、千歳空港まで迎えに行くという旅費でございます。

自治体国際化協会の負担金につきましては、その中に渡航負担金が入っております。今回は、ジャマイカのほうからの赴任を予定しておりますので、ジャマイカから東京まで来る分の渡航負担金ということで計上しています。

そのほか45万3,000円の内訳ですけれども、来日直後のオリエンテーション負担金ということで30万2,500円を計上しています。これにつきましては、実際、今回新型コロナウイルス感染水際対策として14日間の待機期間が設けられていますので、それも含めた分が負担金として請求されるというふうに考えています。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、英語指導助手旅費というのは、ないということですね。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

英語指導助手旅費につきましては、今いる英語指導助手が新しく来る方を迎えにいくときに日当として払う分というふうに捉えていただければいいかと思います。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

同じ質問なのですけれども、多分、今の方は今年の8月から1人だったのですよね。コロナの関係で渡航ができないということで、やっと実際に来ていただくことになったのですけれども、いろいろコロナの関係で時間がかかるのですが、実際に学校に実務として入るのはいつ頃になるのか。

もう1つは、国際教育からいっても、滞在任期というのは去年の8月以降も加算されてしまうのか、実際に実務にあたってからの期間なのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

実際の任期ですけれども、任期につきましては着任されてから1年間というふうに考えております。

実際、着任のタイミングにつきましては、9月中旬以降随時ということでございますので、その後、2週間の経過期間を置いてからの実際の赴任になりますので、実際には10月以降というのが現実的かなと思っています。それも今の時点では、具体的に何日渡航というのはまだ示されていない状況です。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

分かりました。実際は秋口ということなのですけれども、これもやっぱりコロナの状況によっては来れないということもあり得るということですね。何とか2人体制で、せつかくALT2人そろって国際交流、英語授業も入ってきますので、なるべく早期にお願い

したいなと思っております。

もう1つ聞きたいのは、委託料の車両抗菌ですけれども、8台分で28万8,000円を見ているのですけれども、これも永遠と効くものではないですよ。ある程度は時期が来て抗菌が薄れるのですけれども、それがどのぐらいで抗菌が薄れていくのか。今回交付金等を活用しているのだけれども、切れた段階で、また新たにそれに関係なく今後もそれをコーティング業務にあたっていくのか、最後にそれをお願いいたします。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

今回の車両抗ウイルスコーティング、光触媒による滅菌の作用ですけれども、通常であれば三、四年程度は効果が維持されるというふうにお聞きしています。床などで摩耗が激しい場合につきましては期間がもう少し短くなって、一、二年程度かなということですが、通常であれば三、四年程度は持つのかなというふうにお聞きしております。

その後の更新の部分につきましては、三、四年持つものですから、その時点の状況を見ながら、必要であれば施行していきたいなと思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、18ページ、19ページ、13款諸支出金の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

次に、事項別明細書12ページ、13ページ、歳入についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

歳入の関係ですけれども、臨時交付金を今回国からいただいて、それをうまく活用しているのですけれども、交付金の全体枠から見て、どのぐらい歳出されているのか、まずそれを聞きたいと思います。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

臨時交付金の関係でございますけれども、臨時交付金につきましては、国の令和2年度の第3次補正予算によりまして大樹町のほうに1億318万8,000円の配分がされたところでございまして、今回歳入で見させていただいている分につきましては、6,432万7,000円という形で、約60%ちょっとの分の今回補正を上げさせていただいたところですが、残りにつきましては、今後どの事業に充てるかというのを検討いたしまして、また内容が決定いたしましたら補正のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

あと40%残っているのですけれども、もしここで今後の交付金の活用の予定の事業があれば知りたいのですけれども。まだ未確定なら未確定でよろしいです。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

今後の交付金の活用事業につきましては、今内部でどういった事業に充てるかという部分を検討しているところでございますけれども、臨時交付金も、国のほうに実施計画書を出して、それが新型コロナウイルス関連だという形である程度認めていただかなければならないという部分もありますので、国に対して計画書を出して、それがいいよといった段階で、また事業を確定していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

最後です。これまで過去の協議会において、町長に、40%の使い道ですけれども、大樹町も5月に関しては実際出ているのですけれども、それに対するPCR検査ですとか抗原検査といった、今後はそういうところもいろいろ条件整備はしなければならないのですけれども、非課税世帯でいくのか、小学校であれば準要保護者対象でいくのか、いろいろ線引きはあると思うのですけれども、1つの規則とかルールを作りながら、ほかの自治体でも取り組んでいる場所もあるので、前回の協議会の中では、町長は今のところ検討中ということですが、額はどれぐらいいいのか分かりませんが、そういった事業を補助金の対象にしてもいいのではないかと私は思っているのですけれども、それについて、町長、お願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今、齊藤議員からご質問の内容については、先般の議員協議会のほうでも、私の考え方については説明をさせていただいたところです。

まさに事業化が図られれば、臨時交付金の対象と当然なるべく事業だろうなというふう
に思っておりますので、明後日の一般質問で、その関連についてのご質疑もいただいでい
るところでもありますが、内容については鋭意今検討を進めているということでもあります
ので、具体のこういう形でとか、どういう形での事業化という部分については、明言はで
きませんけれども、検討していく中で、対象とできるものがあれば対象としていきたいな
というふうにも思っておりますし、可能であれば、その事業化の予算をお認めいただいた
段階で、今年度も含めて、もう既に何らかの対応を取った部分についても、適応できるよ
うであれば、遡ってでも対応はしたいというふうには考えております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第38号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第39号

○議 長

日程第14 議案第39号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第39号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ136万8,000円の追加であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第39号令和3年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ136万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億626万8,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出。

2款1項ともに介護老人福祉施設事業費1目介護老人福祉施設費、補正額136万8,000円の増。報酬と委託料につきましては、施設の日常清掃業務について、会計年度任用職員3名で行ってきたところですが、任用職員それぞれの都合により、昨年12月以降退職が続きまして、募集を行っておりますが応募される方がおらず、やむを得ず民間業者委託とするよう報酬を減額し、委託料として計上するものでございます。工事請負費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした一般会計繰入金で、厨房前のホールに手洗い器及び掃除用シンクを設置するものです。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

3款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、補正額136万8,000円の増です。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

歳出合計、補正前の額4億490万円、補正額2款介護老人福祉施設事業費で136万8,000円の増。計4億626万8,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入合計、補正前の額4億490万円、補正額3款繰入金で136万8,000円の増。計4億626万8,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

9ページの報酬と委託費の関係なのですが、263万1,000円というのは、年間の丸々の職員の報酬額の減額なのかをお聞きしたいのと。

施設清掃業務146万6,000円になっておりますけれども、補正ですので12カ月ベースではないと思うのですけれども、これは何カ月分で、一番いいのは人が見つければいいのですけれども、人が見つからない場合を想定したとしたら、146万6,000円というのは年間ベースにしたらどれぐらいの金額になるのかをお聞かせください。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

報酬の減額ですが、清掃員の最後の方が辞められたのが5月末です。ですので、残り10カ月分の報酬を減額しております。

それと委託料ですが、補正をお認めいただければ、7月からの委託となりますので、残り9カ月分の委託料を積算しております。それで年間の総額ですが、年間に換算しますと税込みで195万3,600円となります。

以上です。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

すみません、先ほど聞けばよかったですでしょうけれども、清掃の業務に携わっていた方が3名ということなのですから、これは順番にお辞めになって、この時点ではお一人もいないような状態での積算なのかどうか、それもちょっと併せてお聞きします。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

年度前に辞めた方が3人のうちお一人いましたので、令和3年度の当初予算は2名で積算しておりました。5月末で最後のお一人がお辞めになりましたので、今はゼロ人ということになっています。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ご苦労されているのは本当に分かります。給食センターやいろいろなところも同じような条件だと思うのですけれども、これはあれですか、お仕事の規制とか上限はないのですけれども賃金が安いのか、賃金に比べて業務が大変厳しいのか、そこら辺はどのようにお考えなのでしょうか。

日常的な職員と接している中で、そこら辺どうかと思って、これからも続いていくのかなというふうな心配をしていますので、いろいろ町では賃金のそれぞれ基準がありますので、そこだけというふうなこともいろいろかなわないのかもしれないかもしれませんが、原因は何だと思えますか。

○議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

○明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

お辞めになった方々の共通の理由として、差し支えないお答えできるものとしては、肉体的に大変だということはおっしゃっておりました。人を探す段階で、いろいろ個人的にも声をかけさせていただいたのですが、やっぱり施設は大変だということで、お断りをいただきました。会計年度任用職員のご本人達から賃金が安いという声は聞いていないのですが、職員の中からはちょっと安いのではないかというような声は出ているのは事実です。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

関連で、3名で対応してきた分が全員いなくなって委託という、経過については分かったのですが、それで、現時点の考えとして、令和4年度に向けては、今後も募集していつて3人はできれば会計年度任用職員を雇用したいという考えで今いるのか。もし駄目だったら、令和4年度も委託ということしていくのか。その辺の現状の考えを聞きたいと思います。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

3名の雇用を図ろうとして募集をしたところ、全くではないのですが応募が足りないということもございまして、これは繰り返すことかなということも考えられますので、実は減額よりも委託料のほうが安いというのは、委託の内容を絞っておりまして、現在の職員でも一部やれる部分はやろうということで、業務分けをしまして、あるいは面積分けをしまして委託業務をしようとしているところもございまして、これは図らずも行革にもつながるようなことでもございますので、業務委託がうまくすんなり行って問題ないようであれば、このままで考えたいかなと今は思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕は、令和4年度に向けては会計年度任用職員を募集して行って、もし集まらなかったら委託継続するのかなと思ったのですが、今、副町長が言われた、すんなり行けば委託でいくかなということは、募集は何となくかけないでずっと流れていきそうな感じなので、早めに募集しないと余計また集まらないのかなと思うので、その辺の整合性はどうなのですか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

一度募集しておりますので、大体実態は分かりましたので、委託で問題なければそのままいったほうがいいかなと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第39号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第40号

○議 長

日程第15 議案第40号令和3年度大樹町水道事業会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第40号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を6,690万円に改め、支出を10万円増額するもので、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補填する額を2億1,476万4,000円に改め、支出を910万円増額するものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第40号令和3年度大樹町水道事業会計補正予算(第1号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条本文括弧書き中「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,680万円は、過年度分損益勘定留保資金6,680万円で補填するものとする。」を「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額6,690万円は、過年度分損益勘定留保資金6,690万円で補填するものとする。」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、第1款水道事業費用第2項営業外費用、補正予算額10万円を増額するものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億566万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億566万4,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億1,476万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億1,476万4,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、次のページをご覧ください。

第1款資本的支出第2項配水管等補償工事費、補正予算額910万円を増額するものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

第1款水道事業費用2項営業外費用3目雑支出、補正予算額10万円の増。ここでは、その他雑支出の補正で、水道料金に遡及して還付する必要性が生じ、過年度還付金に底が見込まれるため増額をお願いするものでございます。

次に、7ページ、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金、補正予算額10万円の増です。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出2項1目ともに配水管等補償工事費、補正予算額910万円の増。ここでは、委託料の補正で、道道幸徳大樹停車場線改良舗装工事で、町道24号から26号にかけて北海道から水道管が支障になる旨の申出がありましたので、同工事に伴います水道管の移設の工事に係る調査設計委託業務費として増額をお願いするものでございます。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

損益勘定留保資金、補正予算額910万円の増でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第40号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第41号

○議 長

日程第16 議案第41号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第41号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）をお願いするもので、第2条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を443万4,000円増額し、7億8,397万4,000円に改め、第3条では、たな卸資産の購入限度額を1億3,619万6,000円に改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

それでは、議案第41号令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に

定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。1号給与費の予定額を443万4,000円増額し、7億8,397万4,000円に改めるものでございます。

第3条、予算第9条中「1億3,963万円」を「1億3,619万6,000円」に改める。たな卸試算購入限度額を343万4,000円減額するものでございます。

内容につきまして、事項別明細書で説明させていただきますので、7ページ、8ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費で443万4,000円の増。新型コロナウイルスワクチン接種業務に関わります平日の夜間1時間及び週休日・祝日の午前3時間分の接種実施に伴いまして、時間外勤務手当を増額するものでございます。5月から8月末までの平日1日当たり8人、1時間、延べ81日間。休日1日当たり8人、3時間、延べ35日間分の時間外手当となっております。

2目材料費で443万4,000円の減。時間外勤務手当の増に伴い減額するものでございます。

なお、今回収入につきましては増減ありませんが、支出につきましては当初予算におきまして町から負担をいただき、その他医業収益で受けております1,600万円を財源として組んでいた支出予算を組み替えるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

今説明ありましたワクチン接種に伴う時間外勤務手当なのですが、説明では5月以降の分が443万4,000円に含まれていると。4月分は入っていないというような理解になるのですが、その辺は4月からも入っているのか、全て5月以降の分なのか、再度お願いしたいと思います。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

実際に、ワクチン接種につきましては、医療従事者の接種を4月24日から始めてございますが、町から負担いただいております事務費につきましては、医療従事者の分は含まな

いということで、5月3日からの高齢者の接種分からの時間外勤務手当ということで計上しております。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第41号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第42号

○議 長

日程第17 議案第42号令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第42号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算(第1号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入を870万1,000円、支出を34万1,000円それぞれ増額し、第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、当年度利益剰余金処分額を1億3,309万9,000円に改め、収入は2,150万円、支出では2,986万円それぞれ増額するものであります。第4条

は企業債で個別排水処理施設整備工事費等の追加に伴い、下水道事業の限度額を3,360万円に、過疎対策事業の限度額を2,110万円に改めるものであります。第5条では他会計からの補助金を2億871万円に改め、第6条では利益剰余金の処分の額を1億3,309万9,000円に改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長兼下水終末処理場長から説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

水津建設水道課長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

議案第42号令和3年度大樹町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

今回の補正は、当初予算でお認めいただきました個別排水処理施設10基分について5月末時点で申請の受理済みとなりまして、現在4件の設置希望が来ております。年度末まで相当な期間がありますので、当初の10基に加えて10基相当分の関連費用の増額をお願いするものでございます。

補正予算の説明は、条文に沿って説明させていただきます。

第1条、令和3年度大樹町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度大樹町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正の内容につきましては、収入として、第1款下水道事業収益第2項営業外収益、補正予算額870万1,000円の増。支出として、第1款下水道事業費用第1項営業費用、補正予算額34万1,000円の増となるものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,046万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度利益剰余金処分数額1億2,473万9,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,882万3,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額572万4,000円、当年度利益剰余金処分数額1億3,309万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページ目をお開き願います。

補正の内容につきましては、収入として、第1款資本的収入第1項企業債2,060万円の増。第4項受益者分担金90万円の増。合わせて2,150万円の増です。支出として、第1款資本的支出第1項建設改良費2,986万円の増になるものでございます。

第4条、予算第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとお

り改める。次の企業債の表で、補正前の表から補正後の表に改めるもので、下水道事業債の限度額を「2,020万円」から「3,360万円」に、過疎対策事業債の限度額を「1,390万円」から「2,110万円」に改めるものでございます。変更の目的は、個別排水処理事業の施設事業として借入れを行うものでございます。記載の方法、利率及び償還の方法は、補正前と同様でございます。

3ページをお開き願います。

第5条、予算第9条他会計からの補助金の本文中「2億9,000円」を「2億871万円」に改める。

第6条、予算第10条利益剰余金の処分の本文中「1億2,473万9,000円」を「1億3,309万9,000円」に改める。

内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

第1款下水道事業費用第1項営業費用3目個別排水管理費、補正予算額13万6,000円の増。5目普及推進費、補正予算額20万5,000円の増。はじめにご説明いたしました個別排水処理施設10基増設に関する収益的費用について、委託費から補助金までの増額をお願いするものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1款下水道事業収益2項営業外収益1目一般会計補助金、補正予算額870万1,000円の増。

次に、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1款資本的支出1項建設改良費2目個別排水処理施設建設費、補正予算額2,986万円の増。先ほどと同じく個別排水処理施設10基増額に関する資本的費用について、委託費、工事請負費の増額をお願いするものでございます。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入1項1目ともに企業債、補正予算額2,060万円の増。4項1目ともに受益者分担金、補正予算額90万円の増。利益剰余金処分額836万円の増でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

個別排水処理施設の建設費なのですからけれども、説明があったように、年度当初に10基分を見込んでいたと。5月末までに4基の申込みがあって、残り残が6基だと。だからこの時点でもって10基分の、いってみれば当初計画の倍の数字を補正でもって計上していくということなのですが、となれば、今までも過去何年間の間に個別排水処理施設の建設費についてはマイナスになったりプラスになったりしたことがあったのですが、今回のように、年度が始まってすぐ10基がプラス10基で20基になるということはなかったと思うのですよ。

それで、今の時点でいうと、例えばこのケースがあって、たくさんあるから、ほぼ予定としては10基を超えて20基に限りなく近い数字になるという展望を今持っているのか。よもや年度末までいって10基以下で、8基とか9基で止まったなどということがないということだと思うのですけれども、臨時議会などの補正で今まで組んできたので、そうすると10基を大きくどんと倍にするということはそれなりの展望があると思うので、その辺の物の考えを聞きたいと思います。

○議 長

水津建設水道課長兼下水終末処理場長。

○水津建設水道課長兼下水終末処理場長

説明不足で申し訳ございません。5月末時点で10基の申込みがあって、今6月かかったのですけれども、最新情報では合わせて14件希望申込みがあります。ですので、当初の10基分については5月末時点でもう申込みが済んでしまったということで、今現在では4件の希望申込みがありますので、6基分は余裕を見させていただいておりますが、合計20件という予算の取り方をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

そうですか。先ほど5月末までに4基の申込みがあったと言ったので、10基のうちの4基が埋まって、申込みのペースが速いから、このまま行くと年度末までにもっと増えるから10基足すのだという理解だったのです。

そうしたら、今の説明でいうと、既にもう14基が埋まっていて、残り20基にしても6基だという理解ですよ。分かりました。そうすると、今後の申込みがこの10基を認めると残り6枠あるという理解でいいのです。分かりました。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第42号の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第43号

○議 長

日程第18 議案第43号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第43号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は生花行政区会館新築工事。

工事の施工場所は、大樹町字生花539番地14の内。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、6,913万5,000円。

契約の相手先は、広尾郡大樹町松山町8番地26、株式会社高橋工務店、代表取締役高橋勝則。

工事内容は、建築工事が、木造平屋1棟、延べ床面積が174.96平方メートル。外構工事は、駐車場5台、浄化槽14人槽等。

工期は、契約締結日の翌日から本年11月8日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決

賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第43号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第44号

○議 長

日程第19 議案第44号工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第44号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、工事請負契約の締結についての議決をお願いするもので、工事名は日方団地4号棟新築工事（建築主体）及び外構工事。

工事の施工場所は、大樹町字日方401番地の内。

契約方法は、指名競争入札。

契約金額は、6,330万5,000円。

契約の相手先は、広尾郡大樹町西本通 8 9 番地、菊池建設株式会社、代表取締役菊池功。
工事内容は、建築工事が、木造平屋 1 棟 3 戸、延べ床面積が 2 3 4. 6 8 平方メートル。
外構工事は、駐車場 3 台、通路等。

工期は、契約締結日の翌日から本年 1 1 月 1 2 日までであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明を終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 4 4 号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 0 議案第 4 5 号

○議 長

日程第 2 0 議案第 4 5 号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約に関する変更契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第 4 5 号につて、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）譲渡契約に関する変更契約の締結についてをお願いするもので、令和元年6月10日、議案第41号でお認めいただいた契約内容の変更で、家畜保護施設の整備を予定していた事業参加者が整備を中止したため、現契約の譲渡概算価格を1億2,810万3,000円減額し、変更後の契約金額を1,381万7,000円とするものであり、契約の内容、相手方、譲渡の履行期限に変更はないものであります。

以上の内容により、変更契約を締結いたしたく提案いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明を終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この事業の譲渡契約に関する事案は、令和元年の第2回定例会で提案されたものと承知をしています。この中で制度について理解ができませんので、2点ほど質問しているのですが、当時、町長からお答えいただいています。制度上、農業者が直接施設を建設できないので、公社が建設して、大樹町が譲渡を受けて、農業者に引き渡す仕組みだと。負担は、国が50%の道が14%、町が6%の農業者が30%というふうに記憶しているのですが、その結果として、今になって事業計画が令和元年6月14日ですが、今までこの部分の事業が実行されてこなかったのかどうか。こなかったから変更するのだと思いますが、この事業に関わる農業者が何名で、整備を中止したという理由は明確にできるのかどうか。

もう1つは、再編事業に手を挙げて、事業内容が承認されて、譲渡契約が締結されたものなのですけれども、このことは、今後また別な農業者が再編事業に手を挙げて、こういう事業を進めることになると思うのですけれども、この変更契約をしたことが後々何か問題点としてのしこりみたいなものが起きないのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

ご説明申し上げます。

まず、畜産担い手育成総合整備事業の関係でございますけれども、主に2種類の事業を行っていると考えていただきたいと思います。1つは、草地の整備造成といった生産基盤の部分、もう1つが施設の譲渡の関係でございます。いろいろな事業があるのですけれども、個人の農業用施設を造れるのはこの事業ということで、この事業を選択した経過がございます。

なお、先ほど菅議員おっしゃられましたけれども、施設に関しましては国庫補助が2分の1、受益者負担が2分の1となります。草地整備の関係は、先ほど菅議員ご指摘のとおりでございます。

事業の参加者でございますけれども、全体で41件入ってございまして、施設整備に係る譲渡契約の対象となる受益者は2件でございます。2件のうち1件は大樹町でございます。町営牧場の施設整備を検討しているところがありますので。もう1件は、個人の民間の農業者の方でございます。

今回取りやめた農業者がなぜやめたかというのは、はっきり言って申し上げられませんし、実態は私ども分かりませんが、個人の経営契約の中で時期尚早と考えたのか、この設備投資を別の形の施設に変えるのかという部分で今回判断に至ったものと考えてございます。

実際これが今回1億数千万円という減額になりますけれども、これがこの後の事業展開に影響するかというと、そういったことはございません。各この事業は、数回大樹町で展開してございますけれども、どうしても個々人の農家の経営状態であるとか時期とかで、追加したり大幅に取りやめたりということが何度かございましたけれども、それ以降もこの事業のペナルティー的なものはございませんし、今後の事業展開に影響することはないものと考えてございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

最後に、令和元年に承認されてから、今まで全く手をつけていなかったという理解でいいのですね。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

申し訳ございません。草地の整備とかは当然やっているのですけれども、施設の関係につきましては、令和2年度まで一切手をつけていなかったと。令和3年度におきまして、事業を執行しようかという、もともとがそういう計画でございましたので、そのタイミングでご相談を申し上げたところ、今回については見送らせていただきたいということで、こういう結果になったものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第45号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第46号

○議 長

日程第21 議案第46号財産の取得についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第46号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、財産の取得についての議決をお願いするもので、取得しようとする財産の種類は物品、名称はブラストチラー、数量は2台。

取得金額は、1,353万円。

取得の方法は、指名競争入札による物品売買契約。

取得の相手方は、帯広市大通南18丁目11番地、タニコー株式会社帯広営業所、所長守屋孝であります。

参考といたしまして、納入期限は令和4年3月31日。仕様概要は、記載のとおりであります。

なお、議案下段に条例の関係部分を抜粋して掲載しておりますので、ご参照の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第46号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りいたします。

議会運営基準第20の2の規定に基づき、明日6月15日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日6月15日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時56分

令和3年第2回大樹町議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月16日（水曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

| | | |
|-------------|------------|-------------|
| 1番 寺 嶋 誠 一 | 2番 辻 本 正 雄 | 3番 吉 岡 信 弘 |
| 4番 西 山 弘 志 | 5番 村 瀬 博 志 | 6番 船 戸 健 二 |
| 7番 松 本 敏 光 | 8番 西 田 輝 樹 | 9番 菅 敏 範 |
| 10番 志 民 和 義 | 11番 齊 藤 徹 | 12番 安 田 清 之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

| | |
|----------------------------|---------|
| 町 長 | 酒 森 正 人 |
| 副 町 長 | 黒 川 豊 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 敏 明 |
| 総 務 課 参 事 | 杉 山 佳 行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊 勢 巖 則 |
| 企画商工課参事 | 大 塚 幹 浩 |
| 住 民 課 長 | 佐 藤 弘 康 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 | |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井 上 博 樹 |
| 保健福祉課参事 | 瀬 尾 さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松 木 義 行 |
| 町営牧場参事 | 梅 津 雄 二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 水 津 孝 一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬 尾 裕 信 |
| 町立病院事務長 | 下 山 路 博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見 由 香 |

<教育委員会>

| | |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 板 谷 裕 康 |
|-------|---------|

学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

乾 飛 鳥
楠 本 正 樹
清 原 勝 利

<農業委員会>

農業委員会長
農業委員会事務局長

穀 内 和 夫
吉 田 隆 広

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長
主 事

小 森 力
八重柏 慧 峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 菅 敏 範 君
10番 志 民 和 義 君
11番 齊 藤 徹 君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
先に質問の通告がありましたので、これより、順次発言を許します。
はじめに、8番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

1番目にコロナウイルスの対策について、2番目に健康寿命の対策について、今日は2点お伺いしたいと思います。

それでは、1番目のコロナウイルス対策について質問させていただきます。

今日、健康や社会活動に大変な悪影響を及ぼしているコロナウイルス対策について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。項目は7項目あります。

1点目は、現在のワクチン接種の状況と今後のスケジュールについて。

2点目は、感染や接種率、ワクチン入荷状況の、特に情報開示についてお知らせいただきたいと思っております。

3点目は、ワクチン接種の申込みの状況といますか改善についてのお考え。

それから4点目には、移動困難な在宅者対策についてお伺いします。

5点目には、学校の感染対策について。

6点目は、コロナ対策に係る衛生資材の備蓄関係についてお伺いします。

7点目につきましては、感染した場合の入院ですとか、そのような対応についてのこと

をお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西田議員ご質問のコロナウイルス対策についてお答えをいたします。

1点目の現在のワクチン接種の状況と今後のスケジュールについてであります。5月3日から65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種を始め、5月末現在の対象者は1,986名で、1回目の接種を終えた方は1,531名、接種率77.1%であり、5月24日からは2回目の接種も始めております。接種の状況については、行政報告で報告させていただいた内容のほうが最新のものであるということをご理解をいただきたいと思ます。

6月2日には、16歳から64歳以下の方に接種券を発送し、現在、基礎疾患のある方などの優先接種を始めており、優先接種以外の方についてはワクチンが確保出来次第接種を進めてまいります。また、ワクチンの接種対象者が12歳以上の者に引き下げられたことから、12歳から15歳までの方には準備が整い次第発送したいと考えております。

2点目の感染や接種率、ワクチン入荷状況の情報開示についてであります。感染者の状況については、行政検査で陽性となり、本人が同意した内容が北海道（保健所）から町に情報として提供されます。北海道が公表した新型コロナウイルス感染症患者のうち、居住地が大樹町と公表された患者について、町のホームページで掲載をしております。接種率及びワクチンのお入荷状況については公表しておりません。

3点目のワクチン接種申込みの改善についてであります。65歳以上の高齢者ワクチン接種の申込みでは、電話が繋がらないなどご迷惑をおかけしたことから、64歳以下の申込みでは、受付日を優先接種の方とそれ以外の方に分け、電話以外にFAXや町のホームページから申込みを受け付けできるようにするとともに、6月7日から11日までは受付時間を延長して対応しております。

4点目の移動困難な在宅者対策についてであります。町立病院では毎月第2水曜日の訪問診療に合わせ接種を行っているほか、デイサービスの送迎時やヘルパーを利用して接種を行っております。

5点目については、教育長からの答弁といたします。

6点目のコロナ対策の衛生資材備蓄についてであります。主な物としてサージカルマスクやN95マスクが避難所用も含め7万9,460枚、フェイスシールド996枚、アルコール消毒液17リットル入り3缶、エタノール製剤15キログラム入り4缶、防護服640着のほか、ゴーグルやゴム手袋などを役場や保健福祉課で保管をしております。また、病院では医療従事者用でマスク、フェイスシールド、検査用手袋などを保管しております。

7点目の感染した場合の対応についてであります。感染者が発生した場合は保健所の対応となるため、保健所と連携するとともに個人情報に配慮しながら慎重に対応してまい

りたいと考えております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町長に続き、西田議員のご質問にお答えをいたします。

5点目の学校の感染対策についてであります。学校において、感染をしない・させないために、「学校の新しい生活様式」を定着させる取組が必要と考えています。

第1には、児童・生徒の健康観察の徹底があげられ、毎日健康観察カードの提出をお願いし、発熱があった場合のみならず、咳・喉の痛みなど風邪症状があった場合については出席停止の扱いとし、同居家族に風邪症状があった場合についても、登校を控えるとともに出席停止の扱いとしております。登校時には、教員による声かけを行い、健康観察の確認と手指消毒を実施しております。

健康観察については、児童・生徒にも浸透しており、最近では健康観察カードの未記入はなく、全員が提出されております。

校内では常にマスクを着用とし、常時、教室内の換気を行っております。体育授業時間中についても運動時以外はマスクの着用を心掛けており、体育祭の練習の際にも身体的な距離の確保に努めています。給食は黙食とし、給食前の手洗いについても徹底しているところであります。

下校後は、使用した教室・廊下・玄関について教職員が消毒を行い、窓やドアノブなど児童・生徒が触れる場所についても個別に消毒を行っているとともに、週1回、学校消毒サポーターの方々から消毒活動のために小学校に登校していただいております。

今後とも、学校内における感染対策を継続し、児童・生徒の命を守る取組を最優先に推進しつつ、万が一感染が確認されたときにも、学びを止めない体制の整備を図っていききたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ちょっと何点か、基本的なことというか数値的なことで確認させていただきたいことがありますので、まず1点目をお答えをいただいた中で、65歳の方が5月3日からということからスタートして、たしか5月24日に2回目の高齢者の方が始まっていて、人数からいったら1回目の高齢者の方も終わるのではないかなと思うのですが、1つは、高齢者の2回目の残りの方の状況といいますか最新のデータと、それから64歳以下の方も、基礎疾患の方プラス一般の方も始まったやに報道されておりますけれども、その状況と、どうしてもワクチン打たないという方もおいでですので、そういう方は別にしまして、今の申込み数と、最終的に12歳まで下がっていくのかもしれませんが、今のところは16歳くらいまでいろいろなスケジュールでお仕事されてると思いますので、ワクチンの全

体のスケジュールを教えてくださいたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、ご質問の高齢者の2回目の接種状況でございますが、先日、町長の行政報告の中でも報告されたように、5月24日から2回目の接種を始めておりまして、その時点で1,289名の方が接種を終えております。パーセンテージでいきますと64.9%という状況でございます。

それと、6月2日から64歳以下の方が接種を始めておりまして、64歳以下の方で基礎疾患のある方、また一般の方も接種を行っておりますけれども、1回目の411名が接種を終えております。2回目を終えた方が昨日現在で5名という状況でございます。

全体を終える予定でございますが、まず65歳以上の高齢者については7月末に希望者全員に終える予定で今スケジュールを立てております。それ以外の方については、おおむね9月末をめどにスケジュールを立てておりますが、12歳以上の方にも接種が引き下げられたということもありまして、その部分も含めて9月末を目処ということで考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

一緒に聞けばよかったのしょうけれども、その中でちょっと気になったのが、ワクチン確保次第、接種もさらに進めていくよというようなご答弁をいただいているのですけれども、うちだと高齢者の方千九百何十人、一般の方2,800人前後で予定されていると思うのですけれども、ワクチンの入荷状況というのは1カ月前にならないと分からないとか、流れのほうは順調で、大樹町民分の全部が確保されているというものではないのですか。入荷状況とか確保状況についてお伺いしたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

ワクチンの状況でございますが、1カ月前に希望する数量を国のほうに申し入れするのですが、それで国、道のほうで配分量が確定して、送られてくる数量は決まるという流れになっております。接種人口も含めた中で、希望する数量は順調に入ってくるというふうな、国のほうからもそのような計画をされているというふうに承知をしております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

本当に大樹町では関係者の皆さんに一生懸命やっただいて、すごくスムーズだなというふうに思っていて、大樹の住民でよかったなというふうに思っております。

次の2つ目と関係するのですが、大樹は非常にうまくいってるので、今のお話では、体制のほうもワクチンのほうも非常に順調なのでしょうけれども、情報開示というふうな意味で、2つ、ここでどうかなと思ったことがあります。

1つは、新聞なりテレビなりで、住所なり年齢なり性別なりを明らかにしない方は、それはそれで個人情報今のルールで仕方がないのではないかなと思うのですが、大樹なんかでも、コロナの方が一番最初に出た方から、またさらに何人か住民の方から出たのだよとって、おまえ知ってるのに言わないのだからと責められることもあって苦しい場面もあったのですが、どうでしょうか、町村くらいはどこの方が罹患したよとか、クラスターや公務員については公表になっていますので、それが事務レベルで申込むことなのか、町村長会議なり担当者会議の中で明らかになったほうが、僕は安全かなという安心かなというふうには思っているのですが、そこら辺がどうかなということが1点。

もう1つ、ワクチンの接種率とか入荷状況については、ホームページなりそれ以外のもので公表されていないということなのですが、接種率なんか、今何ぼだよということを町民に、あとこれだけあれば、防衛の接種率が6割なり7割なりによって社会的な安心・安全がこの町にも醸成できるのだよというふうな意味からも、入荷の状況はそこまで行政が国に何ロット申込んでありますので心配要りませんということまでは必要ないのかもしれないけれども、今お話したような接種率のことだとか町村別の罹患者数とか、そういうのは誰に迷惑もかかるわけでもないですし、当初行かない予定の人も社会的なそういうふうな防衛のためには頑張るぞという励みになると思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、感染者の公表の状況でございますが、北海道のほうで公表の方針が定められておりまして、今現在公表されているものは、居住地と国籍、年代、職業、現在の状況、推定する発症日、それと陽性の確定日、現在の置かれている状況、それと患者との接触の状況という10項目が公表項目とされておりまして、その中で本人が同意した内容について公表されているということでございます。本人が同意しない部分については、非公表ということとなっております。

北海道では、感染者の情報の公表について見直しを検討されているということもお聞きしておりますので、その辺を今後どのように見直されるかということも、それを受けて公表のほうも考えていきたいというふうに考えております。

それと、接種率の公表の部分については、当初、接種率の公表については公表しておりませんでした。今回こういうふうなことで接種率も結構気にされているということがあるのであれば、今後、公表の部分についても考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

接種率なんか併せて、例えば空き状況ですとか、大規模な接種会場なんかでは何万人空いてますよというふうなこともありますし、今のルールではこのように自分の希望のところで接種していただいておりますので、それは大変ありがたいと思っていますけれども、びっしりだったのだという方も、これからはそんなにないかもしれませんけれども、そういうふうな医療機関なんかのことも含めて、住民にお話できる分については情報開示していただければというふうに思います。そのような方向で動いているということですので、ぜひ担当者なり何なり、そういう公表できるようなこと的狀況にお力添えいただければと思います。

それから3番目に、ちょっと気になったことが1つあります。

自分はあまりパソコンとか何とか使用しないので、大樹のことに関してはあれですけども、電話以外にもFAXや町のホームページで受け付けしているのだよということで非常に結構なことだと思います。

ただ、ちょっとお聞きしたいのは、例えばホームページから申込んだほうが役場のほうとか担当者のところに申込みの情報が早く行くような気がするのですけれども、そこら辺で、例えば1,000人のところ、ホームページからの人は何人とか電話は何人とかFAXは何人とか、そういう割り振りがあるのかお聞きしたのが1点と、例えばホームページからした人が断然有利に申込みできるよとかということがあるのかないのかも聞かせたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

65歳以上の高齢者の部分については、電話でしか受け付けしていなかったということで大変電話がつながらないというご指摘もあって、ご迷惑をおかけしたかなと思っております。今回64歳以下の申し込みについては、先ほど町長の答弁の中でもFAXと

町のホームページから申し込めるような形を取りました。FAXについては今現在128件のFAXが届いておりまして、メールについては261件というふうなことで受付をしております。

FAX、メールも、それで予約が完了したということではなくて、一応申込みをしていただいて、受付順から折り返し担当の者から各個人に電話をさせていただいて、予約をしていくというふうなことでやっております。FAX、またホームページも、それぞれ1人ずつついて折り返し電話をしているということですので、FAXが先とかホームページが先とかということではなくて、同時に進んでいるということでご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。これだからといって、不利益とか早いとかということではないことが分かりました。ありがとうございます。

4点目に、移動困難などということで、デイサービスの方はなかなか足が確保できなくて、デイサービスの日に「わし、やってもらったんだ」と言って喜んでいた人も回りにいましたので、いいことだなというふうにして思いました。

ここで、デイサービスにも来ていなくて、その言葉がいい言葉なのかどうなのか分かりませんが、著しくお体が悪くて寝たきりに近いような状態の方なんかの対応を、ここでいう毎月第2水曜日の訪問診療というのは、往診のようにして、申し込みされてる方についてはそこでワクチンを打っていただけるようなシステムなのですか。車椅子にも乗れないような状況の方の対応をお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

接種に来られない方については、町立病院で行っております訪問診療に合わせて接種をしていただいております。これは医者が往診という形で、各自宅に出向いて、そこで接種しているということで聞いております。その予約については、訪問診療の部分でワクチン接種の希望等確認をして、それで打っているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

分かりました。ありがとうございます。

基本的には、大樹町において接種希望の方については、何らかのどんな方法でもアクセスしていただけるということで理解しましたので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

6番目については、正直な話、ボリュームとして、いろいろなマスクがこれだけ、何がこれだけということでの回答をいただいて十分な数だなというふうに思っているのですが、この基準の部分というのは、道なり厚生省なり、そういうふうな準備されていくべき基準とあっていいのか、その上でこれだけの準備をされているのか、それとも大樹町の中の1波、2波、3波というふうな中でこれぐらいのものがあればいいのかなということで準備されたのか、ちょっとそこら辺、より基準が明らかになっていけば、また次、6波とか7波とか8波とかと来ないとは言い切れないような状況ですので、今後のためにも準備の状況をお知らせ願いたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

衛生用品の備蓄については、特に基準というものは設けておりません。町のほうの考えで、おおむねこれぐらいは必要だろうということで備蓄をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今まではお答えいただいた部分の個別なことをお伺いしました。

ちょっと心配だなと思っているのは、今インド型と言わないのかもしれないかもしれませんが、どんどん変異していて、イギリスなんかでも非常に押さえ込みが成功したかなと思ったら突破されて、今までの何倍もの患者さんが出てきていて、なかなかコロナのワクチンだけでは抑え切れないことも心配だなというふうに思っております。

1つ全体的なことで心配だなと思っているのは、家族感染です。いやが応でも考えたくはありませんけれども、家族感染のことです。大樹ではそういうふうなことはないのではないかなと思いますけれども、これからことを考えたら、家族感染のことを1つ。

それから、町村では無理かもしれませんが、町長にぜひお答えいただければと思うのですが、一番いいのは昔のように隔離病舎のような感じの施設が町で持てればいいのかと思うのですが、そういうことがなかなか無理な場合は、南十勝で一時病院に行くまでの間に、新聞とかを見ると、悲しいことに自宅で亡くなる方や、救急車の中で何時間も入院先が決まらないような悲惨な事例なんかもありますので、そういうふうなことへの対処を町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

家族感染というのも当然危惧されるかなというふうに思っておりますが、やはり家族の中でも安心して過ごせるためには、1日でも早くワクチンを接種するということが、ワクチネーション、ワクチンの水準を上げていくということが肝要かなというふうに思っておりますので、今後も町民の皆様には1日でも早くワクチン接種が行っていただけるような環境、またはそういう機運を作っていくということも肝要かなというふうに思っております。

また、2点目でありました、例えがいいのかどうか分かりませんが、隔離施設というような……。 (発言する者あり) 療養施設。管内でも、また道内でも、ご家族が家庭内で感染されたということもあって、一時避難するような施設を設置している町村もあるやに新聞報道等でも拝見しておりますので、私どももまず第一は、先ほど言ったように、いかに早くワクチンを供給していくか、接種を行っていくかということに正直尽きるかなというふうに思いますけれども、状況を見て、そういうものが必要な段階にあっては、私どもの公共施設、またはそういう対応ができるような可能な施設等も含めて考えていきたいというふうに思っておりますが、今現在、具体的にそういうそういう施設の検討を進めているという状況にはありません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あともう1つ全体的なことで、私の関係している職場にも、具体的に町村言うと広尾とかから通ってこられている方もいるのですよね。職場の中でもそれぞれ皆さん窓を開けるだとか、いろいろな注意はされているのですけれども、ほかの町村のことを言って申し訳ないけれども、そこは相当スケジュールが遅いものですから、例えば何らかの形で大樹町に通勤されている方に対する、法的にできるのかできないのかがよく分かりませんが、そういうふうな近接町村で大樹町に通勤されているような方については、接種できるような体制を整えば、先ほどの町長のお言葉ではないですけども、予防接種に尽きるというふうなことですので、より安全度が高まっていくのではないかなと思うのですが、法律とかなんかのことはよく分かりませんので、全然とんちんかんなことを言っているかもしれないけれども、ほかの町村では今の広域接種のことを含めてなのでしょうけれども、だんだんそういうふうなか考え方についてもいいよというような方向性もあるのではないかなと思うのですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

他町の方の接種についてですが、64歳以下の方に接種券を発送しているというところはまだ数少ないというふうに、報道とかを見ておりますとそういう状況かと思えます。

今現在の予防接種のほうの実施の手引きによりますと、やむを得ない事情のある場合については、接種する医療機関のある町に届けを出して接種をするということになっておりますが、例えば通勤範囲の中で他町村で接種をしたいというのは今のところはまだ認められてはおりません。ただ広域で、町村間で、協定なりという形でお互いにやりましょうというルールを作った場合において、道のほうに報告して、そういうものを進めていくというのは可能であるということですが、まだ広尾町のほうとはそういうお話はされておられませんので……。 (発言する者あり) 一般の方で受けるためには、やはり単身赴任で、すごく離れているところで接種をするというのは届出をすればできますが、割と近いところで町外でというのは、やむを得ない事情には入っておりませんので、今のところは規定の中では含まれておりません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

これでこの項目は最後にしますけれども、先ほどもお話ししましたけれども医療崩壊というのは単に大樹だけではなく、例えば十勝なら十勝の中で基幹となる第3次医療を担っていただける病院のことを主に医療崩壊というふうなイメージで僕は捉えているのですけれども、全道の病床率のパーセントですとか、それから厚生病院とか協会病院のICUとかコロナの重篤な人のベッドが何ぼ用意されているかも、一番最初は厚生病院に6ベッドくらいコロナの重篤の人の受け入れるのがあるのだよと、もう1年も前の話かもしれないけれども、そういうことがちょっと記憶にあるのですけれども、非常にそういう情報というのは乏しいので、例えば我々が急に札幌とか旭川とかという医療機関に行くわけではないと思いますので、とりあえずは、帯広なら帯広の十勝圏の中で医療崩壊にならないような、例えば、あとどれぐらいの余裕があるかとかというふうな情報開示についても、先ほどお話しすればよかったのですけれども、札幌の自宅療養が何千人超えたよとか札幌のことばかりではなくて、我々もそういうようなことも想定されますので、一生懸命やっていただいて本当に感謝しています。しているのですけれども、やっぱり人の命は何よりも重いということですので、行政のほうの担当者の方も、またそれぞれ関係者の方もぜひそういうふうなことを頭に入れて、コロナで死ぬようなことのないような手配のことをぜひお願いして、この項を終わりたいと思います。

次、よろしいですか。次は短いので、何点かの応答をお願いいたします。

健康寿命対策についてということで、何回かいろいろな機会の中でお話ししております。その中で、やっぱり大切だなと思って今日お話しさせていただくことにしました。

健康寿命を延ばすことは誰もが願うことですが、個人でその対策を行うことは難しさも

あります。国立6機関が構造計画をまとめたり、いろいろながん研ですとか、いろいろなところもそのような発表があります。個人で行うことのほか、市町村として取り組めることが僕は多くあるのではないかなというふうに思っております。これについて3点お聞かせいただきたいと思えます。

1点目は、町での健康寿命を延ばすための対策について。

2点目としては、その事業の推進体制とか、組織は要らないのかもしれませんが、そういうふうな体制についてお伺いします。

それから3点目に、各町村でも半分以上の町村がされているのですけれども、健康ポイントや町村合同のイベント、町内会と一緒にやったり、町村でやったりとかいろいろなイベントをやっておりますので、そのことについてのお考えをよろしくお願ひいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の健康寿命対策についてお答えをいたします。

1点目の町での健康寿命を延ばすための対策事業についてであります。健康寿命を延伸するためには、小児、妊婦、成人、高齢者など年齢や状態に応じて様々な疾病を予防することが必要と言われております。

町では、生活習慣病の発症・重症化の予防を重点課題に掲げ、特定健診の受診勧奨を積極的に行うとともに、特定健診対象者以外の方についても趣旨を説明の上、健診結果を提供いただき、保健指導を行っております。また、特定健診や人間ドックを受診し、保健指導を受けた方に対しインセンティブ付与事業を実施し、健康に対する意識の向上を図る取組を行っております。

また、運動習慣を身に付けるために、すっきりエクササイズやいいサイズクラブの実施、らいふ集団健診での歯科衛生士による口腔ケア、認知症カフェの開催や社会福祉協議会では介護予防普及啓発事業の実施、町立病院では禁煙外来の開設など関係機関や各部署で取り組んでいる事業を充実させることで健康寿命の延伸に繋がっていくものと考えております。

2点目のその事業の推進組織や体制についてであります。事業を担当する部署がそれぞれ取り組んでおり、事業を推進するための組織化はしておりません。

3点目の健康ポイントや町村合同のイベント開催についてであります。各市町村で工夫して取り組まれているのは承知をしております。健康づくりへの動機づけともなりますので、他市町村の情報も収集し、検討してまいりたいと考えております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

時間も時間ですので、短く質問させていただきます。

3点いただいた中で、それぞれ思っていることで、ここで一生懸命やられてることについては本当に思っております。私が思っているのは、健康寿命対策ということで、例えばミドルエイジの方だとか、それからシルバーの方とかとあって、それぞれいろいろな部署で行われているのかもしれませんが、すっきりエクササイズとかいいサイズとかというのは、一生懸命やられていることは承知してはいますが、実際に人口に対する割合というか参加者というのが、どうなのでしょう。満足できる数字なのでしょう。

例えば今は止まっているかもしれませんが、社会福祉協議会の介護予防普及計画なんかでも、吹き矢だとか麻雀の教室だとか、それぞれおやりになっているのは承知してはいますが、その数値というのは、町の全体の健康寿命を延ばす、例えばフレイルなどという言葉がいいのかもしれませんが、8年なり10年なりのそういうフレイルの期間を後ろへ持っていくというふうな人数というかボリュームなのか、そのところのお考えをまずお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長

瀬尾保健福祉課参事。

○瀬尾保健福祉課参事

今、すっきりエクササイズといいサイズクラブの参加率とか、手元に資料がございませんが、大体毎回十二、三人程度ということで参加しているのが現状でございます。それぞれ昼間と夜なので参加者は別々なのですが、大体多くて15人から20人程度の1回に対しての参加となっております。

あと、健康寿命の部分について、それで十分かというお話もございましたが、健康寿命は、中高年の運動する機会を増やすというのももちろん大切なことなのですが、まずは生活習慣病を基盤として、高齢になってからいろいろな介護が必要な状況を引き起こすようなところが大変多いものですから、若いうちからの高血圧予防ですとか、高血圧の治療が必要なときには早期から治療をしたり、あと糖尿病ですとか、もろもろの健診を進めていきつつ、生活習慣を改善していただきながら重症化を防いでいくというのが、今の介護予防にも一番大事なところであるというふうに認識して活動しています。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

揚げ足を取るようなことになっても困りますので、ただ、ここで僕が言いたかったのは、人口なり、対象者に対する割合で一生懸命やっていますよとか、それから健康の部分で高血圧にならないとか糖尿病にならないとかという部分もありますけれども、本当は健康寿命を延ばすというのは、釈迦に説法かもしれませんが、孤独のことだとか、それは福祉とか保健衛生の分野ではないのですけれども、僕は多岐にわたっているのではないかなというふうに思っています。

フレイルのこともそうですけれども、フレイルのことについての東大の先生のそういう

ふうなことを読むと、必ずしも体を動かすことばかりがフレイルの防止になるよとは書いていなかったです。それから、国立6機関の行動制限についても、書いてあるのが体のことばかりではなかったはずです。だから、ぜひ1番目のことについては、子どもから高齢者の方までの中で、体のことばかりではなくて、心や社会生活やいろいろなことを含めた総合的なこととかボリューム感というのはもう一度考えていただいきたいなというふうに思っております。

それに関連するのですけれども、推進組織や体制、一生懸命おやりになってることについてはいつもいつも感謝しております。しかし、司令塔というか、数値目標という言葉がいいのか、司令塔という言葉が一番いいような気がするのですけれども、そういうふうな総合された組織をつくることについては、いろいろ問題あるのだよといえば担当集会議なり、なんたらかしたら、社会教育委員のところの会議に出ていくとか、推進委員のところについて出ていくとか、そうやって教育委員会と、内部ばかりではなくて外部ともそういうふうな連携を図っていくようなことも司令塔がなければ、10番背負ってサッカーする人は絶対必要のように、このことについても必要だというふうに思っております。

僕の言ってるのが無理なのかどうなのか、司令塔という言葉がいいかどうか分からないのですけれども、推進体制ということでどう考えているのか、現時点でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

健康寿命を延ばすこと以外にも、町民の健康を守っていくという役割というのは私どもにもありますので、あらゆる業務を通じて町民が健やかに暮らせるような環境をつくっていく、体制をつくっていくということに日々取り組んでいるところでもあります。

健康寿命対策をやるために、司令塔を建てて特化した事業を展開してはどうかというご意見だというふうに思いますが、先ほどの答弁でも申し上げさせていただいたとおり、全ての年代や状態にとらわれなく様々な疾病を予防していくという取組を鋭意進めているところでもありますので、今後も健康寿命を延ばすというだけではなく、町民の皆さんが健やかに暮らしていけるような取組については、それぞれのセクションで事業として鋭意取り組んでいくということはここでお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

また、それを進めていく中で、例えば情報が共有していなければならない点であるとか、一緒にタッグを組んでやっていかなければならない事業があるとかということも、例えば大樹っ子健診のように、教育委員会と保健福祉課が合同で行って検討しながら形づくっている事業もありますので、そういう形はあらゆる部分で取り組んでいっておりますし、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

町長おっしゃるように、特別なものでなくても、例えば全体庁議というのですか、会議みたいような場所だとか、いろいろな会議の場もあると思いますので、そういうふうな中ででもぜひ総意をしていただいて進めていただきたいなというふうに思っております。

最後に、3点目の僕も毎日歩いていますし、何とかだけれども、何か励みの部分というのがあれば、僕は持病があって医者からこれこれこれというような食事指導や運動指導をされておりますので、最低その部分をこなすようにそれが自分の目当てです。でも、病気でないような人もおいでのほうがほとんどだと思いますので、先ほど参事からのお話もあったように、病気になる手前の部分の努力のためにも、健康ポイントや何らかの工夫があってしかるべきかなと常日頃思っています。

このように、他町村のことも知ってるよというふうに、取組を知っててやらないというのは罪深いことだなというふうに思っています。やれないならやれない理由を町民の方に明らかにされるべきだというふうに思っております。

そこら辺の健康ポイントや他町村との動きの中で何か学ぶものが、ご答弁の中には学ぶものがあるように聞き取りできますけれども、どうして具体的な動きというのができないのか、そこら辺を最後にお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思います。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

健康ポイントの部分でございますが、答弁の中にも特定健診や人間ドックを受診し、保健指導を受けた方に対してインセンティブ事業というのをうちのほうで行っております。議員の思っている健康ポイントとはちょっと違うのかもしれませんが、同じような意味合いのものでして、保健師の指導を受けた方について、そういうポイントではないのですが、物としてお渡しして健康の意識を高めていただくというような事業も取り組んでおりますので、引き続き町民の健康に対する意識向上を図るような取組を今後も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今の動機づけの事業も、おしょうゆを配っていただいたり、いろいろ町民は感謝していると思うのです。やっぱり5,000人いたら5,000人の健康や5,000人の生きがいや、5,000人の人生があるというふうに思っていて、ぜひ大樹町に生まれて、大

樹町に生活していて、健康のことについては本当にバックアップしてもらえて、十分に幸せだったよと。それが皆さんおっしゃるように、僕みたいに散歩する人もいれば、僕も例えばボランティア活動に週1回行かせてもらってるとか、それぞれ生きがいや何かのことの中で健康や生きていく楽しさや充実が湧いてくるというふうに思っていますので、ぜひそういう視点も大切に、これから行政のほうを励んでいただければというふうに思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番西山弘志君。

○西山弘志議員

それでは、先に通告しておりました2問、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

まずはじめに、公用車の車庫の整備についてです。

現在スクールバス、町有バス、保育園バスの車庫は、旧消防庁舎、町委託業者の格納庫、車両センターの3カ所に分かれておりますが、事務所、待機所は町内委託業者の敷地内に設置されて、大変不便な状況です。また旧消防庁舎は、老朽化が進み、地震などで倒壊する危険性がある建物で、大変危険な状態です。そのほか、町内委託業者の格納庫を利用し、年間使用料60万円を支払っています。

そこで質問ですが、全てのバスの車庫、事務所、待機所を1カ所にまとめ、建設する考えがあるか、町長にお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

西山議員ご質問の公用車の車庫の整備についてお答えをいたします。

ご質問のすべてのバスの車庫、事務所、待機所を1カ所にまとめ、建設する考えはあるのかについてであります。議員のご質問にもあるとおり、現状としては分散した管理となっております。

スクールバスを保管していた寿町及び双葉町の車庫については、老朽化等のほか耐震性

も危惧されたことから、平成26年度に解体し、その後は屋外駐車としておりましたが、降雪時の雪落としの作業に時間を要するほか危険も伴うため、平成27年度からは冬期間のみJA大樹町の農機具格納庫をお借りしているところでもあります。

そのため、平成28年度に第5期総合計画執行計画プロジェクトチームで、大型バス及びスクールバス8台等を格納できる車庫の整備を検討しましたが、建築費が約1億5,000万円と高額となるため見直しを行い、現状としては、まず車庫を賃借して、格納している4台についての建築を計画し、建築年度については財政状況を見ながら、今後、整備を検討していきたいと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

第5期総合計画執行計画第18条ですが、車庫を賃借して格納している4台について建築を検討整備、検討していくとのことですが、その前に旧消防庁舎が先ではないかと私は考えるのです。旧消防庁舎は昭和33年5月に建てられ、63年が経過していると聞いております。かなりの老朽化が進んでおります。

そこで、この建物の耐震強度はないと聞いているんですが、そこら辺お願いします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

現行の建築基準につきましては、昭和56年か7年に改正されたものとなっておりますので、それ以前の建物となっております。西山議員おっしゃるとおり、昭和33年5月の建物となっておりますので、耐震基準を満たしていないものと思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

耐震強度がないというところですね。

そこで、30年以内に超巨大地震が発生する確率が非常に高いと言われております。その建物を私も見てきたのですが、コンクリートのひび割れやモルタルが剥がれ落ちております。地震などで倒壊したときは、人、バスなどに甚大な被害を及ぼし、バスの運行業務にも支障が出ます。これは、私としては緊急な対策が必要ではないかと考えます。人命にも関わり、中に入っているバス、備品などが下敷きになり、莫大な町の損失になります。バスを新しく購入する経費と時間がかかり、倒壊する前に車庫の整備考えていただきたいのですが。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

旧消防庁舎の建設年度等、または状況については、議員もご承知のとおりかなというふうに思っているところです。

先ほど答弁の中で、今お借りしている、格納している4台についての建設を考えていきたいという旨の答弁をさせていただきましたが、新たに4台分の格納できる車庫が整備された段階で、どちらを優先するかについては状況を見ながら判断をしていきたいなと思っており、状況によっては、消防庁舎に納めている車両を優先的に新しく造る車庫に格納し、その後、賃借している4台分の車等についての建設をどうしていくかということも考えていく必要があるかなというふうに思います。

建設が、新たな車庫の整備がかなった段階で、ぜひ、どちらを優先して、どういう対応をしていくかということも再考していく中で判断をしていければというふうに思います。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

本当に見たら、ちょっとざわっとするので、多分人が入って何かということはできない施設だと思うのですよね。

旧消防庁舎は、近くにお寺があるのですよね。お寺を利用する人が車庫の前というか、駐車場に車を置いて出かけるということもありまして、2次バスというのですか、部活バスとか遠くに行ったバスが夕方帰ってくると駐車場に車がいっぱい止まっていて車庫に入れないという状況も踏まえて、何とかお願いしたいと思います。

これで公用車の車庫の整備について質問は終わります。

続いて、また質問させていただきます。エキノコックスの人への感染防止対策について質問させていただきます。

キタキツネが媒介する寄生虫は、キツネの腸内で卵を産み、ふんとともに排出され、知らずにエキノコックスが付着した山菜、沢水などを口にすることで体内に入り、エキノコックスに感染します。感染すると、潜伏期間は10年ほどと長く、また潜伏期間は無症状ですが、やがて肝臓などに増殖し、肝機能障害や発熱などの重大な健康被害をもたらします。最悪の場合は死に至ります。

大樹町では、エキノコックス症検査を行っていますが、感染源であるエキノコックス虫卵の陽性率をゼロにする対策として、駆虫薬入りの餌の散布を実施してはと私は考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問のエキノコックスの人への感染防止対策についてお答えをいたします。

道内の各自治体では、キツネによるエキノコックス症などの生活環境被害、または農畜産物被害の防止を目的としてキツネを駆除し、生息頭数を管理していくことによりエキノコックス症の感染対策を行っているところではありますが、管内の2自治体では、これに加えてエキノコックスの駆虫薬を混ぜた餌をまき、キツネに食べさせることで人への感染リスクを減らす試みが行われ、成果を上げていると伺っております。

しかし北海道が作成した「キツネの駆虫に関するガイドライン」では、人への感染リスクを減らす効果があるものの、駆虫薬入りの餌を食べないキツネや再感染を起こすキツネ、散布地以外から侵入してくるキツネなどが汚染源となって感染が継続すること。また餌が溶解性のため、冬にはまくことができず、この間に感染が広がるため感染率をゼロにすることは困難であり、春から秋にかけて毎年定期的な散布が必要であるとされています。

現在、駆虫薬入りの餌の散布を行っている道内の自治体は14市町村ではありますが、今後道内や十勝管内で一斉散布を実施する動きや、冬でも散布できる餌の開発が進むなど、新たな展開が進んだ場合には、当町でも実施に向け検討してまいりたいと考えております。

エキノコックス症の感染予防は、議員ご質問のとおり、まずは人の口に入らないようにすることが重要であります。周囲にキツネが近づかないよう家庭での生ごみ等餌になるものの管理を徹底し、山菜などは十分な加熱と水洗いを行い、手洗いを十分に行えば感染を予防することができるほか、エキノコックス症は早期発見により治療が可能な感染症でもあります。

らいふで毎年実施している検査を定期的に受診していただくほか、広報紙などで正しい知識の普及と啓発を図っていくことが重要であるとと考えております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

町長の答弁のとおり、駆虫薬を混ぜた餌の散布を行っている道内の自治体は14市町村あります。十勝管内でも2自治体です。道内でのエキノコックス患者数は年間数十名、帯広保健所にちょっと聞いてみますと、十勝管内で年間数名ほど発生するとのことでございます。

そこで、感染状況を把握するため、キツネのふんを採取し、卵の有無を調査したところ、駆虫薬の散布前と散布後の調査結果を比較すると、散布前の調査では抗原陽性率は39.8%で、卵が確認できた虫卵陽性率は19.3%、散布後の調査では抗原陽性率39.8%が15.6%に、虫卵陽性率19.3%が3.2%に、3.2%は報道機関によってはゼロ%とうたっているところもあります。駆虫入り餌の散布で一定の効果が得られていると私は思います。

町長は、餌の開発が進むなど新たな展開が進んだ場合には、町でも実施に向けて検討していく考えと述べましたが、私は一定の効果は出ているのではないかと考えます。よろしく申し上げます。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

駆虫薬の散布の前後での抗原率でありますとか、虫の関係のエキノコックスの関係の数値を教えていただいております。僕もちよっと、この点については不勉強でしたので大変参考になると思います。

答弁の中でも申し上げましたとおり、全道でも14市町村、管内でも2自治体が行っているということでもありますので、これからその辺の状況も含めた中で、ぜひこういう数値のように改善が図られるのであれば、実施することも有効かなというふうに思いますので、費用が発生しますし、手間も発生しますので、そういうところも含めて、対応が可能かどうかを含めながら、次年度に向けて対応については検討していきたいというふうに思っております。

○議 長

西山弘志君。

○西山弘志議員

最後ですが、キツネは移動するものですから、大樹町とかではなくて、やっぱり北海道全体で実施することでより効果を出していくのではないかと私は考えます。

これでエキノコックスの人への感染防止対策についての質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

次に、3番吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

先に通告してあります、デイ・ライト（昼間点灯運動）の推進について、町長にお伺いいたします。

大樹町は、昭和39年に交通安全宣言の町を宣言して以来、様々な交通安全対策に取り組まれております。昼間に車両のライトを点灯することにより、他の車両や歩行者に点灯車両の存在をいち早く知らせることができ、事故の防止が期待できるデイ・ライト（昼間点灯運動）もその1つと思います。

そこで、交通安全対策に関し、次のことについてお伺いをいたします。

1点目、昨年から現在まで町内で発生した交通事故の状況について。

2点目、今年度の交通安全対策の方針と取組について。

3点目、デイ・ライトの効果をどのように認識されているか。

4点目、現在のデイ・ライト運動の取組状況と今後の推進について。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

吉岡議員ご質問のデイ・ライト運動の取組についてお答えをいたします。

1点目の町内で発生した交通事故の状況についてであります。令和2年1月1日から令和3年5月31日において、大樹町内で発生した交通事故は、物損事故が134件、そのうち人身事故が2件で、負傷者は2名であります。

2点目の交通安全対策の方針と取組状況についてであります。町では、広尾警察署、交通安全協会、地域安全推進協議会などの関係機関の協力を得て、毎年春と秋に国道236号線沿いで実施している「交通安全旗の波作戦」をはじめとして、交通安全協会、商工会女性部、大樹ライオンズクラブなどが実施する街頭啓発運動への協力、大樹小学校・認定こども園などで実施する交通安全教室への協力を行っております。また、主要道路に交通安全啓発の「のぼり」の設置、交通安全車による巡回・パトライト作戦等の取組を実施しているところでもあります。

しかしながら、昨年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、旗の波運動や街頭啓発については中止を余儀なくされたところでもあります。今年の春も旗の波運動は中止となりましたが、コロナ情勢を見極め、出来る状況であれば実施、協力してまいりたいと考えております。

3点目のデイ・ライトの効果についてであります。自らが運転する自動車のライトのスイッチを入れる動作を行うことで、安全運転の実践と交通安全運動への参加意識が高まり、また他の運転者や歩行者へ自車の存在と位置を知らせることにより、交通事故防止に大きな効果が期待できるものと認識しており、町としてもこの運動の趣旨に賛同し、職員に対し公用車等において実施するよう周知をしているところでもあります。

4点目のデイ・ライト運動の取組状況と今後の推進についてであります。2点目と重複いたしますが、関係機関と連携し、旗の波作戦、街頭啓発運動、町内各地への啓発用ののぼりの設置など、デイ・ライトを含めた交通安全運動を継続し、されに有効な方法があれば積極的に取り入れ、交通事故のない安心・安全なまちづくりをこれからも推進してまいりたいと考えております。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

町では、今町長の答弁にあったように交通安全運動をいろいろ取り組まれております。

今日ちょっと見ますと、大樹町の交通死亡事故ゼロ日数は5月31日未現在かと思えますけれども、1,400日を超えているということで、町内の交通事故の状況については比較をお願いしたわけではございませんので、減ったのか増えたのかは分からない状態ですけれども、少ないのかなと感じております。

そんな中で、いろいろ私が日頃ちょっと気にかかっているデイ・ライトについて質問させていただきます。

私が毎日ほとんど町内、市街地ですけれども運転している中で、一時の時間の中で感じたことでございますけれども、町内のデイ・ライトの点灯実施率というのはあまり高くないのではないかなと感じております。デイ・ライトは義務ではありませんから、強制力はありませんからしょうがないのかなと思いますけれども、役場の公用車であれば今日もすれ違いましたけれども、交通安全車、防犯パトロール車、大体デイ・ライトは実施しているのかなと。あと町内でいえば郵便局の車とか。

それで、100%デイ・ライトを実施していると感じているのはスクールバスです。委託先のところで厳重にそういう指導があるのかなと思いますけれども、100%ライト点灯をスクールバスはされているのではないかなと思います。

そういう中で、先ほど町長の答弁の中で、役場の職員に対して公用車等においてデイ・ライトの実施を周知しているとのことでした。いつ頃周知されたのか、またどのように周知されているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

ごく最近では、4月23日に全体庁議という管理職が集まる会議ですけれども、その中で職員のほうに公用車のデイ・ライトを実施するように、公用車の車内の清掃などを含め管理徹底するよというところで周知をさせていただいているところでございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

デイ・ライトは、北海道のデイ・ライト運動ということで進めてございますけれども、実施要領もつくってやられていて、北海道も推奨しているようでございます。

それで4月、毎年そういうふうに総務課長、職場の安全運転管理者からかなと思いますけれども、周知したと。毎年行われているのかなと思いますけれども、現在までで周知による実施状況を把握していれば、皆さんやられてるとか。私先ほど言いましたけれども、一時しか市街地を運転していませんので、ほとんどの公用車は、今はデイ・ライトをされてるのかなと思いますけれども、もし実施状況、今年度4月、5月、何か把握してありましたらお願いします。

○議 長

鈴木総務課長。

○鈴木総務課長

取り立てて実施状況調査しているものではございませんけれども、やはり周知したすぐについては心に止めて点灯を実施されているようですけれども、時が経つにつれて、点灯しないで公用車に乗ってしまうというふうな状況が見受けられますので、今後も定期的に職員には周知して、デイ・ライトを徹底するように努めていきたいと考えてございます。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

分かりました。私もちょっと残念に思っているのですけれども、町長のお話ありました。毎年春、秋に、役場の横の国道沿いで旗の波作戦による街頭啓発をやっております。新型コロナウイルス感染症の関係で、昨年度と今年の春は中止となったということでもありますけれども、旗の波作戦の中でも、旗にはデイ・ライトと書かれた旗もあったかに覚えておりますけれども、旗の波作戦に参加してる方々、職場の安全運転管理者等を通じて各職場の方も見られているのかなと思いますけれども、まず自らが実践して街頭啓発する意味があるのではないかと思いますけれども、この普及とか周知について、今後どのようにしていかれるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

交通安全の対策、取組について、いろいろな方法があるというふうに思っておりまして、その1つがデイ・ライトでもありますし、旗の波作戦での交通安全の啓発、啓蒙、普及を図るということかなというふうにも思っております。

大樹町内での悲惨な交通事故を起こさないためには、大樹の町民の皆様、または大樹町内をいろいろな形で通行される町外の皆様にも、この町は交通安全に対して非常に熱心な町、取組を強化している町だということを示すことも大きな役割だなというふうに思いますし、そういう意味でも、旗の波作戦というのは効果があるのかなというふうに思っているところです。

コロナの関係で、議員のご発言にもありましたが、昨年、そしてこの春も実施がかなわなかったということでもありますので、状況にもよりますけれども、この秋にはぜひ旗の波作戦を通じて、大樹町での交通安全の取組を広く通行される皆様に周知ができればなというふうにも思っております。

旗の波作戦で、私、冒頭、広尾の警察署長とともにご挨拶をさせていただくような時間もありますのでそういう場を通じて、または、総会等の開催がなかなかまなりません、交通安全協会でありますとか地域安全推進協議会などの会合等があった場合には、私のほうからもデイ・ライトの運動のさらなる取組については発言をさせていただきたいというふうに思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

最後の質問をさせていただきます。

私も昨年から高齢者の仲間入りをしております。コロナの関係でいけば、早くに接種さ

せていただきました。近年、全国的に高齢者の重体が発生している中で、今、町長があらゆる機会があったら周知していきたいという中で、コロナの関係で高齢者に対する集まりもなかなかできないのかなと思いますけれども、今後、1年で終わるわけではない交通安全ですので、デイ・ライト運動も続くと思います。

欧州ではデイ・ライトの設置が義務づけられているようです。日本では2016年からデイ・ライトの設置が認められるようになったばかりですけれども、年寄りですから、消し忘れとかということがあると思いますけれども、最近の車両は消し忘れに対しては警告音が鳴るとか、キーを切ったら消灯するとか、それから今言ったように当初からデイ・ライトが搭載されている車もありますので、できれば高齢者の集まりとかお話ができる機会があったら、ことぶき大学なんかはよく警察の署長も来て挨拶されておりましたけれども、今後そういう機会があれば、啓発、周知、デイ・ライトの効果を十分に周知していただいて、高齢者に実施していただけるような推進をしていただきたいと思いますので、そこら辺お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほど私の答弁で交通安全運動の関係の団体等の場だと申し上げましたが、議員のおっしゃるとおりだと思いますので、あらゆる場を通じて、若い世代もデイ・ライトの運動の取組についてはぜひ率先してやっていただきたいというふうに思いますので、機会があればあらゆる場でこういう運動の取組について発言をしていければなというふうに思います。

○議 長

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

そういうことでよろしく願いしまして、私の質問を終わります。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番辻本正雄君。

○辻本正雄議員

では、よろしくお願ひいたします。

先に通告いたしました新型コロナウイルス感染症患者の確認後の町の対応について、町長並びに教育長にお伺ひいたします。

現在、大樹町で新型コロナウイルスワクチン接種が進められており、進捗状況は十勝管内最速とも言われているほど順調に進んでいると伺ひ、行政並びに医療機関の方に敬意を払うところでもあります。

道内は、ゴールデンウィーク以降、新型コロナウイルス第4波の感染拡大が止まらず、感染経路不明の新規感染者が急増し、また医療・介護施設、保育所、学校でのクラスターが発生するなど、現在も予断を許さない状況にあります。町内においても、新聞報道によると、昨年8月以来となる感染者が5月に2名確認されたところです。

そこで、大樹町では町内において感染者の発生が確認された場合、どのような対応を取られているか。また、蔓延防止や風評被害、抑制に今後どのような対策を考えておられるか、町長と教育長にお伺ひいたします。

1点目ですが、保健所と情報共有や連携について。

2点目、感染者及び濃厚接触者の家族への対応について。

3点目、感染者の職場への対応と蔓延防止について。

4点目、児童生徒の家族や職場、学校に感染者及び濃厚接触者と認められた場合の学校現場の対応について。

5点目、児童生徒が感染した場合の学校現場の対応についてお伺ひをいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

辻本議員ご質問の新型コロナウイルス感染症感染者確認後の町の対応についてお答えをいたします。

1点目の保健所との情報共有や連携についてであります。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき情報の公表が行われますが、個人情報の保護に留意しなければならないとされております。北海道からは、令和2年3月に北海道感染症危機管理対策本部より公表についての考え方が示されており、行政検査で陽性となり本人が同意した内容が北海道（保健所）から町に情報として提供されております。

2点目の感染者及び濃厚接触者の家族への対応についてであります。感染者本人が同意した内容について公表されますが、氏名は個人情報の保護により公表されておられません。町としても感染者本人が同意した内容の範囲内で対応することとなります。また、濃厚接触者については、保健所が濃厚接触者を特定しますが、陽性と確定していないため町に情報が提供されませんので、個人情報の保護の観点からも慎重に対応していかなければなら

ないと考えております。

3点目の感染者の職場への対応と蔓延防止対策についてであります。感染者の職場に対しては、保健所から指導があるものと認識しておりますが、町として対応しなければならない場合は、個人情報にも配慮した中で慎重に対応してまいりたいと考えております。

蔓延防止対策につきましては、現在、高齢者のワクチン接種に続き64歳以下の方の接種を始めておりますが、多くの町民がワクチン接種をしていただくこと、また日頃から行っている「マスク着用」、「手指消毒」、「人との距離を取る」などを徹底していただくことも蔓延防止にもつながっていくものと考えております。

4点目と5点目については、教育長から答弁をいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町長に続き、辻本議員のご質問にお答えいたします。

4点目の児童・生徒の家族の職場や学校において、感染者及び濃厚接触者が認められた場合の学校現場の対応についてであります。本人が濃厚接触者として特定された場合には、保健所の指示により基本的には14日間は登校できず、取扱いとしては「出席停止」となります。また、同居する家族が濃厚接触者となった場合については、濃厚接触者のPCR検査の結果を踏まえて、保健所の指示により「出席停止」が判断されます。

家族の職場や家族が通う学校に感染者及び濃厚接触者が認められた場合は、児童・生徒本人が濃厚接触者に特定されない限り通常どおりの登校となります。しかし、感染不安があり保護者の判断で児童・生徒を登校させない場合については、「出席停止」としての扱いが可能となっております。

5点目の児童・生徒が感染した場合の学校現場の対応についてですが、児童生徒が感染した場合については、保健所の指示の下、対応することになります。感染症が治癒するまでの間は学校への登校はできず、取扱いとしては「出席停止」となります。また、保健所の指示により消毒や濃厚接触者の特定のために一定期間の休校措置を取ることが考えられます。その後、濃厚接触者の範囲に応じて休校・学年閉鎖・学級閉鎖などの措置が取られます。

学校において感染者が出た場合には、個人の特定や偏見・差別などの誹謗中傷が生じないように、個人情報に留意をしながら対応を行うことにしており、町内での感染が確認された後に開催した小中学校の校長・教頭会議においても、再度その徹底を確認したところでございます。

また、臨時休業や出席停止により登校できない児童・生徒については、「学びを止めない」観点から、学習に著しい遅れが生じないように配慮が必要で、教材の提供や家庭での生活・学習状況の電話での確認・励ましはもちろん、オンラインを通じて把握する体制づくりも必要と考えております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

まず1点目の情報の共有についてですが、感染者の疑いを有する患者が町立病院を受診されたとき、抗原検査を実施し、ほぼここで確認されると認識しております。ここで感染が濃厚と判断された時点で、保健所の検査へと進み感染が確定すると理解しております。また、濃厚接触者の聞き取り等においては、保健所主導で行われていると認識しております。

しかし、保健所のPCR検査を待たなければ感染が確定したことにはならないと理解しております。その中で、町立病院においてそのような場合、本人が感染しているのにPCR検査が確定していない段階において、町立病院の対応というのはどのような対応を取られているのか。病院内に待機場があるのか、また自宅待機を要請するのか、まずはここで伺いして行きたいと思えます。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

まず、疑いがあるということであちの病院を受診されまして、抗原定量検査を行った場合の状況についてですが、まず診察を行いまして、抗原定量検査を行います。その際は、何らかの症状があるということで、院内には入らずに、車で来ている方につきましては車に乗っていただいて、医師と臨床検査技師が2人セットになって外に出まして、防護服とかゴーグルとか全部して、鼻から検体を採取して、約40分、30分ぐらいで抗原定量検査の結果が出ます。その検査の間は、そのまま車に乗って待っていただくか、また帰られる方もいらっしゃいます。

検査が終わりまして陽性だった場合なのですけれども、抗原定量検査の場合、何らかの風邪症状が発症して2日目から10日目の間につきましては、うちの抗原定量検査は一発で陽性判定になります。今は、それに加えて、保健所のほうで変異株の検査を行っておりますので、別途、鼻咽頭から検体を採取して保健所に送って、変異株の検査をするという検査も併せて行う場合もあります。ですが基本的には、発症してから2日目から10日目の期間におきましては、うちの検査で一発の確定の陽性患者ということになります。

陽性患者の確定をしまして医師からの指導としましては、自宅で家族となるべく接触しないように自宅で待っていてくださいという指示を出しております。大抵の場合、その日のうちに保健所の職員のほうから、今後どうしたらいいですか、どこの病院に行きましょうとか、濃厚接触者の方の調査とか始まるのですけれども、そこにつきましては、全く保健所の業務になってしまいますので、うちの病院のほうでは分かるところではないのですけれども、そういう状態になっております。

発症して1日目、または11日目以降の方がうちの検査を受けた場合には、うちの検査

自体が擬陽性ということになりまして、もう一回抗原検査をするか、それから保健所のほうに改めてPCR検査を依頼するかということで陽性が確定することになります。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ありがとうございます。

今、確定して、車の中で待機、あるいはそのような形で待っているという状況なのですが、こういう例の場合は、町としても町立病院ということで情報が共有されるのですが、これ以外の場合、例えば確定した濃厚接触者、答弁書の中では濃厚接触者については町のほうには入ってこないという状況なのですが、実は一番困るのが、濃厚接触者にあたる人達が、自分がかかっているか、かかっていないかということが非常に不安であるということが大変重要であると思っております。また、濃厚接触者ということによりまして、勤務を休む、あるいは家庭では家族のつながり等も大変になるのかなと思っております。

そういった状況のときに、町として何らかの濃厚接触者に対する対応、特に5月以降感染者が大変増えて今保健所が処理能力を超えているような気がしております。そういった意味で、非常に濃厚接触者に対する検査等が遅れているという状況の中で感染者の家族、あるいは濃厚接触者が不安な時間を過ごしているわけですけれども、そういったときに、ただいまの事務長が話された抗原定量検査を町で行うことによって、そういった経済的負担、それから身体心労的不安といったものが解消されるのではないかと思います。町としてはそういった濃厚接触者に対しての抗原検査の活用というのは考えておられるかどうか、ぜひ考えていただきたいと思うのですがいかがでしょう。

○議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝子ども発達支援センター所長兼町立尾田認定こども園長兼学童保育所長

まず、感染者本人からの聞き取りによって濃厚接触者が確定していくということになるかと思えます。その段階において濃厚接触者というふうに認められた場合は、保健所のほうから抗原検査なりPCR検査なりを受けてもらうようなことで進められているものと認識しております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

私も基本的には保健所が主導で行うのが通例だと思うのですが、大変時間がかかるというのですか、濃厚接触者の特定、あるいは検査に非常に時間がかかっていると。そういった意味で、濃厚接触者を疑われる人達の抗原検査を町費でやることはできないか、ちよっ

と考えていただけないかという意味で質問をさせていただきました。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

町内で、残念ながらこの4月以降に感染が確認された事例がありまして、まさにご家族でありますとか、または職場を同一する方々が幸い濃厚接触者には該当しなかったという事例があります。

ただ、議員がご質疑の中でもご発言があつたとおり、非常に先月あたりは十勝での発症が多かったということで、帯広保健所の対応がかなり混乱を極めたという状況にあり、そういう濃厚接触者の確定でありますとか、いろいろな手順もかなり遅れを見たということが発生したところでは。

そういう事例の中で、幸い濃厚接触者となり得なかつたご家族、または職場の方々の自分の感染状況の確認がままならないということもあって、そういう部分での対応がちょっと困難を極めた事例があつたのかなというふうに思っているところです。そういう形で、濃厚接触者となり得れば保健所からPCR検査なり抗原検査の指示がまいるわけですけれども、それ以外の部分については、今のところ町立病院でも可能ではありますが自費で抗原検査を行うということになるのかなというふうに思っているところです。

今回、地元でそういう事例が出たということで、そういう対応について私どものほうでどういう対応ができるかというのは、先般の議員協議会等の中でもご議論いただいております。私どももどういう対応を取れるかというのは、今現在ほかの自治体の状況も踏まえて検討を進めているところでもあります。

なかなか不安を持つ方を全てに抗原検査の対象として町費で行政が全部持つかはどうかとして、いくらかの負担をさせていただきながら進めるということも方策としてはあろうかなというふうに思っておりますが、何分、線引きでありますとかそういう部分が非常に困難を極めるところもありまして、今どういう対応を取れるかというところについては、情報収集も含めて検討を進めているところでもありますので、私どものほうとして、しかるべき安全・安心の確保のためにも、検査を誘導する方策が必要ということがあれば、しかるべき形を整えた上で、その制度、または予算の関係も含めて議会のほうにお諮りをしたいなというふうに思っております。

今現在こういう形でやりますという具体のプランを申し上げる段階には来ておりませんが、検討中であるということでご了解をいただきたいと思っております。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それと第3点目の感染者の職場への対応と蔓延防止についてということではありますが、

家族と職場が濃厚接触者になると思いますが、保健所の検査も受けて、それから職場の対応としては、職場、職種いろいろなものによっては、全員の陰性を証明して、14日間たないと取引が行われないというような状況もございます。

そういった中では、まず大樹町立病院での抗原検査の1日の検体量、検査量というのですか、それをぜひとも多くしていただいて、1日の検査量、例えば検体の陰性証明が100検体を1日にできるというような形のものがあれば、経済活動が停滞しないで済むという業種もございます。そういった意味で、町立病院の今の抗原定量検査の検査体制の量について、もう少し増量というのですか、検体を増やすというようなことはできるのか、またはそういったことが可能なのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長

下山町立病院事務長。

○下山町立病院事務長

現在行っております抗原定量検査ですが、自費検査で行う場合につきましては、唾液を自分で取ってもらいまして、それを臨床検査技師が前処理をして器械にかけるということになっています。今うちのある器械自体は、1回のテストで120検体同時にテストできるのですが、いかんせん唾液の場合ですと、前処理の手数が多くて20検体やるのに1時間半とか遠心分離機にかけたりしてかかってしまって、器械本体にかけるまでに相当の時間を要することになっているために、今のところは1日20から30検体で受けましょうということになっております。

一時期、必要だった時期の一、二カ月前のときは、ちょうどそういった一定程度多い要望に応えるような試薬を用意していなくて、瞬時に対応することができなかったのですが、今は常時100検体ほどオーダーがあっても検査ができるように体制を整えております。しかしながら、1日に100検体というのはちょっとほかの検査とかも考えるとなかなか難しい状況にありまして、そこにつきましては今20から30検体ですけれども、状況によってはもう少し、いくらとまでは言えないのですけれども、増やせるかなという感じはしております。

以上です。

○議 長

辻本正雄君。

○辻本正雄議員

今、検体については、1日の処理量がまだ増やせるということで今後に期待をしたいと思っているところであります。

現在、先ほど来からコロナワクチンの接種が本当に進んでいるということで、このようなことが起きないことが一番なのですが、やっぱり事業所としてはやはりクラスターというのですか、そういったことを発生させないためにも、全員検査というのが本当に必要と思いますので、ぜひとも検体数を増やしていただきたいと思っております。努力をお願い

いたします。

それから、引き続き4番目と5番目の教育長についての質問であります。本当に懇切丁寧な説明をいただいて誠にありがとうございます。学校での対応、大変よく理解できて、よく考慮されて対応に備えておられるのかなと大変感心しているところであります。

また、何といたっても感染しないことも大切なのですが、一番は、もし感染が起きた場合の風評被害、特にはいじめ問題が大変子ども達の社会においては重要なことだと思っております。そういった意味では、父母並びに学校関係者のネットワーク、正しい情報を流すということが大変重要だと思っております。ぜひ今後とも感染者の出ないことを祈っておりますが、もし出た場合の対応をひとつよろしく願いいたします。

それでは、私のほうはこれをもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

次に、10番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長にご質問いたします。

まず1点目の大樹町住宅リフォーム支援事業の継続についてお伺いいたします。

大樹町住宅リフォーム支援事業は、大樹町住生活基本計画の計画年度に合わせ今年度をもって事業終了と聞いております。住宅リフォーム支援事業は、安全・安心で快適な住環境の充実が図られ、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化にもつながる重要な事業であり、来年度以降も継続すべき事業と考えていますが、助成金額の上限額引き上げも含め事業の継続について検討される考えはないか、お伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

志民議員ご質問の大樹町住宅リフォーム支援事業の継続についてお答えをいたします。

住宅リフォーム支援事業の継続についてであります。議員ご質問にあるとおり、この事業は大樹町住生活基本計画の計画年度に合わせて今年度で事業が終了します。このことから、今年度新たな基本計画を策定することとしておりますので、12月までに基本理念や目標を定め、住宅施策の基本的な方向を定める中で住宅リフォーム支援事業の継続も含めて同計画の策定委員会で検討し、議会にご報告したいと考えております。また、助成の内容についても事業継続の検討と併せて今後検討してまいりたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ぜひ引き続き継続していくようにご検討をお願いしたいと思います。

住生活基本計画に基づいて、大樹町の第5期の総合計画でもリフォームの推進というこ

とでリフォーム市場の拡大、中古住宅の空き家の流通促進を図りたいというふうとうたっているわけですね。日本の住宅はどうしても諸外国から見ると非常に寿命が短いということで資源の有効活用という点からもリフォームをしていくことは重要だと思います。

さらに高齢化社会を迎えまして、また新しい住宅とか、よそに引っ越すとかということのない大樹に気持ちよく住み続けられるためには、ぜひリフォーム事業が大事だというふうに考えております。

そういう中で、最近聞きましたら、リフォーム事業1回使ったら終わりなのだよねと聞かれたので、メニューが違えば2回、3回と使えるのですね。それをさらに一層PRしたらいいのではないかとということと、金額について、最高10万円の2分の1限度ということになっていますので、それをさらにちょっと助成金額を上積みして、事業費の拡大を図っていくこともリフォームの促進になるのではないかと考えていますがいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの答弁と繰り返しになりことをお許しいただきたいというふうに思いますが、このリフォーム支援事業については、今年度までの10年間を期限としている大樹町住生活基本計画の中での支援事業として取り組んだものでありますので、基本的には今年度で事業は終了するという事です。

ただ、新たな住生活基本計画を策定する中で住宅リフォームの支援の形についてはどういう形をこれからさらに10年間やっていくことが望ましいかというところを検討させていただきますので、その中でさらに支援が必要であれば、そういう形をとっていくことにもなろうかと思えますし、また、支援の形も今現在の形をそのまま踏襲するのではなく、見直すなり、改善するなり、いろいろな部分での検討がなされるというふうに思えますので、支援が継続されるという段階に至れば、助成の内容等についても検討していくということになろうかと思えます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ぜひ継続を求めたいと思いますが、継続になれば、その中で中身についての検討もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に2問目ですが、生乳出荷問題について、町長にお伺ひいたします。

6月1日、政府の規制改革推進会議は、農協が農家に対して独占禁止法違反のおそれがある行為として是正の取組を進めることを盛り込んだ答申を菅首相に提出したことがマスコミで報道されました。

規制改革推進会議は、かねてから生乳の多くは農協系統の指定団体に多くが流れていることを問題視してきました。しかし、専門家から酪農家のシェアが維持されているので改

革が不十分ではなく、改革が間違っていたと指摘されております。指定団体は個々の酪農家の営農を守るために重要な制度で、今後も維持しなければならないと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の生乳出荷問題についてお答えをいたします。

規制改革推進会議が6月1日に提出した答申で、改善を求めた農業分野11項目のうちの1つ、「生乳の流通において制度的な独占は解除されたが依然として実質的な独占が継続されている。」こと、具体的には、指定生乳生産者団体以外の取引が拡大していないことを問題として対策を求めていることについてのご質問であります。

規制改革推進会議は、平成28年にも当時の指定団体制度の廃止を提言し、答申書では「抜本的改革について検討」と若干修正されたものの、この提言が「畜産経営の安定に関する法律」の改正につながることとなり、その際には議員からご質疑をいただいた経過もあります。

法令改正により、指定団体以外に出荷する場合も、加工原料乳の補給金対象とされたこと、指定団体への全量委託の原則も撤廃されたことから、生乳販売の自由度が広がったとの見方もありましたが、新たな出荷先となった生乳卸会社から品質基準を理由に集荷を停止され、生乳の廃棄や出荷先の再変更を余儀なくされたとの事例も報じられております。

毎日生産される生乳は、貯蔵性が低い、輸送コストがかさむ、短期的な生産調整ができないなどといった特性から、本来的には買い手市場となりがちな食品ですが、指定団体による取引量の拡大とこれに伴う価格交渉力の強化、適正乳価への誘導、輸送の効率化によるコストの削減、販売調整力の発揮など、指定団体制度は酪農生産を支えてきた重要な制度の1つであると認識をしております。

生乳取引の自由度を拡大すべきとの規制改革推進会議の主張を完全に否定するものではありませんが、指定団体のシェアが低くならないのは、不公正な取引環境によるものではなく、酪農家が既存の系統流通を信頼しているからであり、国内外の事例や今までの経過を踏まえると、指定団体制度は、酪農家はもちろん消費者や小売業、乳業にとっても必要不可欠で、今後も引き続き堅持すべきものと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

引き続き堅持すべきと。これは、町長も酪農地帯の町長として、ぜひ町村会を通じて引き続き強力をお願いしたいというふうに思っております。

指定団体制度について、独占だとかということの前にも、5年前ですか、私も質問したのですけれども、これは酪農家自身がやっていることであって、何か国の規制を破ってど

うのこのということでは、当時もなかったし、今自由に補給金も出すということになったので、どの程度進むのかなというふうには心配とかしていたのですけれども、やっぱり進んでいないということは、農家自身が安心して生乳生産に精力を傾けられる。出荷先がとても不安定だったら、そんな心配をしていて農業経営に集中できないということになってきますので、こういう制度は、決して独占だとかというような部類のものではないというふうに考えております。

この問題についていろいろ町長から答弁ありました。本当に貯蔵性だとか、生ものですから、安定して買い取ってくれるというのは、この制度抜きに私は考えられないというふうに思っていますが、引き続きこの制度について、町村会なども通じて要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

私も先ほどの答弁で、この今現在行われております形、指定団体等への生乳の出荷については長い歴史もあり、酪農家からの信頼も得ているということで継続されるべき制度ではあるかなというふうに思っておりますが、ただ、規制改革推進会議の中での農業分野の項目のうちの1つで、この部分については独占的な状態はあるので、解除すべきものだというご指摘、またその指摘を受けて法律の改正もなされ、生産者自らが出荷先を選べるという状況になったということは、ある意味1つの大きな転換期になったのかなというふうに思っているところです。

今後も酪農家自らが安心して生産にいそしめるような、出荷先については酪農家自らがご判断をして選んだ中で自分の生産を営んでいただければなというふうに思っているところでもあります。

町村会を通じて、この関係についての要望をというご発言がございましたが、今現在、この関係について町村会で議論している経過はございませんし、私もこの問題を町村会に提案するというような考えは持っておりません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

いろいろな動きを見ますと、そういう感じがするかなというふうに思いますが、現実指定団体以外に出荷先が少ないと。現状のままの指定団体のほうに行っているということは、やっぱり安定した酪農経営をしていくということから指定団体に行っている。そのほうがずっと効率的だというふうに考えます。確かに酪農家自身が自由に選べるということは、実際自由に選んでいるからこそこういうふうな結果になっているので、そこはまさにこれからもさらに改革とか進めるということが決して私は酪農経営にプラスにならないというふうに考えておりますので、そういう点を申し上げて私の質問を終わりたいと

思います。

以上です。

○議長

休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時55分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

それでは、先に通告しました第5期大樹町総合計画執行計画に基づいた公共施設管理計画について質問いたします。

第5期大樹町総合計画執行計画については、昨年1月時点で説明を受けておりますが、現在建設中の役場庁舎をはじめ、20の公共施設の計画があります。公共施設自体の耐久性の在り方は、財政面に大きく影響するのが必然です。しかし、町民が安心して利用できる施設にすることは最優先課題であり、財政とバスターな関係にならざるを得ないのも事実です。

今後、過去に建設された公共施設が順次更新時期を迎えるにあたり、町民の生命・財産を守り持続的な成長を実現するための計画だと認識していますが、長期的な視野で更新、統廃合、長寿命化を計画的に実施し、財政負担を軽減しなければなりません。

そこで、町長に次の5点についてお聞きします。

1点目、第5期後期総合計画執行計画について、総体的に計画の進捗状況についてお聞かせください。

2点目、この計画には優先順位たる優先度がありますが、基準に疑問があります。計画的に進行している順に序列されているように見えるのですが、本来建造物の耐久性や利用目的、利用頻度という基準で決めるべきではないでしょうか。

3点目、長寿命化の手段として、ほとんど小破修繕とありますが、損傷の程度で軽微、小破、中破、大破、倒壊に区分され、小破とは一般的に損傷が僅かであり、修理しない程度を意味しますが、この判定は正しいのでしょうか。

4点目、公共施設の長寿命化にあたり、厳しい財政状況を考慮し、官民連携のPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の活用や民間資金を活用したPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）について積極的に進めるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

5点目、晩成温泉については優先順位が低く、小破修繕により維持し、第6期以降で改築するとありますが、現在利用客も増えているのと、施設の破損状態は小破の域を超えている考えますが、これについてどうでしょうか。お答え願います。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

寺嶋議員ご質問の大樹町の公共施設管理計画についてお答えをいたします。

1点目の第5期総合計画執行計画の進行状況についてですが、令和2年1月に施設整備の在り方や工程、建設位置等をまとめた第5期大樹町総合計画執行計画を作成し、施設ごとの優先度や年次計画などを一覧にまとめた管理計画により進捗を管理しております。現時点におきましては、ほぼ計画どおり事業が進捗していると考えております。

2点目の優先順位の基準についてですが、職員による執行計画プロジェクトチーム会議において施設の必要性はもちろんのこと、補助金や交付税措置のある起債の活用など、財政的な面も考慮しながら優先度を設定したところでありますが、最終的には個々の事業を進めていく段階において財政状況や社会情勢等を踏まえながら判断してまいります。

3点目の小破修繕の考え方についてですが、執行計画で示している小破修繕とは、施設全体に多額の費用をかける大規模改修ではなく、あくまで現状維持を保つための比較的小規模な修繕を行うという考え方となっております。

4点目のPPPやPFIの活用についてですが、PPPは行政と民間とが連携し、より効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという考え方で、民間の資金・経営能力・技術力を活用して民間主導のもと、公共施設の運営といった公共事業を行うPFIや指定管理者制度などもPPPの代表的な手法であります。

町では、晩成温泉や歴舟川パークゴルフ場に指定管理者制度を既に導入しているところではありますが、PFIについては現時点で導入に至っておりません。十勝管内の自治体でも徐々にPFIが取り入れられてきておりますので、先行事例を参考にメリットやデメリットなど研究していきたいと考えております。

5点目の晩成温泉の改築についてですが、泉質がよく、多くのファンを持つ晩成温泉は、町の貴重な観光資源となっております。開設以来40年以上が経過し、施設、設備ともに老朽化が進んでいるところですが、大規模改修には相当な財政負担が伴いますので、小破修繕により維持しているところであります。

本年は、次年度からの指定管理者を選定する年になっておりますので、今後の晩成温泉の在り方について検討を進め、ある程度の方向性を打ち出せればと考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

町長の回答にあったように、第5期総合計画執行計画の進捗はほぼ計画どおりに進行し、

優先順位についても執行計画プロジェクトチーム会議において補助金や交付税措置のある起債の活用で財政面も考慮し進めている段階にあるとのとこでした。

この点については、私も同様の認識がありますが、公共施設の更新、建替えについて、イニシャルコストの財政検討は十分であっても、ランニングコストの検討が若干不十分な感を強く受けます。これについてどうでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

イニシャルコストについてはお示ししたとおり、工事価格等々も設計段階である程度分かるということですが、ランニングコストにつきましても、検討できるものといえますか、行ってはいるのですが、議員ご指摘のとおり、なかなか先が読みづらいところがございます、電気代、あるいは燃料費の高騰等も含めて、ちょっと先が見えないという分析が難しいというところも正直あるかなとは思っておりますが、そういったランニングコストを下げるためにも、あるいはCO₂削減も相まって、SDGsなども考慮して考えていかなければならないと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

やはり今の副町長の答弁にもあったとおり、これからランニングコストに関しては非常に予想しづらいことも多々発生し、なかなか削減に至る結果につながらないということがあろうかと思いますが、ランニングコストを削減する要素が今後の財政負担の軽減に大きく寄与するのではないかと私は考えています。

さらに、その決断に不可欠な要素というのは間違いなく、例えば解体して、閉鎖して、倒壊をして、処理するとかという判断も出てくるのではないかと。これにはやはり町民の理解が非常に重要かと思えますけれども、そのような判断も今後考えながらやっていただきたいと思いますが、そのような考えもありますでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

昨年1月にお示しさせていただきました第5期総合計画執行計画に基づいて、今後公共施設を維持管理していくということになるかというふうに思います。残念ながら、私どもの町も人口減少に伴い、今後、町民の皆様の人口が減っていく中で公共施設をどうやって維持していこうかというところも大きな課題でもありますし、誤ると、読み違ふと未来に大きな禍根を残すようなことにもなるかというふうに思っているところでもあります。

公共施設は、私も常々申し上げておりますが、造ることが目的ではなくて、そこから維

持管理も含めて経費が発生するという事です。耐用年数期間、何十年と未来まで維持管理経費、またはいろいろな修繕経費も含めて発生するという事でありますので、当然、そういうことも見据えた中でこの施設の在り方そのものを考えていくということが公共施設の管理計画の大きな役割ではないかなというふうに思っております。

私どもも老朽化した公共施設については、タイミングを計って次々と新たしくしていくというような思いは毛頭持っておりませんので、その役割を見据えた中でいろいろな対応が今後検討されるというふうに思いますが、改築、更新ありきではなく、この施設については役割を終えた、または近隣の施設との統合も可能ではないかななどの検討も見据えた中で適切な公共施設の管理をしていきたいというふうには考えております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

今後その観点を重要視して、ぜひプロジェクトチームで公共施設管理計画の見直しを進めていただきたいと思います。

次に、先ほど4点目に質問したPPPやPFIの活用についてなのですが、町長の回答にもありましたとおり、指定管理制度もPPPの代表的な手法です。これは、昨年12月定例議会で同僚議員の質問にもありましたように、町側が条例で料金設定をしているのが現状です。施設の利用が多ければ多いほど施設自体の傷みも大きくなります。よって、必然的に修繕費は多く発生し、維持補修は必然的に多くなります。

指定管理者制度の更新にあたり、次期以降の業務委託料だけでなく、施設自体の損傷を十分把握し、料金設定も含めて検討すべきではないかと私は考えます。これについてどうでしょうか。

○議 長

黒川副町長。

○黒川副町長

指定管理を行うのあたって、必要経費をどちらが見るかという部分も契約の中で決めていくものでございますので、新品の施設をお預けして維持して運営していただきという場合と、老朽が激しいいつ壊れるか分からない施設をお預けする場合とでは当然に維持費が変わってくると思いますので、そこは料金の設定も含めながら、指定管理の契約の中で必要な経費は町側の負担にするというような部分も含めて契約していくものだと思っております。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひ、そういう現時点での施設状況を把握しながら、指定管理者制度も柔軟に進めていただきたいと思います。

そして次に、P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）についてなのですが、町長は先ほどの答弁で、十勝管内の自治体でも徐々に取り入れられていて、先行事例を参考にメリット、デメリットを研究してきたとありました。P F Iの手法を取り入れるには、やはり私的には大きな意識改革が必要でないかと思っております。例えば私の知る限りでは、池田町の牧場の家などは先行してかなり以前からP F Iを実践されております。内容的には、業務全般を受託者側が料金設定も含めて実施していると聞いております。

公共施設を民間資金で活用し運営するには、先ほども申し上げたとおり、高いハードルがあるのかもしれませんが、このハードルを越えた先にあるのは間違いなく財政負担軽減が得られると私は考えております。そのためには、積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、これについて、繰り返しになりますが町長はどう考えますか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

P F I制度というのが新しくできて、どういう内容なのかなというところを私が最初にいろいろな資料も含めて学んだのは、実は職員時代かなというふうに思いまして、制度が出てきてからもうかなりの年月がたとうかないうふうに思っております。先進的に取り組まれた事例もありますし、なかなかそれぞれの自治体の思い、または制度のこともあって導入に至らないことも多々あるかなというふうに思っているところです。

民間資金を活用してということと施設建設を進めるということではありますが、例えば私どもの公共施設の建設にあたっては、有利な補助制度があったりとか、または有利な起債を借りられるとかということもあって、私どもが直営で建てたほうがいろいろな財政的な部分で有利なこともあるということをご理解をいただきたいというふうに思いますし、今後P F I制度を使って民間の資金を活用して建てていただいて、それを私どもがどういう形になるか分かりませんが運営していく、または、それも委ねていくというようなことも含めて、公共施設を建てていく、または改築していく中では、今後検討の余地はあるかなというふうに思っております。

ただ、やはり公共施設の性格も多々あるかなというふうに思いますので、何から何までいくわけにもいきませんし、全てのものがP F Iになじまないとは思っておりませんので、今後この制度を活用していくことがお互いにとって非常に有益である、または将来に向かって大樹町の公共施設の在り方にとって望ましいということがあれば、導入についてはちゅうちょすることなくやっていくべき制度ではあるというふうに思っています。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひP F Iの導入を積極的に進めていただきたいなというふうに考えます。

次に、最後の5点目の晩成温泉に関してなのですが、先ほども同じような答弁の中身に

あったとおり、来年、指定管理制度の更新も控えております。町長の答弁にもあったとおり、築40年以上経過した施設を当面小破修繕でやり、令和6年以降の第6期総合計画で改築の検討をすることとなっております。

外観的には小破修繕でやれても、内部的といいますか内観的にはかなり老朽化したボイラーですとかという話も、私的には耳に入っております。そういうふうにと考えると、小破の域はとうに超えているのではないかなというふうに考えますし、ただ、大規模改修を早期に望みたいところではあるのですが、繰り返しになりますが、町長がおっしゃるとおり、相当な財政負担が伴うことが想像できます。

まずは、次期5年間の指定管理の間で、小破修繕でやりくりできる範囲でやって、ただ、晩成温泉の肝でもある泉質というものを生かすためには温泉のお湯そのものが非常に重要な課題になろうかなと思いますので、その辺の現状のボイラーに関して、今後5年以上持たせるような措置をぜひともやってほしいと思うのですが、それ相当の措置が必要でないかと私は考えていますけれども、これについてどうお考えでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

晩成温泉の施設、設備につきましては、今、寺嶋議員がおっしゃったとおり、かなり老朽化しております、毎年小破修繕という形で、町の持ち出しの修繕費も年によって若干違いますけれども、ある程度修繕費を支出して維持しているというところがございます。

それでボイラーの関係でございますけれども、木質バイオマスボイラーを導入して、その分比較的最近は順調にあまり故障もなく可動しているというところでもありますけれども、そのほかの部分で、例えばバックアップボイラーですとか、あとポンプですとかという部分は、ところどころ故障を繰り返している部分もありますので、その分は当面修理をしながら維持していかないといけないという状況となっております。

以上です。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひとも未然にできる限り長期化利用できるような形につなげていって、第6期総合計画では大胆に大規模改修につなげていければなというふうには考えております。

次に、先ほど町長のご答弁にもありましたが、晩成温泉自体は町の貴重な観光資源です。昨年よりコロナの災禍の影響もあるのでしょうか、多くのキャンパーが晩成温泉近辺に集結しているという実態も実際あります。大変な混み合いになっているのもありますので、この辺の施設も大事ですし、晩成温泉施設の外の施設も十分に検討してやっていただければなというふうに考えます。総合的に検討してもらえないかなというふうに考えますが、キャンプ場サイトをちょっと拡大するとか、そういう考えは実際ありますでしょうか。

○議 長

伊勢企画商工課長。

○伊勢企画商工課長兼地場産品研究センター所長

キャンプ場サイトの拡大というご質問でございますけれども、晩成温泉の横に無料で開放しているキャンプができるスペースがありますが、この時期かなりキャンパーが訪れまして、結構テントを張って泊まっているといたしますかキャンプをしている方が多くいらっしゃいます。それで、今年度、指定管理の更新に向け検討する中でも、キャンプ場を晩成温泉に設置してはというのも含めて検討していきたいとも考えているところでございます。

以上です。

○議 長

寺嶋誠一君。

○寺嶋誠一議員

ぜひともキャンプ場の拡大も検討してというのは、利用客が増えることによって、多少なりとも維持管理費に充当できるような料金の収入がありますので、これは有効な手段ではないかと私は考えていますし、さらには、1つのアイデアにはなりますが、最近非常に注目の趣向の高いドックランとかいう形も管内では相当できております。あれだけスペースがある場所なので若干そういうものも造って、晩成温泉の1つの特徴を身につける方法がいいのではないかなと私は考えておりますので、ぜひその辺の検討も含めお願いしたいと思います。

最後になりますが、図書館や福祉センター、また午前中に同僚議員の質問にもあったとおり、町有バスの車庫を含め第5期総合計画にはまだまだ10以上の施設更新が待っております。これには第6期総合計画になりますと多大な財政負担を伴いますが、財政負担の軽減策は、先ほど申し上げたPPPやPFIの活用だと私は考えております。

ただ、先ほども言ったとおり、場合によっては閉鎖、もしくは取り壊しの判断もしなければならぬというふうに考える決断も必要ではないかというふうに考えますが、大樹町総合計画執行計画以外にも大樹町強靱化計画があり、施設以外のライフラインの確保も上げられます。全て同時進行しなければならないという多大な負担を強いる形にはなりますが、行政者側の責任と認識し、戦略的な公共施設管理に取り組んでいただくことを節にお願いして、私の質問は終わります。

○議 長

次に、9番菅敏範君。

○菅敏範議員

先に通告してありました2件について考え方をお聞きしたいと思います。

最初に、1点目は、大樹高校の2間口復活の取組についてであります。

大樹高校は、地域の受験生の減少が進む中で、通学費や修学旅行費の援助費等の取組に

より2間口を維持し続けてきたが、令和3年度は1間口となり、入学者は22名と大幅に減少しました。令和4年度の学級配置計画は、9月に結論が出されるという状況にあることから、9月までに令和4年度以降の生徒数確保の見通しを示さなければ1間口で配置計画が確定される状況にあり、現状の取組を一層強化した超短期決戦の厳しい取組となりますが、どのような取組を考えているのか、町長、教育長に伺いたいと思います。

1点目は、今の間口復活に向けた取組の現状をどのように認識しているのかであります。

2点目は、これまで取り組んできた経過の中でどんな成果があったか。

3点目は、今後の取組の重点目標と具体的行動展開の進め方についてであります。

よろしくをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

菅議員ご質問の大樹高校の2間口復活の取組について、私からは1点目と3点目について、2点目については教育長から答弁をいたします。

1点目の現状をどのように認識しているかについてですが、大樹高校の学級数は平成30年度までは2学級を維持しておりましたが、少子化の影響や町外への高校進学などにより入学希望者が減少し、令和元年度と2年度は2次募集後に1学級減の1学級に、令和3年度は募集定員が1学級に削減となり、入学者数は過去最少の22名にとどまったところであります。また、学級数減に伴って教職員数も4名減の16名となり、部活動や授業展開に十分な人員配置ができないなど厳しい状況下に置かれております。

3点目の今後の取組の重点目標と具体的行動展開の進め方については、大樹町や近隣町村における現中学3年の生徒数は、昨年より増加している状況となっておりますので、令和4年度公立学校配置計画が示される本年9月までが2間口復活のラストチャンスであると考え、例年よりも早く3月に大樹高校活性化推進協議会を開催し、今年度の取組について協議を行ったところであります。

先の臨時町議会においてお認めいただいた補正予算で学校案内パンフレットやポスターなどの作成を進めているところですが、パンフレットは生徒や保護者に、大樹高校の魅力を伝える内容に刷新し、南十勝のみならず帯広市内の通学可能な中学校まで範囲を広げ、中学3年生全員に配布することとしております。また、8月上旬には高校活性化推進協議会委員とともに、北海道教育長を訪問し、大樹高校の2間口復活の要請を行いたいと考えております。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町長に続き、菅議員のご質問にお答えいたします。

2点目のこれまでの取組でどんな成果があったかについてですが、大樹高等学校

の存続を目的として、平成18年度に大樹高等学校活性化推進協議会を設置し、存続に関する支援活動を主に、啓発・要請活動を実施してきたところでございます。

入学する生徒への助成としては、平成19年度から通学費及び入学費の助成を、平成22年度からは検定受験料の補助、平成25年度からは学校給食の提供、平成30年度からは海外見学旅行費補助、令和元年度からはインターハイ等全国大会の助成を、令和2年度には入学費補助の倍増とICT化の推進のためタブレット端末等の整備も行っております。また、今議会においてお認めをいただいた大樹高等学校の魅力度向上のために、1人1台端末となるよう更なるタブレット端末の整備をすることでございます。

これまでの取組の主な成果として、景気が低迷する中での手厚い通学費の助成により、大樹町外の方が大樹高校を選択し、南十勝の普通科高校としての位置を確立してきております。給食の提供については、保護者の経済的な負担軽減はもちろん、精神的・時間的余裕にもつながるとの感謝の声が届いております。

さらに、台湾友好都市への海外見学旅行や来年度から完全実施される各家庭の負担による1人1台タブレット端末の町負担による整備は大きく大樹高等学校の魅力度向上につながっていると考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

この事案は、厳しい現実の中で先行きが見えない、見えづらい、そして、時間のない戦いの岐路に立たされている現状だというふうに考えます。

それで、町長から1点目の現状をどのように認識しているかについてお答えをいただきました。平成30年度までの2学級維持、そして今学校で教職員の減少、そして部活動の授業展開に厳しい状況にあるということではありますが、それについては今高校の実態がどうなっているかについては理解をします。

ただ、ここで私が一番聞きたいのは、2間口を1間口にするという話が出てから今まで大樹町として取り組んできた、3月に活性化協議会も早めに行った、その中で、現状をどう受け止めているかであります。そのことによってこれから何をすべきか、本当にどうなのかというのは決まるので、そのタイムリミットが迫っている中で本当に現状はどうなっているのかというところを聞きたいのでありますが、その認識は町長としてどうなっているのかお聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの答弁でも申し上げましたが、大樹高校の2間口確保というのは、大樹町にとっても、そして南十勝で高校の進学を目指す生徒にとっても非常に大切な案件であるというふうに思っております。

私どもは、昨年も教育長とともに北海道教育委員会のほうに出向いて、大樹高校の2間口については確保してほしいという要請活動を行っているところでもあります。また、今回1間口になってしまったということを受けて、小中高の保護者の皆様に大樹高校の存続、または大樹の教育の在り方についてご理解をいただけるような場として、それぞれ小中高の吹奏楽等の合同演奏会等を通じて大樹町の教育の在り方、そして大樹高校の存続に向けての町の思いなどもお伝えをしてきたところでもあります。

昨年の大樹高校1間口化に至った経緯については、やはり地元の大樹高校への進学率も要因の1つではあろうかなと思います。やはり大樹町を含めたこの地域の中学卒業生の生徒数が減少してしまったということが大きな要因であるというふうに私も感じているところでもありますので、先ほど教育長の答弁にもありましたが、来年度以降の卒業生が復活してくると、増加してくるということも含めて、大樹高校の2間口はこの地域にとって絶対に必要なものだという思いを持って、限られた期間ではありますが取組を強化してきたと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

私も同じ考えであります。ほぼそれは絶対的にそうあるべきだと。ただ、自分としても複雑な気持ちでここに立っている状況があります。というのは、何かを行動すれば何かは返ってくると、答えが出るというような事案でもないし、向いている方向は一致していても、もどかしいという気持ちもあるわけであります。

それから、本当に町の中のムードが、町長が言われた、大樹、そして南十勝にとって大切な学校であるというようなことが町民に受け止められて、本当に大樹高校の2間口を復活させなければいけないというような機運が高まっているかということ、必ずしもそうでもないというふうな受け止めもあるわけであります。

そういう状況でありますから、町長に今確認したように、現状は厳しいのだけれども、どんな状況なのかと。そこから最後の踏ん張りをみんなでやろうではないかということころなのでありますが、それはおいおい中の個別の中でお聞きさせていただきたいというふうに思います。

2点目は、教育長からお答えをいただいておりますので、教育長にお聞きしたいと思いますが、教育長からも、今まで平成18年度に設置した活性化推進協議会がいろいろ話し合っただ樹町が取り組んできた経緯がありました。これは、推進協議会としては大樹高校の存続を第一義的に取り組んできたというふうに私は理解しております。主な支援活動は、通学費、入学費の助成等々ありました。このことによって大樹高校の存続、そして平成30年度まで2間口を維持してきたことに対する成果があったというふうに考えていますが、これは教育長の答弁にもありましたように、こういう手厚い通学費の助成などで大樹町外の生徒が大樹高校を選択して南十勝の普通科高校としての位置を確立したと。そのこ

とも大きな意義だというふうに思います。給食の提供に対する感謝の声、そして台湾への海外見学旅行の好評、タブレットの町費負担等々、そういう中でありました。

教育長に以下の考えをお聞きしたいと思います。

大樹高校が今まで存続してきた成果としてありました。今はそこから1つ壁があって、2間口の復活に取り組んでいる最中なのですが、現時点で教育長が感じてきた、この間の何か成果が上がったものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

町の支援でいろいろな部分でサポートしていただいているのですが、一番大きいのは大樹高校自体が落ち着いたいい学校になったということで、更別、中札内からも多くの生徒が来てくれるようになったということが一番の原因だと思っております。

ただ、菅議員おっしゃるとおり、本当に厳しい状況です。なかなか今頑張らないと大樹高校がえらい目になる、大樹の将来も大変だという部分は、非常に弱いです。先ほど町長が言ってくれたように、町を挙げてのコスモスコンサートでも、小中高それぞれの取組でストロングポイントを説明していますがなかなか響かない。また、齊藤徹副議長が学校運営協議会として十勝管内に誇るいい学校運営を目指して頑張ってくださいっています。その中で大樹高校のここが知りたいということで今までやったことのない保護者向けの説明会を2回開きましたが、なかなか参加者が増えていない現状でございます。

数字で申し上げますと、町長が言ったように、中3は増えているのです、来春は。大樹中に関して申せば、今年、特別支援5名の子を含めてたった37名しかいなかったのですが、次年度は44名です。そのうち特別支援の子は3名です。うれしいことに、近隣の中学校も今の中3は昨年度と比べれば増えているのです。忠類中プラス7名、更別中央中プラス4名、中札内中プラス2名というふうに郡部は増えているのですが、大樹高校を希望してくれる受験生はそれほど増えていないということで、本当にお尻に火がついています。

その主な原因は、町長が申されたように少子化でございます。小中同じメンバーで9年間生活しています。やっぱり刺激を求めて、夢を求めて、行きたい学校に行くという。それに対して親として、子ども達の願いを少しでもかなえてあげようという希望は十分に分かります。そういう行きたい学校に大樹高校がなってくれなければ、この先、本当に大変です。少子化は大樹だけでないのです。更別も、忠類はもちろんですが、中札内も全部小中学校1クラスなのです。大樹高校は、今年は男8名、女14名、たった22名で1クラスです。高校に行っても1クラスかということで、2月段階で大樹高校を希望していた生徒がほかへ移っているという悪い情報も伝わってきています。でも、8月いっぱいまでは何とか、まだ執行猶予ありますので。

高校も、子ども達に分かりやすい、大樹町はアピールするのは下手だと言われていきますので、学校の教員の力だけでなく、町議会でお認めいただいた貴重な公費を使って分か

りやすいパンフレットを6月25日には仕上がると言われていました。それを使って中3のみんなの手に届くようにしたいと。そのとき、高校の校長だけでなく、町の有力者と一緒に宣伝活動に行き、最後まで諦めないように頑張ろうというところでございます。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

教育長から大きくくりで、最初から最後まで話がずっと出てきたので、次にどこから行けばいいのか聞きにくいのですが、何となく、今2間口を復活させようという取組の現時点のどんな成果が上がっているかを聞いたのですが、卒業生は多いのですよという話だったのですが、中身的は非常に暗い話だけだったような気がします。

それで、僕は間違いだと思うのですが、在校生や卒業生及び保護者の評価がどうなのかということも大切なのです、口で伝えますから。ただ、それは参考にすべきですが、今これから超短期の決戦で、我が町大樹町に課せられた究極の目標は、令和4年度及び5年度以降の大樹高校受験希望者の確保なのですよ。

どうするかといったら、どうあればいいかといったら、これから受験を希望する人が、よし、俺も、私も、大樹に行って勉強しよう。そしてこういう道に進むと。自分の進むためには大樹高校が一番いいと。そういうふうになって、親もそれを後押ししてくれる、学校も後押ししてくれるという土俵をつらないと、これは受験希望者、志望者が増えてこないし、また卒業生だけいても、帯広近郊に行くとかということになってしまうので、そこをいかにするかというふうには僕は思っていますけれども、教育長の考え方は同じでございませぬか。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

同じです。魅力ある、行きたい学校にする、選ばれる学校にするというのが最終的な目標です。ただ、時間がないのです。特に更別だとか中札内の親は、本当に大樹高校に通わせてよかったと言ってくれています。ただ、なかなか地元大樹の親からはそういう声はあまり聞かぬです。

ただ、ある飲食店でアルバイトをしている大樹高校生に、店主が聞いてくれました。「今の大樹高校はどうなのだ」と。「めちゃ楽しいです」と答えてくれたそうです。本人達が本当にいい顔で頑張ってくれています。決して荒れた学校ではない。素直でぐんぐん伸び代のある学校です。私自身教員上がりですので、中学校時代に不登校傾向の子どもが大樹高校の一所懸命な先生のおかげで、この4月北見工大にストレートで受かりました。そのように本当に伸ばしてくれる学校です。

いい学校の証拠として、道教委の指定校だとか門下の指定校を受けていたのですよ。それが平成27年から3年間、小中高一貫ふるさとキャリア教育という部分で大樹学を推進

しました。大樹にはゆうゆうの森をはじめ、いろいろな自然環境、それから人材がいます。他校ではできないようなことを今大樹高校でやってくれています。今プレスの方がおられますけれども、しっかりそういう部分を新聞記事としてアピールしてくれています、なかなかそれが伝わっていかないのです。

また、うれしいことに、今小中学校を見て、皆さん変だと思う、あまりにも特別支援学級が増えているのではないかと。高校に行く段階でもそういう手だてが必要なのです。それで大樹高校はいち早く普通科でありながら、特別支援の通級制度を実施してくれました。放課後なんかを利用して、少しでも分からない悔しさを打破しようということで。そして本当に分かりやすい、いい授業展開です。昔は全然色がなかったですよ、講義形式で。ただ、今はICTを使いながら、視覚に訴える授業展開をやってくれています。ただ、生徒数が少なくなったという悪循環で教員が少なくなった、習熟度別学習ができなくなったというところがすごく痛手でございます。あと、部活動が非常に悲しい状態で、単独チームで組めないというようなことになっています。全部、少子化の影響ですが、そんなことでまず子ども達が生き生きしている、挨拶もしっかりしている、そんな良さをぜひとも伝えたいし、今の危機、このままほったらかしたらえらいことになるよと。

隣の広尾高校、たった25キロ行けばあるのですけれども、今現在だと中学生は広尾中のほうがちょっと多いです。でも、この先ずっと大樹のほうが増えます。減少率は大樹頑張っています。そういうところで、今が踏ん張りどころなのです。ここで、大樹負けてしまうと広尾しめしめです。広尾は地理的条件で悪いのですから。帯広、中札内からバスで通えないでしょう。そういう部分を分かってもらえるように頑張らないといけないと思っています。

そこで、6月30日に大樹高校の校長が大樹中学校の体育館で中3と保護者向けのアピールをするということです。あと、大樹町PTA連合会でもそういう学習会をしようと。必ず7月中にやろうということで今計画をやっているところです。

以上です。

○議長

菅敏範君。

○菅敏範議員

教育長から力強いお言葉があったのですけれども、2人でもって力強く言い合っても前に進まないで、今、教育長から言われました、今ちょっと取り返しがつかないのかもしれないませんが、僕は、1つは、もっと早く手を打てばよかったのではないかと思うのは部活動であります。以前いろいろな文化部、それから運動部があって、強豪だったかどうかは別にしても、吹奏楽も全道に行っているいろいろな賞を取ったり、スポーツクラブも頑張っていました。ただ、近年急激に声がなくなって、例えば野球部、バスケット部、陸上部は2年ぐらいあったのですが、本当に大樹高校という名前が出てきません。そういう中で、やはり本当は高校の存続と、それから2間口確保のためには、文化部、運動部のクラブ活動

にもっと町として力を入れるべきだったので、今それは僕も大きな反省だと思います。

例えば忠類とか更別なんかは小規模校ですが、例で言わせてください。高校野球のメンバー表を見ても、更別中央中学というメンバーはたくさんいます。ですが大樹には来ていません。みんな帯広市内に行っています。そういうふうに郡部の学校から市内の学校に行つて力をつけたいということとは、郡部で衰退するのを実際は歯止めをかけ切れなかったということだと思います。

1つだけ、今活性化しているのは足寄高校の野球部であります。多分あそこも数年前までは単独チームを組めなかったのですよ。ところが、北海道出身の甲子園球児の日本ハムに入ったプロ野球選手を足寄町が自治体の職員として雇用して、足寄高校の野球部の監督に据えた途端に地元から入つて、野球部が単独チームになって、今年は甲子園を狙うとはいいいませんが北大会出場を目標に、それは全く夢でない状況です。今年の新入生は、帯広市外から近郊から10人以上なつて、今は二十何人いて、3年間も4年間も安泰です。

だから、そういうことがあるので、やっぱり町としても教育の中でもつて、勉強だけではなくて、課外活動も必要ではなかったのかなと思うのですが、今年度は間に合いませんが、教育長、そういう面でいうと今後に向けてそういうふうな1つの奇策的なもの、これを何かやりたいというようなものを持っているか持っていないかだけお聞かせください。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

運動部については、今年は広尾高校に陸上部で負けていますけれども、2年前までは大樹高校の陸上部はすごくて、インターハイにも選手を送っています。足寄高校の例は本当にすばらしいなと思っています。少しでも勉強しようということで、昨年足寄高校の監督の池田剛基さんに来ていただいて、小中の教員は講演を聞きました。本当に市内校にも勝つて、そういう部分がいっぱねになつて、今年は部員も増えているということだと思います。

大樹も少年団、それから中学校と、野球はかなり強いので頑張っていますけれども、みんなやっぱり高校でも野球を頑張りたい、帯広に行きたい、旭川に行きたいというふうに夢が決まっているのですね。ということで、野球で復活というふうには私は考えていません。

4月に新しく鹿追高校から来た前田校長は、大樹の人的優位性というのでしょうか、室工大のサテライトがあつたり、JAXAがあつて超有名校でないといけないスペーススクールに大樹町は無条件で1人か2人行つて勉強できると。宇宙学でもないですけども、そういうところにしっかりスポットをあてて呼びたいなと校長は言ってくれています。

保護者の意見を聞くと、高校卒業した後が心配なのだということです。そういうところでやっぱり実績を作れる学校になるよう少しでもサポートしたいなと考えております。

特効薬はございません。先輩方の力を借りながら1人でも多く目を向けてもらえるように頑張っていきたいと思っています。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

教育長から力強い言葉は返ってくるのですけれども、最期がちょっと落とされるのでなかなか言いにくいのですが、教育長に今の決意でもって今後頑張っていたきたいというふうに思います。

2番目なのですが、町長に伺いたいと思います。

先ほど教育長からパンフレットとポスターの完成については6月24日ということですが、これは今さらできるのが遅かったなどと言っても仕方がないので、これはどのように活用するかであります。それから、先ほど町長が言われました大樹高校の魅力を伝えるということになれば、刷新をしたということでもありますから、どの辺が以前のポスターと変わったのかだけ教えてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回のパンフレットにつきましては、先ほど申し上げましたが、南十勝、または帯広市内の通学可能な中学3年生全員に配布するというので、実施しているのは大樹高校でありますので、先般の臨時会で予算をお認めいただきましたので、その予算を使って高校が今鋭意作成しているということで、私はそのパンフレットの案も含めて、まだお目通しをしております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。教育長も見えていないのですよね。（「完成品が25だそうです」と発言する者あり）では、それ以上お聞きしないことにします。

町長が言われたパンフレットの配布なのですが、通学可能な中学校というくくりになっているのですよ。ここをこだわらないで、取っ払って、例えば市内であっても、市内近郊であっても、例えば下宿という方法もあるし、どこかで線引いて、この学校だったら通学できるからと、そこに配って隣の学校に配らないではなくて、志望者が出るかどうかは別にしても、もっと広い範囲で配布するほうが、平等性があっていいと思うのですがいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回のパンフレットの刷新、または配布の方法については、現在、大樹高校の校長先生でいらっしゃる先生の前任地が鹿追の教頭先生だったということ。そして、鹿追でも実は

同様の対応を取ったということであり、それを参考に今回そういう対応でパンフレットの配布を計画しているところです。

議員ご指摘のとおり、鹿追については実は管内全部に配ったというふうに私は聞いております。ただ、地理的なことも含めて、鹿追は大樹広尾まで実際に通えるかどうか分かりませんが、帯広市内はもとより、鹿追の地の利であれば、かなりの地域からも通学が可能だということもあって、そういう取組を進めたというふうに聞いております。

今回、学校のほうから2間口確保に向けての取組のいろいろな協議を行った中で、学校の校長先生からは管内全部は正直必要ではないのではないかということも含めて、エリアについては実際に通学可能な範囲、ただ今までの大樹高校の取組からすると、今までは学校単位で何部か置いていくようなレベルではありましたが、今回、中3の生徒に、通学可能なエリアに限ってはいますが、全員に配るというところについては、私どもとしては大変思い切った行動だなという認識でおります。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

分かりました。僕は、広い範囲に配って、例えば直接こちらから行って本人に手渡して、家庭にも届くように、そして窓口でいろいろな情報提供できる体制をつくっていくべきではないかというふうに思っているところであり、できる限り検討していただきたいというふうに思います。

最後のほうにしたいと思いますが、8月上旬に北海道教育長に対して要請行動があります。そのときに、手ぶらでは行けないので、何かの荷物を持っていかないとけないと思うのですよ。そのときに2間口復活をお願いに行くわけですから、1つはこういうアイデアがありますからぜひ大樹高校に2間口を復活させてくださいと。そして現時点でいうと、この程度の志望者を集めていますと。そして将来的にもこの数字は可能だというふうに行くのではないかというふうに思いますが、町長、その辺の行くときの腹づもりの中身を今ここで話しできるものはございませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

今回、8月上旬に私どもの活性化推進協議会の委員とともに北海道教育長を訪問して要請活動を行うこととしております。

今回の要請活動を行うにあたって、日程等も含めて十勝教育局といろいろご相談をさせていただいているところです。その中で、実はこの4月から十勝教育局のほうに赴任されていましたが、そういう取組に対して非常に本庁で道教委の中で重要な役割を担っていた方が十勝総合振興局に今回来ていただいて、現在十勝で教育活動、教育局の仕事をされている方がいらっしゃいますので、その方から非常に参考になるご意見をいただいている

ところですが、今、その中でご意見としていただいているところについては、まさに今、議員がおっしゃったような内容等々であります。

ただ、来年以降の進学数についても、空言で言うわけにはいきませんので、ある程度高校または大樹中学校の校長先生のお力をお借りして、近隣の学校の進学の状況等についても、来春の卒業生よりもさらに2年生、1年生の部分も可能な限り掌握した中でこういう数字が見込まれますというところは強く要請をさせていただきたいなというふうに思っておりますし、今現在、今までに大樹町が大樹高校とともに、または活性化協議会などとともに取り組んできた内容についてもしっかりとお伝えし、今後も地域にとって大切な学校であるという思いは強くお伝えをしたいというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ありがとうございました。

もうこの種の事案はタイムリミットがあるわけですからけれども、お金の問題ではないと思っています。大きなことを言えば、心をつかまなければならない問題だというふうに思います。気持ち伝わらなければ、こちらに向いてくれないと。それをどんな方法で伝えるのが鍵だと思っています。目の前に立ちほだかっている壁をどうやってみんなで力を合わせて乗り切るのか。そして目標を達成するののかということではないかというふうに思いますので、全力で取り組んでいただきたいと思っておりますし、相手は将来のある子どもでありますし、その子ども達を支えている保護者であります。そして強敵は道教委であります。

この3者の心をきちんとつかむような取組をして、2間口復活に向けての明るい話題が、9月に入って聞けるように、そして悔いのない取組ができるようなことを期待し、私達もそれにできる限りの支援をするということを、個人的にも、それから例えば議会としても取組の支援をすることが大切だというふうに思っておりますので、そのことに期待し、お願いし、長くなりましたが、今、私達に課せられている目の前の非常に厳しい闘いでありまますのでお許しをいただいて、この項目の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議 長

休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

それでは、通告してありました2点目についてお伺いをしたいと思います。

北の森づくり専門学院との連携で林業の人材確保をということですが、昨年4月に旭川市に開校した道立北の森づくり専門学院は、2年間で即戦力の労働者から経営者育成までを目的としているものでありますから、全面積の7割の554万ヘクタールが森林であり、高齢化が進み慢性的な人手不足に悩む北海道としても、林業の担い手確保として注目しているところであります。

大樹町も、小規模の林業者が多く、高齢化と後継者不足が深刻な実態にあるので、将来の健全な森林育成や林産業の安定経営を目指すためには、森づくり専門学院との連携強化を図り、人材育成・確保を図ることが必要であると考えているので、町長の考え方を聞きたいと思っております。

1点目は、林業に就労を希望する若者に対して、授業料等の支援体制を確立し、地域で就労の場を確保することができないか。

2点目は、学院生の実習の場を検討できないかということですが、よろしくお願ひします。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

ご質問の北の森づくり専門学院との連携で、林業の人材確保をについてお答えをいたします。

1点目の林業に就労を希望する若者に対して、授業料等の支援体制を確立し、地域で就労の場を確保することができないかについてですが、北の森づくり専門学院、通称北森カレッジは、学校教育法に基づく北海道立の専修学校として奨学金等貸付条例の対象となります。北森カレッジの設置にあたっては、道内13の地域で誘致活動が展開された経過もあり、昨年4月の開校に先駆け、道内の関連団体が主体となり、「北海道林業・木材産業人材育成支援協議会」を組織し、北海道の林業・木材産業の次代を担う人材の育成に向けて学生に対する給付金などの支援を行っていますが、十勝町村会が協議会に対し賛助金を拠出しておりますので、町単独での支援は考えておりません。地域での就労の場の確保については、本人の意向や企業・行政などの採用計画にもよるため、適宜対応してまいりたいと考えております。

2点目の学院生の実習の場の検討についてですが、北森カレッジでは、全道各地の林業・木材産業についての講義と多様なフィールドを活用した実習を組み合わせたカリキュラムを編成しております。実習については、地域の特徴ごとに全道を7地域に区分し、各地域においてインターンシップや実践研修などを行っていますが、十勝地域は、道内有数のカラマツ地帯として様々な施業やカラマツ住宅などの地材地消、自然環境に配慮した森林

整備や認証木材の利用促進の取り組み、森林GISの活用などの実習フィールドとして位置づけられています。

なお、森林環境や地域の取組などにより十勝地域は3エリアに区分され、本町が属する南東部エリア（更別、大樹、広尾、幕別、豊頃、浦幌）では、道有林や町（村）有林を活用した実習が想定されていますが、北森カレッジでは実習を行う場合の場所や宿泊エリアは固定しないとの方針であること、新型コロナウイルス感染症の影響により移動制限や学習カリキュラムの見直しも余儀なくされていることから、当面は北森カレッジの決定を尊重し、地域に対する要請等についても適切に対応していきたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ありがとうございます。町長から回答をいただきましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

林業に就労を希望する若者に対する支援体制の確立なのですが、町長からは道立の専門学校で奨学金貸付条例も対象になっていると。関連団体がつくっている人材育成支援協議会からお金が出ているということで、十勝の町村会が協議会に対して賛助金を拠出しているので、町単独の支援は考えていないということであり、地域の就労の場の確保については適宜対応していきたいということでありました。

町長の回答にあったように、国が支援する緑の青年就業準備給付金を受給できれば、年間最大155万円が受け取れるということも聞いております。それから、北海道林業・木材産業人材育成支援協議会が全道各地で実習を行うと。その実習の補助として旅費を1人平均年間約8万8,000円支給するというのも承知をしています。ちなみに、授業料は年間16万3,200円で、資格所得費や、それから防護服などの購入費に60万円程度が必要だということも聞いています。

そういう状況の中で、専門学院に入学を希望する町内の若者で、卒業後は地域の林業に従事したいと考えている人がいましたら、その方に財政的な支援体制を行って、森林組合事業体との連携で大樹に就労の場を確保することで大樹の森林・林業・林産業を守っていくということになればいいというふうに思います。

そして、今まで過去何年間も、汚いとか何とかで嫌われてきた山で働く人達が、今少しだと思えますが、若者が、女性も含めて山ガールという、山でヘルメットをかぶって働いている女性も出てきています。そういう状況にありますので、奨学金制度は一定の支援はありますが、地元の青年が林業を目指すというのであれば、町が一定程度支援をして、地元で働いてもらうというルールを築くことも大事だということではありますが、町長、最初考えていないと言ったのですが、そういう長い将来的な展望でもって考えていくということは、いかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

北の森づくり専門学院は、林業の人材確保、北海道全体を考えているというようなこともあって、先ほど私が答弁をさせていただいた内容であります。また、この学校は専修学校ですので、私どもの奨学金の貸付けの対象にもなり得るということでもあります。

十勝管内には、本別に道立の農業大学校もございますが、そちらに進む場合も同様の措置で対応しているということで、私どもが個別に補助なり、いろいろな奨学金等を特別に付与しているということはありませんので、北の森づくり専門学院に就学を希望する町民の方がいらっしゃったとしても、今現在はそういう形については考えておりません。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

奨学金の関係なのですが、先ほど言いました緑の青年就業準備給付金の155万円何がしと、大樹町が専門学校や大学生に給付する貸付奨学金の対象は、そうしたら別になるということですか。そういう理解でよろしいですか。

○議 長

松木農林水産課長。

○松木農林水産課長兼町営牧場長

ご指摘のとおりでございます。緑の青年の就業資金155万円は私達も存じていますし、このほかに給付型の奨学金としては、日本学生支援機構奨学金の対象にもなります。こちらは給付金でございまして月額6万6,700円、こちらの対象にもなるということでございます。私どものところは給付金ではなく、貸付金という処理でございまして。いずれにしても緑の青年就業準備給付金と併用できるということでございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今言われたとおり、いろいろな形でもってお金を借りて勉強できるあれがあるのですが、私が一番思ったのは、そういう制度がたくさんあるのはそれもいいのですが、現状でいうと農業、それから畜産業に対しては、生産基盤の整備の強化などいろいろな形でもって補助金なんかが出ている状況にあります。ただ、林業の従事者、山持ちの個人の人等については、そういうような補助金制度が少ない状況にあります。

そして、農業・畜産業は集約化して大規模にできるのですが、個人の5ヘクタールとか7ヘクタールの山を持っている人は、AさんとBさんと合併し、Cさんも合併して大きな所有者にはなかなかいかない状況でありますから、誰かがどこかの部署でリーダー的な存在になっていかなければならないと。そうすると長い目で見たら、森林環境譲与税等の

活用で、地元から出て行ってどこかに行って就職するのではなくて、地元に戻ってきて大樹の林業にということがありましたので、将来的にはそういう道を開いていただきたいというふうに思います。

今考えていないということですから、これ以上強要するつもりはありませんが、それが地域の林業、山を持っている人達の連携でもってきちんと人工林も天然林も育てて、いいものを生産できる道になるというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思い、今後の検討の課題にさせていただきたいと思います。

それから、2つ目の実習の場なのですが、全道を分けてやっていると。十勝も、足寄とか東部のカラマツ人工林の施業の研修があつて、実習が主だということも聞いていますが、大樹で実習を将来的にできるような土俵をつくっていったらどうかということでもあります。

というのは、大樹は町有林を含めて民有林も優秀なカラマツ人工林を抱えています。大樹の特徴としては、南十勝の日高山脈の林業としては天然林が人工林より他町村と比較して将来的な可能性が非常にあるわけであります。優良な道産広葉樹をどうやって育てていくか。そういう意味でいうと、大樹はカラマツ人工林でなくて広葉樹の将来を育てる。俗に言う道産広葉樹の天然林施業の実習の場としては合っているのではないかとこのように僕は長い間林業に携わってきた者として思っています。

ただ漠然と、山に自然に育つのを待つのではなくて、一定の手を加えて、保護をしながら、将来、長い目で200年、300年かかるかもしれません。だけれども、そういうものを将来に育てていくような施業をするような研修の場を、大樹としてはここを活用していただきたいということを進言しながらそういうものをしていくことが1つ地域林業の活性化に意義があるのではないかとこのように思いますので、その辺、町長、検討していく考えは持てませんか。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

北の森づくり専門学院はまだまだスタートしたばかりであります。当初からの説明の中では、1学年、2学年、それぞれインターンシップも含めて実施研修を行うということで、全道のそれぞれの地域の特色に合った林業に対するインターンシップ、または実践研修を行うというカリキュラムになっております。

私どものエリアとしては、十勝地域の3エリアの中の南東部エリアに属して6自治体がある中の中にあります。森づくり専門学院が作ったカリキュラムの中で私どもの役割は、実はカラマツ林に対しての施業を実践する場で、その場については浦幌の道有林を使うということがもうカリキュラムで組まれております。いずれそういう、先ほど議員がおっしゃいました、民有林も含めて広葉樹での実践研修などがこの地域でも検討される場合にあつては、大樹町の役割も検討した上でご提言をしていければなというふうに思っておりますが、

まだまだスタートして2年目、なおかつコロナ禍でカリキュラムの進捗がままならない状況がある中では、私どもの十勝の南東部エリアに課せられた実践の場としては道有林での針葉樹カラマツでの施業体験、実践研修の場だというふうに今現在は認識をしております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

十勝はカラマツだと承知をしています。今、全道でカラマツ、カラマツは分かるのですよ。北京オリンピック近辺前までは、カラマツはふんと向かっていたのですけれども、それ以降、建築材に活用できて、今、鉄筋の中高層ビルまでカラマツ材ということですから、カラマツ施業をどうしていくかということが北海道の大きな課題です。

今一番、日の目を、一時は隅っこに押しやられたものが、今は中央の土俵の真ん中でもって、俺をちゃんとせいとなっているのですが、乱伐でなくなった道産広葉樹を今は常葉というか育てている最中です、それは国有林も含めて。ですから、そういうことでいうと、大樹は広葉樹、町有林も優秀なのがあるし、民有林もあるというふうに思っています。

ですから、その場を今、町長が言われた、できたばかりで一定のカリキュラムができていることは分かっています。ただ、こういう場もありますからぜひ機会があったら活用してくださいと。なかったらだめですが、あればですよ。それが地域林業の1つのモデルとして生かされるのではないかと思いますので、そこは相手がつくるものを黙っているのではなくて、こちらから宣伝をしていくと。それが地域林業の活性化の大きな1つのこれからの目玉だというふうにも考えますので、北の森づくり専門学院がスタートしたばかりでありますから、希望する若者に対する支援体制とか、研修や実習の場の提供等を今後ぜひ考えていきたいと思っておりますので、最後に一言いただければいいかなと思っております。

○議 長

酒森町長。

○酒 森 町 長

先ほどの答弁の中でも一部触れていたかなと思っておりますけれども、北の森づくり専門学院は、十勝全体でも誘致をしたいということでいち早く手を挙げたのが実は十勝であります。残念ながら最終的には旭川での学院の設置という形になりましたが、内容については、北の森づくり専門学院の立ち位置、またはそういう役割については十勝全体で共有しているつもりでもありますので、今後、専門学院を通じて新たな北海道、そして一番好ましいのは十勝大樹の担い手が育ってくれることがもちろん大切ではありますが、まずは北海道全体での人材の確保を図るべく私どもも十勝町村会とともにしっかりと支援をしていきたいなというふうに思っておりますし、その中で必要な取組については、新たな取組、大樹町としての独自の取組も考えていくこともあろうかとも思いますし、また研修の場等についても私どもの場でお役に立てることがあれば、それらも積極的に活用についてPR、提言をしていければなというふうに思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

ありがとうございました。

私も生まれてから道有林の中で育って、職場が42年間林業でしたので、そういう経験を生かして協力できれば協力をしていきたいと思っておりますので、ぜひ将来に向かって大樹の林業・林産業が発展することに対する取組に期待をして終わりたいと思っております。ありがとうございました。

◎延会の議決

○議 長

お諮りします。

本日はこれにて延会とし、明日17日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とし、明日17日午前10時より再開いたします。

◎延会の宣告

○議 長

本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 3時37分

令和3年第2回大樹町議会定例会会議録（第3号）

令和3年6月17日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 陳情第 2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書
- 第 4 発委第 3号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 第 5 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

| | | |
|----------|---------|----------|
| 1番 寺嶋誠一 | 2番 辻本正雄 | 3番 吉岡信弘 |
| 4番 西山弘志 | 5番 村瀬博志 | 6番 船戸健二 |
| 7番 松本敏光 | 8番 西田輝樹 | 9番 菅敏範 |
| 10番 志民和義 | 11番 齊藤徹 | 12番 安田清之 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

| | |
|--|-------|
| 町長 | 酒森正人 |
| 副町長 | 黒川豊 |
| 総務課長 | 鈴木敏明 |
| 総務課参事 | 杉山佳行 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 | 伊勢厳則 |
| 企画商工課参事 | 大塚幹浩 |
| 住民課長 | 佐藤弘康 |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長 | 井上博樹 |
| 保健福祉課参事 | 瀬尾さとみ |
| 農林水産課長兼町営牧場長 | 松木義行 |
| 町営牧場参事 | 梅津雄二 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長 | 水津孝一 |
| 会計管理者兼出納課長 | 瀬尾裕信 |
| 町立病院事務長 | 下山路博 |
| 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 | 明日見由香 |

<教育委員会>

教 育 長
学校教育課長
学校給食センター所長
社会教育課長兼図書館長

板 谷 裕 康
乾 飛 鳥
楠 本 正 樹
清 原 勝 利

<農業委員会>

農 業 委 員 会 長
農業委員会事務局長

穀 内 和 夫
吉 田 隆 広

<監査委員>

代 表 監 査 委 員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長
主 事

小 森 力
八重柏 慧 峻

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

- 1番 寺嶋誠一君
- 2番 辻本正雄君
- 3番 吉岡信弘君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
11番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先に通告いたしました、GIGAスクール構想についてはですね、昨年の令和2年の3月の定例議会の一般質問をさせていただき、GIGAスクール構想の是非、あるいは予算措置、ランニングコストについてハード面について、一般質問させていただいております。当時の答弁として、酒森町長、板谷教育長は、整備を急ぐ必要があり、積極的に進めていきたいという答弁いただきました。それで、ほぼ、1人1台端末が実現し、1年が経過をいたしました。今回はそのソフト面について、今の現況と今後の運用について、通告上の条文を省略いたしまして、次の6項目を質問いたします。

1点目ですけれども、各学校において1人1台端末、高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備は整っているのか。また、各家庭ごとのネットワーク環境の実態について。

2点目ですけれども、現行の学習指導要領におけるICT教育は、教育委員会、学校、教員の判断に委ねられる部分が大きく、指導者のリテラシー、読み書きの能力によっては格差が生じやすいといった問題、課題が生じていますが、委員会としての対策対応についてお聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、急速な学校ICT化に進める自治体、学校教員等支援するGIGAスクール配置支援員、スクールサポーターあるいはICT支援員、また、外部人材の活用といったこのことについておきたいと思います。

4点目ですけれども、名簿や出欠管理、授業の準備は成績処理など、公務の負担を大幅に制限することができる教員の働き方改革にもつながる教員のためのGIGAスクール構想ではある校務支援システムの活用についてお聞きしたいと思います。

5点目ですけれども、国、文科省は、マイナンバーによる学習管理を2023年にも、小中学生を対象に、施行する方針を固めましたがその詳細についてお聞きしたいと思います。

6点目ですけれども、1人1台端末がいよいよ実現し、様々なことができるような環境は整いつつあります。現在のところは、授業学習管理等が主体となっていますが、今後、他の活用方法もあると考えるんですがそれについて教育長にお伺いいたします。

○議 長

板谷教育長

○板谷教育長。

齊藤議員ご質問のGIGAスクール構想の現況と運用についてお答えをいたします。

1点目の各学校（小・中・高）において、「1人1台端末」、「高速大容量の通信ネットワーク」の一体的な整備は整っているか。（児童生徒、教員含む。）また、各家庭におけるネットワーク環境の実態についてであります。昨年度、公立学校情報機器整備費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、小中学校については、児童・生徒1人1台端末となるよう、小学校275台、中学校127台を整備し、現在授業での活用を進めているところでございます。また、高校については、1人1台端末の整備は、学校設置者である道教育委員会が行うべきことではありますが、地元大樹高校存続のための魅力度向上に向けて、令和2年度に54台のタブレット端末を整備し、今回の町議会においてお認めをいただいた通り、新たにタブレット57台の整備を行うことで、1人1台端末を実現いたします。また、小・中学校においては、昨年度、高速の無線通信が、利用可能なネットワーク整備工事を行っており、タブレット端末を利用した高速通信が可能となっております。また、大樹高等学校においても、道教委により、小中学校と同様の整備が行われております。各家庭ごとのネットワーク整備状況につきましては、小・中学校については、令和2年度の緊急事態宣言時にアンケート調査を実施しており、その結果、小学校で86.0%、中学校で83.9%の家庭でタブレット端末の利用に必要なWi-Fi環境が整備されております。また、最新の調査については、小学校では、本年6月11日付でアンケートを発送し、ただいま集計中でございます。

2点目のICT教育の指導者リテラシーの格差が発生しやすいといった課題についての教育委員会の対応についてであります。タブレット端末購入時に業者による端末操作の説明会を実施しています。また、捜査等で不明な点が出た場合については、教育委員会を介して委託業者に問い合わせをし、サポートをする対応をとっているところです。小中学校にお

いては、公開事業等を通じて、教師間でタブレット端末の活用について、情報共有を行っているほか、今年度の学校力向上に関する総合実践事業の地域協議会において、大樹・広尾町内の小・中学校におけるタブレット端末の活用方法を情報交換する計画としております。しかしながら、ICTの活用については、個々の教員及び教科の特性において差が生じており、今後、北海道教育委員会や各種教育研究所によるICT機器を活用した説明会や研修会の受講を通して、更なるICT教育の推進を考えているところです。

3点目の急速な学校ICT化を進める自治体・学校（教員）等を支援するGIGAスクール配置支援（GIGAスクールサポーター・ICT支援員・外部人材活用）についてであります。GIGAスクールサポーターやICT支援員などのICT人材の確保については、ICT環境整備の初期対応や、技術的な支援にとどまらず、日常的なICT技術の活用を支援することは、ICTを活用した授業等を教師がスムーズに行う上で重要なことであると考えております。都市部においてはICTの知識・技能に優れた人材が豊富に存在することもあり、ICT専門支援員を配置し、継続してサポートにあたっています。しかし、地方の学校においては、ICT人材の確保が現実問題として難しい面もあり、現時点ではICT人材を確保する予定にはなっておりませんが、今後、コミュニティー・スクールなどを通して、人材の情報収集に努め、学校をサポートする体制の整備を図りたいと考えています。

4点目の名簿や出欠管理、授業の準備や成績処理などの公務の負担を大幅に軽減することができ、教員の働き方改革にも繋がる、教員のためのGIGAスクール構想でもある校務支援システムの活用についてであります。大樹中学校において（校務支援システムを）平成23年度から導入し、現在も利用しているところです。小学校においては、平成24年度において導入をし、利用していましたが、道立高校用に開発されたものがベースとなっており、教科担任制をとっていない小学校においては、利便性が乏しく、利用料が値上げされたこともあり、平成30年度から利用を休止しているところです。

5点目の国（文科省）は2023年度にも試行する方針を固めたとされる小中学生対象に、マイナンバーによる学習管理の詳細についてであります。現時点で、十勝教育局からの正式な通知等はきておりません。報道等で見える限りでは、学習履歴（スタディ・ログ）や、学校の健康診断で、把握した児童生徒の健診データについて、マイナンバーカードを活用して、転校した際に、次の学校に情報提供することなどの用途を検討しているようです。今後、正式な通知がありましたら、内容を確認の上、個人情報管理の面もありますので、慎重に対応したいと考えております。

6点目の、1人1台端末がいよいよ実現し、様々なことができる環境は整いつつあります。現在のところ、授業学習管理等が主体、今後、他の活用方法も考えないのかについてであります。1人1台端末の活用については、まず授業への活用が第一と考えており、ICT端末を活用した双方向型の一斉学習・学習の個別化・リアルタイムな情報共有による協働学習など、ICTのメリットを活かした質の高い事業の実践が大切と考えています。また、今回のGIGAスクール構想が前倒しで整備された背景には、新型コロナウイルス感染症や自然

災害時等により、臨時休校時においても、「学びを止めない」手立てとしての運用が期待されておりますので、Web会議やオンライン授業の実施について、意識的に取り入れ、非常時に備えていきたいと考えております。

○議長

齊藤徹君

○齊藤徹議員

これから再質問していくんですけども。ある程度実態を聞きながら、私の考えを含めながら、教育長に、質問していきたいと思えます。

まず1人1台の端末ですけども、この1台の端末を生徒1人が1年生から6年生までずっと継続するのか、それとも学年学年で、回ってくるのか、その辺について、中学校も同じですけどもそれについてまずお聞きしたいんですけど。

○議長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

昨年度、整備しましたGIGAスクール構想に伴う、1人1台のタブレット端末についてですけども、基本的に1人1台、1人1つですね、IDとパスワードを付与して運用しています。基本的には同じ端末を9年間、小中学校を通して使うこととなります。1年生から2年生になるときにつきましては、クラス替えの年度更新を行います。小学校から中学校に行くときも、当然、つなぐ先が異なりますので、端末の再設定をして、1年B組になりますというような、端末ごとの設定を行う必要がありますけども、基本的には9年間継続して端末使うこととなります。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。基本的に同じ端末を9年間使うということで、今後のその他の活用でも、また聞きたいと思っております。それで一番ちょっと最近気になっているのは、私もこの個人的に活動してる中で、家庭ごとのね、ネットワークですけども、令和2年度の緊急事態宣言ですね、小学校では86%、中学校では83.9%ですけども、整ってるんだと。そのアンケートなんですけども、私の聞いている範囲では、何か無記名で調査されたって聞いているんですけども、無記名で調査されると各家庭ごとで持っているかどうかっちゃうのはなかなか把握出来ないというんですけどその辺はどういう状況なってるかを聞いてんですけど。

○議長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

各家庭ごとのネットワーク環境についてですけども、去年、緊急事態宣言時に、令和2年

5月にですね、急遽実施しましたアンケートにつきましては、委員おっしゃるとおり、無記名でのアンケートの実施となっております。ただ本来、各家庭ごとの状況については、それを把握しないとなかなか、対応難しいという部分もあると認識しています。それではないんですけども6月11日にですね、小学校のほうで、この6月11日にアンケートを実施しています。その中ではですね、記名式のアンケートで、各家庭のWi-Fi環境の状況ですとか、どんな回線ですとかと、というような、記名式のアンケートを実施していますので、そういう状況、それを踏まえれば、集計が整いましたら各家庭ごとの状況がわかってくるといふふうに考えております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

わかりました。将来的にはそういうふうになると、到達目標のオンライン授業にもつながってくるかなと思いますそれについてまた後で聞きたいと思います。もう1つはですねGIGAワークスクール構想の認識具合、保護者の非常に薄いと思うんですね私見てる限りでは、いや今はやりだからタブレット当たり前だよ。でも本来の狙いは違うんですよ。本当のGIGAスクール構想っちゅうのは、もうプログラミング教育の中のGIGAスクール構想であって、構想とは何なのか、そのスクール構想のポイントは何なのか。本来、本年度から順次導入される新学習指導要領との位置づけはどうなってくとか、将来へのオンライン事業の活用といったことがきちんと保護者説明会がこの1年間なされてるのか。私の見る範囲ではその辺が親の認識ってみんなばらばらだと思うんですよ。されてないとしては今後それをどうするのかそれについて、お願いをいたします。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

小学校の保護者の認識というところですけども、GIGAスクール構想に伴う、特化したですね、保護者説明会や研修会は、行っていないというふうに考えてますが、参観日や、通信等ではですね、都度、啓発に努めているというふうに考えています。また6月の15日にですね、小学校のほうから学校だより、を出しています。その中身につきましては先ほど触れましたけども、6月、新たなアンケートを実施していますので、それに必ずご協力くださいという中身を触れていたんですけども、GIGAスクール構想の導入された趣旨ですとか、前倒しになったということも踏まえて、小学校としてどのような取組を行っているかという紹介もしております。前倒しの部分で考えますと、コロナ禍によって、休校中の学習保障、が大事なんだけど、まず学校としては、授業での効果的な活用を進めていきたいと。その中では、通常なかなか、授業で手を挙げてなかった子どもが、そういうチャット機能とか、そういうものを使って、もう全員が意見を出すような、良いメリットの部分もあったと

というようなことも紹介されているところです。引き続き、保護者の理解度を上げるようなですね、説明会や研修会など、説明会資料配布など、必要に応じて、継続的に周知を行っていただければなと思っていますところです。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひですね行ってほしいんですけど、まだまだその親の認識が薄いのかと思います。また保護者でも、お母さんとお父さんと全然認識違うんですね。その関心度もあるんですけども、そういったこともいろいろな機会を通してやっぱ情報発信していかないと最終的にはもうGIGAスクール構想とは、最終的な目的は何だということもきちんと伝えることも、今後の教育に大事なことかなと思っています。それで今の学習指導要領ではですね、先ほど言いましたけども、ほとんど学校現場に委ねられてるんですね。答弁からも、ICTの活用については、個々の教員及び教科ごとの特性に応じて差が生じており、内容から、でも、児童生徒の授業って本当に毎日毎日が待たなしで進んでるんですね。もう昨日という日はもう来ないんですよ。そういった中で、早急にICT教育の、また、プログラミング教育も含めてね、きちんと確立していく必要があると思うんですよ。そのためには、地域学校力指定校からは言ってもね、校内研修もありますし、また、大樹町の教育研究所、委員さん8名とちょっと記憶してんですけども、そこでその中では、具体的な取組、研修、この1年間で勉強会、研修会を行ってきたのか。してきてないとなれば今後そういうことを組織の中でどうやって学校現場の先生方の格差を縮めようとしているのかそれについてお聞きたいんですけど。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

そうですね。具体的な取組内容については先ほど答弁の中でも触れさせて教育長のほうからお話がありましたけども、この7月15日にですね、今年度2回目になります。学校力向上に関する実践事業の地域協議会、開催する予定となっております。その中では、各学校、広尾、大樹のですね各学校、小中学校の各学校の教務主任が中心になって、ICTの取組状況などの情報交換をする予定であります。各学校のですね、良い取組を、自校の授業に広げてもらうということを趣旨としておりますし、そうなっていただければいいかなというふうに考えています。また、今年度も、頻繁に実施しております小中学校の公開事業においても、校内はもちろん、小中学校での小中学校間でのタブレットの有効活用について、研修の場になるものというふうに考えています。大樹町教育研究所の具体的な取組ということですけども、今現在日程は決まってませんが、小中学校の教員を対象とした、実践的なタブレットの利活用を主題にした、研修会を企画しているところです。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは組織とか、校内研修、教育研究所の今後具体的に取り組むんですけども、それで教育長に聞きたいのは、もっと親元である意識向上のためにも、私は原則対面授業は大事だと考えてるんですけども、そういったICT教育、プロミン教育を含めた教育の行政執行方針、また学校ごとの学校経営方針等に、ある程度具体的な柱を持ちながらこういうことを盛り込んでいくことも、なかなか末端まで伝わる学校の先生方に伝わっていかないと思うんですけども、今のところは、例えば小学校であればある程度柱が立ってるんですけども、本当に下の具体的な項目でちょっと出てくんですよね。ICT教育プログラミング教育と。中学校に関しては一切まだ出てこない。昔の見識の文章ばかりで、難しいプログラミング教育の在り方が出てこないんですよ。GIGAスクール構想について、効果も同じですけども、今後はそういうことを学校経営方針等のね、中に具体的な柱として入れてくとかまずは先生がたも意識するんじゃないかと思うんですけどそれについて教育長でしょうか。

○議長

板谷教育長。

○板谷教育長

やはり方針というのがしっかりしてないとなかなか浸透していかないっていう部分はそのとおりでありますし、齊藤議員もご承知のとおりですね、今年度、町の教育行政執行方針にしっかり記載されております。小学校の部分はきちんとそれを受けてやっております。中学校の部分もこの付箋のついている部分が、このICTに関する部分で、しっかり受けてくれてますし、担当者も決まっております。このGIGAスクールってことで、急に脚光を浴びておりますが、酒森町長の指導のもとですね、議会で認めて見ていただいたタブレットは、何と平成29年度から購入して活用させていただいております。GIGAスクール構想の前倒しで急に困ったわけではない。1人1台って部分はようやく整備されましたが、その前から、学校現場で使ってます。使うと本当に視覚的に訴える部分が多くてわかりやすいということで、どんどん教師も、活用してございます。また、デジタル教科書っていう部分も最近脚光を浴びてまして。それをどのように使うかという研修会、講習会もやって、おります。齊藤議員が心配してくださっておりますけども大樹町はかなり進んでるほうだと思っております。教育行政を担うものとして1番心配なのは、高額の公費を投入してつくったタブレット、Wi-Fi環境を室の持ち腐れにするなというところが1番大事で、定例の校長教頭会議においても毎月、その部分については、苦言を呈させていただいておりますし、酒森町長もですね、ICTというのは目的ではない。文房具だ。これを使いこなすっていうところがすごく大事だということで、活用してくれております。子ども達ってすごいんですよ。慣れてどんどんやっていくということです。ただ調べるだけでなく調べた物写真などを取

り入れながらグラフにあらわしたりして、プレゼンすると。表現力までつなげるということを、やっぱり教師はしっかり構想を持っておりますので、その部分についてはよろしいんじゃないかなと思います。中学校もちゃんとICT担当教員ということで3名、明記されておりますし、小学校においてもそのように進んでいます。そして、昔、学校の閉鎖性が指摘されておりましたが、大樹町は近年すごく開かれております。小中高の交流も盛んにやっておりますので、やはりその授業を見ると、それは取り入れたいな、これだったらこうやってやるなというふうに改善が進んでますので、その部分については、十勝管内でも大樹は胸張って、売れるんじゃないかなと思います。ただ残念なのは、新型コロナウイルスの感染のおかげで、帯広なんかは全然参観日すら実施出来ない、密になってしまうためにということです。本来であればPTA総会でがっちりこの部分、時間をかけてやりたいところですが、授業参観についても、15分という時間を区切って、保護者に入替えしてもらおうと、そんな状況であります。それで先ほど乾課長が言ったように、日常的に、学級担任が発行する学級通信や、校長が発行する学校だより等で啓発に努めているという状況でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

教育長の熱い思いはわかりました。やっぱり、学校現場、学校指導要領ではそういう、先生方は分かるんですけど、やっぱり保護者にも、多分保護者にはその教育目標とか、教育方針とか学校の方針って出るんだよ、あそこは直接保護者に行くんで。そこにやっぱり少し触れてほしいなという、今後の課題としてお願いしたいと思います。それでこれまでの説明の中で、校内研修とか教育研究する中で随時研修というのは今後進めていきたいって言いますが、そこにやっぱり専門の知識がないと駄目なんですよね。学校の先生もその専門先生がいるっちゃいいけど、4年5年6年経ってその先生も異動していなくなる。そうなったらまた寂れてくんですね、穴があいてくると。そういったことを考えると、先ほどの答弁の中でも、地方の学校においてはICTの人材確保が現実には難しい問題ともあり、現時点では、ICT人材を確保する予定はありませんというこういうことを、今後は、コミュニティースクールなどを通して人材情報収集に努め、サポート体制の整備を図りたいという答弁いただいたんですけども、先ほどもくどういようですけども児童生徒の教育というのは、例えば1年生の今日の日には今日しかないんですよ、明日はないんです。日々進んでるんです。でもやっぱりその中で、小中高の連携教育の中で、文科省も、教員免許をなくても、情報処理の資格を持つてるもの、ICT支援資格でも取れますし、その状況か何かいろいろ位あるんですけども、中には非正規教員地という配置も考えられますんで、そういった中で、現場活用で活用もできるんじゃないかと思うんですよ。多分そこは予算も伴います。国の予算措置もうまく活用しながらね、時間講師といったICCアドバイザー的な職員を将来的に考えてもいいんじゃないかと私は思うんですけどそれについて、教育長どうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

議員ご指摘のようにですね、大樹町内にもいろんな分野で専門家がおられまして、昨日の高校の話ではないですが、本当に本物に触れると。プロフェッショナルの生き方に触れる事業を小中も展開してございます。ということで、いい人材がいれば、ぜひともそういう方を特別講師としてお願いしたいなと思っております。ただ継続的になるということになると、報償面等ですね、予算を伴いますのでその辺りも考えていかないといけないかなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで今の教育長の答弁ですねまた人材確保また再度お聞きしますけども、これ、北海道の家庭教育サポート企業制度って、あるんですけども、もちろん知ってると思うんですけど、それで十勝管内の家庭教育サポート企業数って、令和3年の3月時点で、277社だったと記憶してるんですけども、そのうち大樹町ですね。断トツで62社も協力してくれてるんですよ。その62社の中でね、そういったICT関係で例えばロケット開発に行っている企業も、学校行事等のサポート協力体制が出来ますよってということもうたわれてるんですよ。また理系工学系の大学を大樹町で事務所を構えながら、行っていると今後、そういった人材がいますんで、そういった方をうまく中高連携教育または地域学校協働本部もしくはそのもっと上の学校運営協議会と連携しながらね、要請があった者には、派遣するような働き方、時間講師をお願いすることも、授業サポートとか校内研修等での専門的な熟知が可能ではないかと思うんですけど、それについて教育長どうでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

本当に厳しい町の財政の中、人口規模から言ってもですね、大樹町は社会教育主事っていう認めていただいて、配置していただいた結果、先ほど議員が言ったようにですね、管内でも本当に誇れる数の企業がサポートにあたってくれております。ただみんな忙しいんですけどもそんな中でも何か、時間の都合つけて、将来ある子ども達のために、大樹町のためにということで、ヒューマンネットワークを太くしながらですね、ぜひともそういうところを有効活用していきたいなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

人材派遣ですけども、このコロナ禍のプログラム教育と日々加速してってんですよ。I

ＣＴ支援アドバイザーというのは、人材が必要であれば私はきちんと予算措置をして時間講師なり、１日いくらなのかわかりませんが、考えるべきではないかと思うんですよ。それで予算措置っちゃうのは最終的には町長なんですよ。今回、町長には答弁求めませんので聞きませんが、今議会の初日のね、一般会計補正予算の中で、町営牧場の技術アドバイザーをね、予算措置しましたので、議決しましたので、これは直接児童生徒に関する事なので、多分町長聞いても断ることは出来ないだろうと思うんですよ。ですんで、ぜひですねそのＩＣアドバイザーが人材が必要であれば、であれば、町長に、教育長今ですよ、手挙げるのなら。その辺を今後考えていただきたいと思います。これについては終わりにしまして、次の校務支援システムですけども、ＧＩＧＡスクール構想のもう１つの目的ですね、学習ツールと学校校務のクラウド化が推奨してるんですよ。小学校では利便性が乏しく３０年から利用を休止してるんですけども、今後、そういった学習ツールとか、クラウド化した統合型の学校校務支援システム、総合型のね、教務系保健系学籍系は学校行事、事務系とかいろいろあるんですけども、そういうのが導入されると。今後についてはますます加速してくると思うんですけども、そういうことになればまた小学校でも再開するのか、それについてお聞きしたいんですけども。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

公務支援システムについてですけども、平成３０年度から小学校については、利用を停止しています。実際ですね、なかなか活用が進んでいなかったという面もありまして、当時ですね、経費の面から、議会からも厳しいご指摘があつて、休止しているという経緯もあります。現時点においては、学校小学校の教務支援システム導入予定はないところなんですけども、小学校においても、教科担任制、今後広がっていくという可能性もありますし、教職員の負担軽減になるような、実態に即したですね、支援システムであれば、また、大樹だけで導入しても、どうしても、おられた先生、そこになれるまでに時間かかってしまったり逆に負担になるという部分もありますので、その辺、管内の導入状況も見ながらですね、導入に向けて検討していきたいと思っております。以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これでＧＩＧＡスクール構想も校務支援システムを入れても、これも先生がたの働き改革の一環なんですよ。ただこれをひとつ使え間違うととんでもないことになるんですよ。例えば事例の中でいくと、通知証の所見を廃止してみたりね。例えば所見を廃止して、教員は学期末に、普段通りに児童と接することができるなつちゅう、これ当然のことですよ。廃止したことによってその前の先生どうなんだろうと思うんですけど。もっとそれと、通知証の関連でいくとね保護者による押印を廃止するとともに、政策後の通知証は家庭で保管す

るといふ、業務の改善を紹介したり、通知証を回収したり、資料は金庫に保存しなくていいと。しなくなったっていうそういう報告事例ってあるんですけども。本当に一歩間違うと、これが本当の先生の姿なのかなと思います。もう1つ面白いのは、中学校ですけど、例えば、10段階評価、5段階評価でそれを点数を入れて、その項目のABCを入れると、トータル的に最後に、通知書ですか所見表がね参考で出るんですよ。そういうソフトがある。多分知ってると思うんですけど、それをまとめて使われるとね、本当に先生って、だからそういう公務システムがあるので、使い方を間違うと大変なことになるんで、今後それを気をつけていただきたいと思います。それで次に、質問変えますけども、小中学生の対象としたマイナンバーカードの関係ですけども、1番気になるのは、そしたら、町内でマイナンバーってどれぐらい普及してるのかなあとということで、私のほうで原課のほうでお聞きしましたら、4月末で約21%の方が子どもからお年寄りまでやっぱ21%の住民が、所有しているそうです。もっと知りたいのは、小中学生が1年生から6年生、中学3年生まで。どれぐらいマイナンバーカードが持っているのか、聞いたんですけど、すぐわからないということをお願いしてあったんですけども、もしここでわかれば、教えていただきたいんですけど。

○議長 長

佐藤住民課長。

○佐藤住民課長

小学生のマイナンバーカードの交付状況でございますが、児童生徒数の関係ですが昨日で現在の児童生徒数で計算をさせていただきました。小学生児童259名に対しまして交付数は61枚、交付率は23.6%でございます。中学生生徒数、136名、交付数は12枚、交付率は8.8%でございます。

以上でございます。

○議長 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これが高いのか低いのかちょっと比べようがないんですけど。今のマイナンバー制度のポイント制が通ってますんで、結構若い世代が家族的に登録されてるのかと思うんですけども、それでマイナンバーの学習管理ですけども、もう文科省は2023年にも希望する小・中学校から、報道ですけどもこれ、新聞記事で掲載されてるんですけども、それで、教育長の答弁からもね、個人情報の管理面もある慎重に対応していきたいという答弁いただきました。私も当然だと思うんですよ。非常にこれを危険性が高いと思います。これはいろんな課でひもつきで来ますんで。平成4年の4月1日付けで改正された学習指導要領、もの、保存期間ですけども、学籍に関する記録は、指導1で約20年なんですよね。その他の指導2で指導に関する出席簿だとか、健康診断書、等といったものが約5年が保存期間なんですよ。でもこれがマイナンバーカードにすると。多分データを消していくんですけども、皆さんご承知のとおり、パソコンもそうです。データをごみ箱に捨てても、データは残ってんですよ。

ハードディスクに穴を空けない限りはずっと残るんですよ。そういった危険性が非常に高いんですよ。ぜひですねこれはうちの校長会教頭会、十勝管内の教育委員会連絡協議会、その中には教育長部会ってありますし、本当にこのオール十勝で慎重に対応していただきたいんですけどそれについて再度教育長にお伺いします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

まずですね、本当に大事な部分たくさん齊藤議員からご指摘していただいています。次代を担う子ども達です。子ども達は成長過程にあります。そして子どもがあつての学校でありますし、子どもがあつての教員である。そして子ども達の成長のために少しでも、働きかけをして、子ども達の伸び、可能性を引き出すのが教師の喜びでございます。それで、通知表も別名はあゆみと、という言葉で書かれております。やっぱり歩みが、励みにならないと駄目なんです。それで、齊藤議員指摘のようにですね、働き方改革と言ってですね、所見をカットするなんてとんでもないことで、1学期間を通じて、こういうとこ頑張ったね、こういうとこ延びたよと、さらにこういう工夫をすると、さらに生き返るよってというようなところが、教師の喜びであり、子どもの輝きにつながっていくんじゃないかなと思います。そういう部分は、教育の不易と流行というところへしっかり伝えていきたいと思います。教員が楽するための改革ではないところがすごく大事だと思っております。あとこの後陳情もあるんですが、デジタルガバメントっていう部分が厄介なんですよ。だからマイナンバーの利用を普及するために、健康保健証と合わせたり、運転免許証等合わせたり、いろんな省庁が、考えております。文科の部分も、健康の部分では、利便性はあるんですけども、齊藤議員ご指摘のとおり、本当に危険性があります。ただ、スタディーログっていう部分はですね、マイナンバーとは関係ないんですが、子ども達のつまずきの傾向だとか、そういう部分、AIがちゃんと分析してくれて、この問題次あれば、さらに力つけようと、ただそういう有効活用のほうに持っていかなければいけないと思います。ということで、個人情報に関わる分は本当に慎重に、校長会そんなあほではありませんで、その辺りしっかりやっていきたいと思いません。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大変失礼しました。それでマイナンバーカードでいくと、例えば支援を要する児童生徒支援学級、小学校6年間中学校を3年間卒業すると、大樹小学校卒業生、大樹中学校卒業生なんですよ。そこには支援員とか支援学級って書かれてないんですよ。でもこの記録でいくと残されてる可能性があるんですよ。ただ高校行って、私も経験ありますけど、停学っていうのもありますね。それも恐らく残ってっちゃうと、それは本当に危険なのは本当はそれが社会につながっていくのかとありますんで、本当に今後慎重にいろんな壁があるんですけど

も、慎重に扱っていただきたいと思います。それで他の活用方法として先ほど説明いただいたんですけども、6月11日付で再度アンケート調査をして個別的にWi-Fi環境を調査等分かるんですけども、今後ね、コロナ禍、インフルエンザでとって、休校、学年閉鎖、学級閉鎖が進んでいくことになって、学びを止めないっちゅうことから、もう今年からね、試験的に夏休みに、オンラインの課題、いつもこうペーパー出しますよね。ある程度そういうことを課題として意識的に取り組んでいくことも、今後の活用によるオンライン授業に向けてね大切なことだと思うんですよ。せっかく整備されて、環境整ってるんで、そういった一、二日とか持たして、授業する。課題をやる。子ども達をならせるとそうすると緊急時のオンライン授業学びを止めないってことは大変役立つと思うんですけど、それについてはどうでしょうかね。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

タブレット端末の他の利用活用ということで、夏休みのオンライン学習、取り入れたらどうかというような話でした。タブレット端末のオンラインの活用につきましては臨時休校の際はですね、災害もしくはその言われましたインフルエンザの休校での子ども達の学びを止めないという観点から非常に重要なものというふうに考えられます。小学校においては、今ですね、7月中に、学校の授業の中で、オンライン授業、校内ではあるんですけども、オンラインを、各クラスで、行おうかなということで、検討をしています。そういう面では、オンラインの体制の整備と、操作方法といった部分では、一歩前進する取組が、直近で行われる予定です。夏休み期間のタブレット端末の持ち帰りの部分ですけども、1日っていう話もあったんですけど、夏休みは長期の部分もありますので、各家庭でのタブレット端末の取扱い、特に低学年児童の取扱いについて懸念する声もありますので、また、6月11日に実施してますアンケート調査の中には、保護者が不安に思う部分ということで、オンラインにあたって不安にも思う部分ありますかということで、項目立てをして、アンケートを実施します。例えばですね、子どもが決められてる守ることができるのかとか、子どもだけで学習はじめて終えることできるのかとかですね。機器を子どもだけで使うことができるのか。また、使うことによって視力の低下や姿勢が悪くなるなどの健康面、などの項目が挙げられていて、実際まだ中間ではありますけどもそういった不安の声も大分聞かれるところです。なのでその辺の夏休みの利用ですとかですね、持ち帰りの利用につきましては、ちょっと学校とも協議した中で進めていきたいなとも検討していきたいなと思ってます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

アンケート調査の中ではそう、保護者っていういろいろいますからね、今言われたとおり、い

ろんな考え方あるんで。でもそこはやっぱり、せっかく先ほど教育長言いました宝の持ちぐされでは困るんですよ。全学年とは言わないけどせめて、5、6年生だと、もう自分で扱えると思うんですよ。もう携帯を所有する、五、六年生も結構、所持率も高いので、そういった面ではそれぞれから少しずつ活用していったの順次順次主体主体おりに保護者の理解を求めながらやっていくってことも、うまく活用するっていうのも大事だと思うんですよ。ぜひその辺お願いしたいと思います。もう1つ他の活用として、いじめの早期発見にもそういったいじめ防止のためのそれを端末を通してね。何も言えないけどタブレット通すと。いじめられた暴言を吐かれたって書き込みができると思うんですよ。そうすると、そういったいじめ防止相談ツールみたいのを作成しながらね、そういった早期のいじめ対策、早期発見にも私はつながっていくと思うんですよ。そういういじめられる子って意外と内向的でなかなか自分で上がらない、いじめられたと言えないんですよ。元気な子はどっちかと、いじめ側に回っちゃうと結果もあるんで、そういった面でそういった活用方法も今後は考えたらいいんじゃないかと思うんですけども、それ、教育長どうでしょうかね。

○議 長

乾学校教育課長。

○乾学校教育課長

タブレット端末を通したいじめ防止の相談ツールの検討ということですが、先ほど、授業での活用の中で少し申し上げましたけども、普段なかなか授業で手が挙げられない子どもが、そういうタブレット版のツールを通したチャット機能の中では随分意見を出してくれると。みんなが本当、意見を出してくれるっていうのを、授業の中で、先生のほうから聞いております。そういった部分で、様々な相談事をタブレット端末を通して、お聞きするということができれば、それも大きな1つの手法かなと考えていますので、ご指摘のいじめ防止相談のツールの活用について、可能かどうか前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

これで最後です。ぜひですねそういうこともあるんで、教育の現場って私原点をですね、児童生徒の教員たちゅうのは教壇に立って生徒と向き合って、その子ども達を目線の動き、視野の動き、そして感情と身振り、そういったことが個別的にまだそういうことが1番その対面授業たちゅうのは原則だと思ってですよ。でも手を挙げそうでなかなか手挙げないけど先生が察知して、あてるとか。でも、オンラインではICTは出来ませんよね。何で書けばいいと思ってるから。先生がそこで楽しちゃった本当困るんですよ。やっぱり対面授業ってのがやっぱり、学校経営の1番だと思うんですよ。その中で、学習の効率化でリアルタイム化の中でプラムイン教育、GIGAスクール構想もそうですけども、そういった情報活用

能力もあり、理論的な思考を身につけていくことが大切でそういったきちんとバランスのとれた学校現場での教育活動が実践を、私は今後望みたいんですよ。それでGIGAスクール構想当初ですね。これ最後、教育長の思いです。昨日も熱い答弁いただいたので今日も熱い答弁を最後をお願いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

ありがとうございます。やはりぬくもりのある教室っていうのはすごく大事なあって思います。多分皆さんも経験あると思いますけども、その目利きに会えたらいいですよ。あなたこういうところを、いいよと。そしてその気になってまた頑張るっていうのがすごく大事なところだと思います。ちょっといい指導者は、やっぱり指導のコツも上手なんですよ。今の状態をしっかり分析して、ちょっとステップアップさせてあげると。そして自信を持たせてあげると子どもはぐんぐん自らやるようになる。教科指導もそうです。1番駄目なのは、その教科を嫌いにさせてしまうっていう、好きになれば自分から勉強するようになるっていうことがすごく大事です。本当に新型コロナウイルスの感染が拡大しなければ、本当に密着プレーで、心の通った教育ができるんですが、なかなか身体的な接触許されない仲間とがっちりスクラムを組んでですね、取り組む活動も感染リスクが高いということで禁止されている。そんな中で登場をしてきた、脚光を浴びてるのは、タブレットを使っただけの授業です。ただ可能な限り、対面授業を実施しながら、どうしても出来ない部分、ICTのメリットを活かした授業を活用してハイブリッドで当面はやっていかないといけないのかなと考えております。そして、私の理想とする学校はですね、いじめの問題もありました。本当に旭川では悲しい事件が起きてしまいました。情報モラルっていう部分もありますし、悩んでいる子になぜ気づいて、優しい手を差し伸べることが出来なかったのか。あと、傍観者がいるわけですよ。その傍観者なんで、もういい加減やめれというようなことを言えない子ども達になってしまったのかってのが非常に悔やまれます。そしてやっぱり、最後はバランスです。知・徳・体ですね、教育の最終目標は、学力だけではありませんので、人格形成ですから、それにどうやって、学校をはじめ、地域が関わって、鍛えて1人前の人間にしていくかということで、これからも力を貸していただければありがたいなあと思います。齊藤議員は、本当に忙しい中、学校へ協議会の会長を引き受けていただいて、ある面では、教育委員さん以上に、学校現場を知って、いろいろ心配されることを、今の質問の中で、町民にしてほしいということで、あえて質問してくださってるんじゃないかなあと思います。そういう心をしっかり受けながら、学校現場頑張ってるぞと言われるように、教育委員会事務局、一枚岩で、前進していきたいと思っております。今後ともいろいろご指導よろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

どっちが答弁者かちょっとわからなかったんですけど。このGIGAスクール構想当初です。今後、やっぱり教師と児童生徒がしっかり向き合っていく、教育、これまで培ってきた学習管理、コミュニケーション能力、児童生徒の動きによる児童生徒同士の競争力とか発信力と、そういった対面人格形成が私は1番だと思います。今教育長言ったみたいに、そしてその中に、高度な知識だとか、人口的な計算力といったICT的力をバランスよく活用しながらですね、大樹町が目指す新たな教育の姿を期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議長

これをもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第3 陳情第2号

○議長

日程第3 陳情第2号地方財政の充実・強化に関する意見書の提出を求める陳情書についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、報告を求めます。

総務常任委員長、西田輝樹君。

○西田総務常任委員長

ただいま議題となりました陳情第2号、地方財政の充実強化に関する意見書の提出を求める陳情書は、6月14日に本委員会に付託されましたので、同日、委員会を開催し、審査した結果、次のとおり決定したので、大樹町議会会議規則第94条の規定により、ご報告いたします。

本陳情の趣旨については、骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、同水準を確保してきていますが、新型コロナウイルスへの対応のため、巨額の財政出動が行われており、2022年度以降の地方財源が確保されているのか、大きな不安となっております。このため2022年度以降の政府予算と地方財政の検討にあたり、コロナ禍による行政需要なども把握しながら、予算を適格に見積り、地方財政の確立を目指すものであることから、全会一致で採択すべきものと決しましたのでご報告いたします。

それでは本意見書案の朗読により提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実強化に関する意見書。新型コロナウイルスによる、今、地方自治体には、新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、新しい生活様式への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。それと同時に、医療、介護など社会保障への対応、子育て支援対策の充実、地域交通の維持、確保など、少子高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要もこれまで以上に高まりつつあります。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する現場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタルガバメント化への対応も迫られています。こうした地方の財源対応について、政府は、いわゆる骨太方針2018に基づき、2021年度の地方財政計画までは2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が、十分に確保できるか、大きな不安が残されております。このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障、防災、環境、地方、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な体制機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた確実な財源措置を図ること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが、自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための地方自治体の取組を支える財政措置を講じること。

4、デジタルガバメント下における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や、一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止することや、地域でデジタル化に対応する人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5、まちひとしごと創生事業として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6、会計年度任用職員制度について、法の趣旨に基づいて、当該職員の処遇改善が求められていることから、引き続き所要額の調査を行うなど、さらなる財政需要を確実に満たすこと、また処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7、森林環境譲与税の常用基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に、国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において、固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する大義は、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

9、地方交付税の財源保障機能財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10、地方交付税の法定税率を引き上げるなど、引き続き臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣特命担当大臣、地方創生内閣府特命担当大臣経済財政政策担当としております。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第2号の件を採決いたします。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって本件は委員長の報告のとおり、採択と決しました。

◎日程第4 発委第3号

○議 長

日程第4 発委第3号地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

本意見書は、先の陳情第2号の趣旨と同様の意見でありますので、提案理由の説明、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、これより、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

発委第3号の件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第5 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第74条の規定に基づき、各委員長から、お手元に配付のとおり申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

よって、令和3年第2回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時26分